令和８年第３回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長　舘山善也

副委員長　赤平勇人

目　　次

１　開催日時 ・・・

３　予備費について……36
４　企業版ふるさと納税について……37
○木村淳司委員（創青会）……40
１　部活動の外部指導員について……40
２　流雪溝について……47
３　合葬墓について……49
４　クルーズ船について……52
○竹山美虎委員（市民クラブ）……58
１　除排雪対策事業について……58
休憩……62
再開……62
○山本武朝委員（公明党）……62
１　罹災証明書の発行について……62
２　除排雪事業について……65
３　交通安全について……70
○万徳なお子委員（日本共産党）……73
１　私道の維持管理について……73
２　道の駅ユーサ浅虫について……75
散会……76
２日目　令和８年９月17日（木）
開議……77
○藤田誠委員（立憲民主・社民）……77
１　特殊勤務手当について……77
２　直営班対応の拡充について……80
３　地域除雪活動支援事業について……82
○柿崎孝治委員（自民クラブ）……84
１　防犯カメラの設置について……84
２　旧油川配水所の解体について……87
３　中央市民センターのプラネタリウムについて……89
○工藤健委員（市民クラブ）……91
１　共通基盤システムについて……91
２　道の駅ユーサ浅虫について……94
○天内慎也委員（日本共産党）……101
１　浪岡地区の除排雪事業について……101
休憩……105
再開……105
○澁谷洋子委員（自民クラブ）……105

１　卸売市場について……105
２　青森市ファシリティマネジメント推進基本方針について……108
○中田靖人委員（自民クラブ）……112
１　除排雪対策事業について……112
２　クラブチームの地域展開について……117
３　アピアランスケアについて……119
採決……121
閉会……122

１　開催日時　令和８年９月16日（水曜日）午前10時～午後４時６分
令和８年９月17日（木曜日）午前10時～午後１時54分

２　開催場所　第３・第４委員会室

３　審査案件

議案第111号　令和８年度青森市一般会計補正予算（第４号）
議案第112号　令和８年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第１号）
議案第113号　令和８年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第114号　令和８年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）
議案第115号　令和８年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第116号　令和８年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第１号）
議案第117号　令和８年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第118号　令和８年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
議案第119号　令和８年度青森市病院事業会計補正予算（第１号）
議案第120号　令和８年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第１号）
議案第135号　令和８年度青森市一般会計補正予算（第５号）

○出席委員

委員長	舘山善也	委員	柿崎孝治
副委員長	赤平勇人	委員	澁谷洋子
委員	小熊ひと美	委員	村川みどり
委員	工藤夕介	委員	木戸喜美男
委員	関貴光	委員	工藤健
委員	万徳なお子	委員	山本武朝
委員	蛯名和子	委員	木下靖
委員	木村淳司	委員	渡部伸広
委員	竹山美虎	委員	大矢保

○欠席委員

委員　長谷川章悦

〇説明のため出席した者の職氏名

副市長	赤坂　寛	保健部長	佐藤秀彦
副市長	横山英大	経済部長	横内信満
教育長	工藤裕司	経済部理事	工藤拓実
企業局長	舘山　新	農林水産部長	大久保文人
代表監査委員	鹿内　勲	都市整備部長	木村颯希
総務部長	小野正貴	都市整備部理事	土岐政温
総務部理事	佐々木和人	浪岡振興部長	奈良英文
企画部長	金谷浩光	市民病院事務局長	今　国弘
企画部理事	齊藤寿一	会計管理者	横内　修
税務部長	千葉康伸	教育委員会事務局教育部長	泉　宏明
市民部長	齋藤賢剛	教育委員会事務局理事	角田　毅
環境部長	中村　敦	水道部長	舘山　公
福祉部長	白戸高史	交通部長	髙野雅子
こども未来部長	大久保綾子		

〇事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	田村亜希世	議事調査課主査	石田彩美
議事調査課長	横内英雄	議事調査課主査	増田勝利
議事調査課主査	山田　達	議事調査課主任	杉浦晃平
議事調査課主査	花田　昌		

１日目　令和８年９月16日（水曜日）午前10時開会

○舘山善也委員長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。

長谷川章悦委員より体調不良のため本日及び明日の委員会を欠席すると報告を受けております。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 111 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」から議案第 120 号「令和８年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第 135 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」の計 11 件の審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 111 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」から議案第 120 号「令和８年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第 135 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」の計 11 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○舘山善也委員長　御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、９月３日に開催された本委員会の組織会終了後に質疑者は 16 人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な御答弁をお願いいたします。

どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 111 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」から議案第 120 号「令和８年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで及び議案第 135 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」の計 11 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、大矢保委員。

○大矢保委員　それでは、８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費に関連し

て質疑いたします。

旧青森国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業について、準備組合との協議・検討内容を示していただきたいと思います。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの市街地再開発事業の協議・検討内容についての御質疑にお答えいたします。

旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業につきましては、令和６年３月の都市計画決定後、準備組合において、事業計画の認可に向け精査していたところ、資材高騰や地権者との協議などにより事業計画内容を変更せざるを得ない状況となりました。

このことから、これまで準備組合から本市に対しまして、事業計画認可の時期につきましては当初の令和６年度予定を延期、事業完了の時期につきましては当初の令和 10 年度予定を再度調整との報告がありました。

令和８年度におきましては、早期の事業計画認可に向けて、地権者との調整や、昨年度に実施いたしました土地・建物の資産価値の調査等を踏まえ、準備組合におきまして事業計画の精査を進めております。

本市では、進捗状況につきまして、準備組合から随時報告を受けるとともに、事業の進捗に応じて協議・指導を行っており、引き続き適切に対応してまいります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　かなりたっているので、まちづくりの観点から早く進めてほしいと思いますし、また、進捗状況については、組合のほうから随時報告があると思いますけれども､やはり行政としても指導をして､早めにまちづくりを進めてほしいと。これを要望して終わります。

次に、10 款教育費６項保健体育費３目学校給食費に関連して質疑いたします。

平成 22 年 11 月に公表された青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針に基づいて、集約の効果については、経費や人件費削減といった予算面だけが強調されていますが、浪岡では事業創造拠点となる浪岡フードバレイ形成に着手した、そして、地区の活性化を図っております。

その中で、児童や生徒の食育、地産地消の観点から、地域団体からの要望等の提出を踏まえ、まちづくりのためにも学校給食センターが必要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの青森市浪岡学校給食センターについての御質疑にお答えいたします。

本市では、老朽化が顕著でありました西部及び中央部の学校給食共同調理場に代

わって新たな給食施設を整備するとともに、給食の調理業務等を民間に委託するために、平成22年11月に青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針を定めております。

この実施方針は、整備費の抑制を図るため、ＰＦＩ方式により小学校給食センターを整備するとともに、中学校給食センターも併せて運営し、順次耐用年数を迎える各単独給食実施校や青森市浪岡学校給食センターの業務を集約していくこととしております。

青森市浪岡学校給食センターは、耐用年数である35年を経過し、施設の老朽化が著しい状態となっており、また、建て替えには多額の費用を要するとともに、浪岡地区の児童・生徒数も減少しており、今後も減少することが予想されているところであります。

青森市浪岡学校給食センターの業務を小・中学校給食センターへ集約することにつきましては、老朽化している青森市浪岡学校給食センターの改築や設備更新に要する経費が不要となることなどといった費用面だけでなく、バサラコーンをはじめとする地域の食材を活用した食育や地産地消について、これまで以上に市域全体で一体的に取り組むことが可能となるものと考えております。

このような中、令和７年４月に、青森市浪岡町内会連合会、青森市浪岡ＰＴＡ連絡協議会、青森市浪岡地区子ども会育成連絡協議会の３つの団体から連名により、青森市浪岡学校給食センターの存続を求める要望書が提出されましたが、このうち、青森市浪岡町内会連合会に対しましては、令和７年 11 月に開催された幹事会において、また、残りの２団体に対しましては、令和７年12月に開催され、それぞれの会長が出席した浪岡地区学校運営協議会において、これまでの経緯と本市の取組を説明し、御理解をいただいております。

あわせて、青森市浪岡学校給食センターの給食調理業務を来年度から小・中学校給食センターに集約することにつきましては、本年４月から浪岡地区小・中学校の保護者を対象に説明会を実施したほか、文書でもその旨お知らせしているところであります。

教育委員会では、青森市浪岡学校給食センターを小・中学校給食センターに集約した後においても、青森地区の小・中学校と同様に、おいしい学校給食の提供、安全・安心な学校給食の提供、市域全体での食育と地産地消に取り組んでまいります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　浪岡地区で児童・生徒が減っていくという予想をしていますけれども、この３年間の推移についてお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　児童・生徒数の推移に関する再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の児童・生徒数につきましては、５月１日を基準日として、令和６年は

小学校 693 人、中学校 387 人の合計 1080 人、令和７年は小学校 692 人、中学校 356 人の合計 1048 人で前年比 32 人の減、令和８年は小学校 671 人、中学校 345 人の合計 1016 人で前年比 32 人の減となっており、毎年度１クラス相当の児童・生徒数が減少しております。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　青森市の人口の減少に比べたら、かなり小さいんじゃないかなと思うんだけれども。

それでは、本郷小学校が昨年度をもって廃校となりましたが、その施設を学校給食センターとして活用することを検討しなかったのかどうか、市の見解をお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　旧本郷小学校の活用に関する再度の御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡学校給食センターは、耐用年数である 35 年を経過し、施設の老朽化が著しい状態となっており、また、建て替えには多額の費用を要するとともに、浪岡地区の児童・生徒数も減少しており、今後も減少することが予想されているところであります。

このことから、本市では、平成 22 年 11 月に定めた青森市小学校給食センター等整備運営事業実施方針の中で、順次耐用年数を迎える各単独給食実施校や青森市浪岡学校給食センターの業務を小・中学校給食センターに集約していくこととしたものであります。

したがいまして、委員御提案の旧本郷小学校を給食調理施設とすることについては、検討していないものであります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　昨日、国道７号で乗用車とトラックがぶつかって、６時間も通行止めになりましたよね、知っていますか。３通りあるというのは聞いていましたけれども――ちょっと、これ、給食と違うんですけれども、旧本郷小学校の体育館の活用は、私はあそこを人工芝にして、そして冬期間、やはり高校生に使用させるべきと思いますが、お考えをお伺いします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　旧本郷小学校の体育館に関する再度の御質疑にお答えいたします。

旧本郷小学校の体育館につきましては、現在、指定避難所となっているほか、廃校以前から学校施設開放を利用している地域のスポーツ団体に引き続き施設を貸し出しております。

このうち、旧本郷小学校の体育館を試合や練習等のために利用している地域のスポーツ団体の競技は、バドミントン、ドッジボール、卓球、ソフトバレーボールと

なっており、いずれも体育館をフローリングのまま利用することが望ましい競技となっております。

このことから、委員御提案の体育館を人工芝とすることについては、現時点で教育委員会では考えていないものであります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　ちょっと参考までに、黒石商業高校、廃校になりましたけれども、県では、あそこの体育館を人工芝にして貸し出ししています。そういうところをやはり見て、建物は耐用年数がありますから、これから幾らでも出てくると思います。

ところで、橋本小学校はどうなるのか、これ、よく聞かれるんだけれども、私、質疑の中にも何も書いていないので答弁は要りませんけれども、あそこは冬になったら雪捨場にすれば、すごい使い勝手がよくていいなと言う人もいるし、何か10月と11月、何かあそこでイベントやるみたいです。あそこの卒業生が、何かこの前、講演を開いていました。

これから、うちのほうの高田小学校も児童が30人しかいませんので、今後とも推移を見守っていきたいと思います。高田小学校は今年で創立150周年ですので、よろしくお願い申し上げます。これで教育委員会を終わります。

８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費に関連して、除排雪について、工区の除雪について、市民生活を考えると速やかに作業を完了することが必要と考えるが、今冬に向けた迅速性を重視した取組をお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の迅速性を重視した取組についての御質疑にお答えいたします。

今冬の一般委託工区における除排雪につきましては、昨冬の豪雪時において、特に生活道路での除排雪作業に遅れが生じ、市民生活や道路交通に大きな影響が生じたことを踏まえ、道路交通の確保を最優先として、迅速性を重視した除排雪方法へ転換することとしております。

具体的には、これまで除雪と排雪を一体的に実施していた作業方法について、除雪と排雪の作業指示を区別し、まずは除雪を先行して実施することとしています。これにより、排雪作業に必要となるダンプトラックの手配や雪の積込み、運搬等に時間を要することなく、少ない機材で作業を実施することが可能となることから、これまで以上に除雪回数を増やし、道路上に圧雪状態をつくらないことを基本としております。

その上で、降雪状況や道路上の堆雪状況等を踏まえ、排雪を実施することで、道路交通の早期確保を図ることとしております。

除排雪指令後は、ＧＰＳ等を活用して各工区の作業状況や進捗を把握し、作業の遅れが確認された場合には、その要因を確認した上で、必要に応じて事業者に対し作業体制の強化などを求めるほか、本市の要請による他事業者の応援除雪などによ

り、迅速性を重視した作業体制を確保することとしております。
さらに、評価制度につきましても、従来の作業の仕上がり状況等に加え、本市の作業指示から着手までに要した期間や、事業者からの作業計画に基づく着手から作業完了までの期間を考慮するとともに、迅速性の評価に占める割合を高くするなどの見直しを行うこととしております。
加えて、作業完了までの日数など目標とする数値基準や、路面状況や幅員確保など仕上がり基準を明確に設定し、評価へ反映することとしております。
本市としましては、こうした見直しにより、まずは車両が通行できる状態を早期に確保し、道路交通の迅速な確保につなげてまいります。
以上であります。
○舘山善也委員長　大矢委員。
○大矢保委員　今、除雪と排雪を分けて作業するということになっていますけれども、除雪を優先していくということであれば、圧雪状態や寄せ雪をつくらないために、降雪時 15 センチメートルでなく、10 センチメートルで指令を出すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　出動基準についての再度の御質疑にお答えいたします。
バス通りなどの幹線につきましては、降雪がおおむね 10 センチメートル以上でかつ交通の確保が困難と認められる場合としており、本市の主要路線として優先的に除排雪作業を実施しております。
また、交通量など道路の機能からも、幹線道路と生活道路につきましては、出動基準を区別する必要があると考えております。
このことから、一般委託工区の出動基準につきましては、昨年度までは降雪がおおむね 15 センチメートル以上でかつ交通の確保が困難と認められる場合としておりましたが、今年度からは降雪がおおむね 15 センチメートル以上でかつ交通に支障が生じることが見込まれる場合に見直すこととしております。
これは、降雪量だけをもって判断するのではなく、今後の降雪状況や路面状況等を踏まえ、交通への支障が生じることが見込まれる段階で出動を判断し、圧雪状態になる前に作業着手することで迅速性を確保できると考えております。
以上であります。
○舘山善也委員長　大矢委員。
○大矢保委員　何か、15 センチメートルでなくて、10 センチメートルでもあり得るというような答弁でした。
県は 10 センチメートル、今、弘前市は５センチメートルというので、何か協議しているみたいですけれども、こうなるとパトロール隊は大変ですね。12 班で間に合いますか――間に合うと。自信ありと。そうですか、じゃあ何も言いません。これ

で終わります。

次に、６款農林水産業費１項農業費５目土地改良費に関連して質疑します。

地籍調査は一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、正確な境界の位置と面積を確定するものであります。地籍調査は昭和 26 年から行われ、70 年以上経過していますが、その中にあって、青森県の実施状況は 93%。しかも、県内 40 市町村のうち、75%の 30 市町村は完了しております。

しかし、青森市は県内市町村の中で最下位の 59%、この状況について答弁をお願いします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　地籍調査事業についての御質疑にお答えいたします。

地籍調査事業は、国土調査法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図ることを目的としております。

具体的には、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図・地籍簿として取りまとめ、法務局へ送付しており、本市では昭和 52 年より継続して事業を実施しております。

青森県内市町村の地籍調査事業は、委員御案内のとおり、県全体での進捗率が約 93%となっており、県内 40 市町村のうち 30 市町村において完了しているなど、進捗が図られております。

本市の進捗率は約 59%となっており、令和７年度末の全国の地籍調査事業の進捗率約 53%を上回っている状況であります。

なお、本市の対象面積は約 514 平方キロメートルで、県内市町村の中でも本市が最も広い調査面積となっております。

当該事業の本市の進捗率は全国を上回っているものの、県内他市町村と比べ低くなっている要因につきましては、調査対象面積が広いことによるものであると考えております。

以上であります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　調査面積が広いということは、誰でも分かっていることであるから、やる気があるかないかの問題です。

地籍調査の状況を見ると、実施箇所が点在していると思いますが、西に偏っていると思います。そのお考えはなぜなのか、お伺いします。また、地籍調査事業の計画はどのように作成されるのか、お伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　地籍調査事業の計画についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市の地籍調査事業は、国の補助金を活用し、実施しております。現在は、令和２年度に閣議決定されました第７次国土調査事業十箇年計画に基づいたものであり、

計画期間は令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間となっております。

この第７次計画の策定に先立ち、各市町村の事業実施要望箇所の調査があり、その際に、国より森林保全や社会資本整備、都市開発、防災対策、所有者不明土地対策に関する地籍調査を重点的に支援することが示されましたことから、効率的な事業実施のため、これらの中から森林保全に関するものとして、現在、新城山田地区の調査を実施しております。

今後の地籍調査の実施地区は、次期十箇年計画の策定の際に選定することとなりますが、前回と同様に国より重点的な支援対象の考えが示された後に、次回の調査地区についても慎重に検討して選定してまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　私は、もう東と西が――いろいろ先ほど説明がありましたけれども、西が進んでいると思います。今、答弁でも新城山田地区でやっているということなんですけれども、もっと地籍調査を加速するべきと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　今後の地籍調査事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

地籍調査の成果であります地図及び簿冊は、都市基盤整備の基礎資料、固定資産税の課税資料など、市町村の行政資料として活用されるばかりでなく、法務局に備え付けられることで、民間の土地調査・土地取引等に広く活用をされております。

また、地籍調査の成果である地図情報は、現地復元性の高さから災害時における迅速な復興に資するものとも考えております。

このため、本市では国の補助金を活用し、限られた予算を効率的に執行しながら事業の進捗を図っているところであり、今後も土地所有者の御協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　大矢委員。

○大矢保委員　ありがとうございます。

６月議会で入内地区から請願がありました。請願は不採択ですけれども、やはり市民一人一人の利便性を享受する権利は、地域の格差なくひとしくあるべきだと私は思います。

そして、先ほど、偏っていると言いましたけれども、私は昨日、おとどい、入内地区を見てきました。とてもひどい。うちが、みんないないんだね――空き家で。もうはっきり言ってつぶれている。ああいうところから早くやらないと駄目だと私は思ってきました。だから、市民から要望があったところから手をつけるべきだと私は思いますが、これは要望にしておきますけれども、そういうところからやって

いただきたいなと思いますよ。ただ、惰性で地籍調査をやるんじゃなくて、市民から要望があったところから先に進めていくというのは、私は筋だと思いますけれども、よろしくお願いを申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員　おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)創青会、木戸喜美男でございます。

所見を述べさせていただきます。

先月８月 22 日土曜日に西部市民センター前広場にて、第 31 回新城まつりを開催したところ、西市長の出席をいただき、ありがとうございました。また、新城中学校の吹奏楽部の毎年の出演をいただき､祭りを盛り上げていただきました｡さらに、ボランティアチームの方には、祭り会場の設営、いわゆるテーブル・椅子等の設置をしていただき、祭りが盛大に無事終了しました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは､９款消防費１項消防費２目非常備消防費に関連してお伺いいたします。消防団についてお伺いいたします。

消防団員は、それぞれ自分の本業を持ちながら、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づき、地域の安全を守るために消防・防災活動を行っている消防団であります。消防団は、火災の対応だけでなく、地震や風水害など災害時における活動や地域の防火防災活動など、地域の住民の生命と暮らしを守る重要な役割を担っております。

近年では、消防団員の高齢化や団員数の減少など、将来の担い手の確保が課題となっております。消防団員を確保していくには、募集活動はもちろんですが、子どもの頃から消防団員の活動などを知っていただきたいと思います。

質疑いたします。

小・中学校における消防団に関する教育の現状についてお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)木戸委員の消防団に関する教育についての御質疑にお答えいたします。

消防団は、自分たちのまちは自分たちで守るという郷土愛護の精神に基づいて活動しており、火災発生時の消火活動はもちろんのこと、地震や風水害などの大規模災害時の救助活動や避難誘導、火災予防のための防火普及啓発活動や防火パトロールなど、地域コミュニティーにおける防災において重要な役割を担っています。

文部科学省の小学校学習指導要領解説社会編においては、消防団など地域の人々が組織する諸団体が緊急事態に対処していることなどを基に、地域の安全を守る働きについて理解することと示しており、具体的な学びとしまして、小学校３学年社会科において、本市副読本に掲載している「わたしたちの青森」の中で、消防団が

地域の安全を守る重要な役割を果たしていることや、防災に対する消防団員の願いや思いに触れる学習をしております。

また、小学校での学習を踏まえ、中学校社会科の２学年地理的分野「防災・減災に向けた取組と課題」の学習においても、消防団の活動を理解するとともに、中学校３学年公民的分野「地方自治と私たち」において、地域防災の在り方の学習の中で消防団の役割を取り上げるなどの事例が報告されております。

また、学校の実情に応じて、避難所運営訓練や人命救助に係るＡＥＤ研修への参加など、消防団の方々と児童・生徒が共に活動することを通して、消防団の存在や役割について学ぶ機会を設けています。

教育委員会では、各学校が防災や地域のまちづくりを考える授業や消防団とともに活動する機会を通して持続可能な社会の担い手を育成できるよう、学校を支援してまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

消防団の方々と児童・生徒が共に活動することを通じて、消防団の存在や役割について学ぶ機会を設けているとのことでありました。

再質疑いたします。

中学校の社会科の副読本にも消防団を取り上げるべきと考えるが、教育委員会の見解をお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　副読本への掲載についての再度の御質疑にお答えいたします。

各学校においては、地域の安心・安全な暮らしを守るための学習や、住民自らがまちづくりに参加する大切さを学ぶ地方自治の学習をする上で、消防団は効果的な題材となっております。また、昨今の自然災害の状況を鑑みても、消防団について学ぶことは重要なことと考えております。

教育委員会では、多くの学校で、社会科の学習のみならず総合的な学習の時間等においても必要に応じて活用できるよう、市内全ての中学生に配付している副読本「魅力発見！青森学」への掲載を検討してまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

中学生になると、まずは物の見方や捉え方がしっかりしているのではないかと思います。消防団については、身近な出来事と捉えてくれると感じています。

市内全ての中学生に配布している副読本の「魅力発見！青森学」への掲載を検討していくとのことでありました。ぜひ掲載して中学生にも消防団に興味を持っていただき、さらに理解して将来の消防団員の確保につながることを強く要望して、この項は終わります。

次に、９款消防費１項消防費１目青森地域広域事務組合負担金に関連して、消防合同庁舎の建て替え整備についてお伺いいたします。

消防合同庁舎は、消防・救急活動の拠点として、市民の生命と安全を守る重要な施設であり、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の 119 番通報を一括に受信して、圏域唯一の消防中枢施設であります。現在の消防合同庁舎は完成から 46 年経過しており、これまで修繕や修理を行いながら維持管理されてきたと承知しております。

先日、西市長に消防合同庁舎――消防本部中央消防署の建て替え整備に関する要望書が、議員 32 名全員が賛同して提出されました。

質疑いたします。

完成から 45 年以上経過した消防合同庁舎の現状についてお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐々木和人総務部理事　木戸委員からの消防合同庁舎の現状についての御質疑にお答えいたします。

消防合同庁舎は、令和８年４月１日現在、約 140 名の職員が勤務しており、24 時間 365 日、迅速かつ確実な災害即応体制により、住民をあらゆる災害から守る重要な防災拠点施設であります。

昭和 55 年３月 20 日に完成いたしました消防合同庁舎は、令和８年で 46 年経過し、経年による劣化はありますが、耐震補強などの大規模改修工事や冷暖房・シャッター等の設備に関する修繕など必要な修繕を適時適切に行い、維持管理に努めているところであります。

消防本部では、重要な防災拠点施設である消防合同庁舎におきまして、災害対応に支障が生じないよう、引き続き維持管理に努めてまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

消防合同庁舎は、24 時間 365 日、迅速、確実な災害対応をし、さらに、経年劣化に対して必要な修繕を適切に行い、維持管理に努めているとのことでありました。

再質疑いたします。

消防合同庁舎の過去３年間の主な修繕状況をお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐々木和人総務部理事　過去３年の主な修繕内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

消防合同庁舎の過去３年の主な修繕内容につきましては、令和５年度は防火シャッター修繕工事、トイレ配管修繕工事など、令和６年度は水冷チラー設備改修工事、トイレ改修工事など、令和７年度は揚水ポンプ修繕工事、オーバースライダー改修工事などとなっております。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

毎年、修繕工事を行っているとのことで、常に維持管理に努めているということが分かりました。

再質疑いたします。

消防合同庁舎は、津波等の浸水想定区域ではないか、お知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐々木和人総務部理事　津波等の浸水想定区域についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市が公表しております、青森市洪水ハザードマップ、青森市高潮ハザードマップ及び青森市津波ハザードマップにおいて、いずれも消防合同庁舎は浸水想定区域内となっております。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

消防合同庁舎は、津波浸水想定区域内であるとのことでありました。

消防合同庁舎は、災害が発生した際に市民の生命・財産を守るための重要な防災拠点であります。その消防・救急活動の中核となる施設そのものが津波浸水想定区域内にあるということは、大きな課題ではないかと考えます。今後、消防合同庁舎を建て替えるのであれば、津波による浸水リスクを十分に考慮し、消防・救急活動を維持できる庁舎にする必要があると考えます。

再質疑いたします。

消防合同庁舎の建て替えについて、消防本部の考えをお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部理事、消防長。。

○佐々木和人総務部理事　建て替えについての消防本部の考えについての再度の御質疑にお答えいたします。

青森地域広域事務組合では、令和元年度に公共施設等総合管理計画を策定し、令和２年度には、同計画に基づき、消防施設の老朽化対策を推進するため、青森地域広域事務組合消防施設老朽化対策推進会議を設置しております。

この会議では、地域消防施設整備についての考え方として、消防・救急活動における初動態勢を確立できる機能を確保しつつ、人口減少及び地理的条件など、地域の実情を踏まえた老朽化対策や建て替え等に関する内容を盛り込んだ消防施設の老朽化対策の基本的な考え方を整理しており、老朽化や修繕の状況、都市状況の変化等の修正要因が発生した際には、必要に応じて見直しを行っているところであります。

消防本部では、引き続き重要な防災拠点施設であります消防合同庁舎におきまして、災害対応に支障が生じないよう、この基本的な考え方に加え、国が示す消防力の整備指針、市の公共施設の整備状況等について総合的に勘案し、関係機関とも連携しながら、消防合同庁舎の建て替えについて検討を進めてまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

総合的に関係機関と連携して、消防合同庁舎の建て替えについて検討を進めるとのことでありました。市民の生命と財産を守るために、早期実現を要望して、この項は終わります。

次に、３款民生費１項社会福祉費３目老人福祉費に関連して、終活支援についてお伺いいたします。

私は以前、一人暮らしで身寄りのない知人から、自分が亡くなった後、火葬や葬儀はどうなるのかと相談を受けたことがあります。そのときはどう答えてよいのか分からず、今でも時々思い出しております。私の周りにも、一人暮らしの高齢者が増えてきました。

そこでお伺いいたします。

終活支援に関する本市の取組内容をお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　木戸委員からの終活支援に関する本市の取組内容についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、高齢化や核家族化が進み、一人暮らしの高齢者が増える中、元気なうちから終末期に必要な備えを整えておくことが重要であると考え、青森市版エンディングノート「わたしノート」の配布と終活情報登録事業を実施しております。

わたしノートにつきましては、終末期に必要な備えを本人が書き留めておくものとして令和２年度に作成し、本市の担当課窓口や市内 11 か所の地域包括支援センターにおきまして希望者に配付しておりますほか、出前講座におきまして、終活を考える教材として活用しております。

令和７年度の実績といたしましては、担当課において配付した数は 701 冊、地域包括支援センターに配置した数は 83 冊、終活に関する出前講座の実施回数は 12 回となっております。

終活情報登録事業につきましては、令和６年６月から開始したものであり、65 歳以上の方を対象に、緊急連絡先や葬儀、遺品整理の生前契約先など 11 項目の中から、本人が希望する情報を無料で市に登録できる事業であります。

登録された情報は、本人が意思表示できなくなったときや死亡したときに、医療機関や警察、本人が指定した家族等からの照会に対し、市が本人に代わり開示することとしております。

令和７年度の実績といたしましては、相談件数は 33 件、登録件数は６件となっており、令和７年度末時点の登録件数は 12 件となっております。

また、本事業では、登録に至らない場合であっても、身元保証や死後事務処理を請け負う民間事業者への紹介、あるいは身寄りのない方の埋葬を行う担当課への案

内など、相談者の状況に応じた対応に努めております。

本市といたしましては、今後、家族や親族等の支援を得ることが難しい高齢者の増加が見込まれる中、身寄りのない高齢者への支援など、国において新たに創設される制度の動向を注視していくとともに、引き続きわたしノートや終活情報登録事業の周知等を図りながら、高齢者等が住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるよう、終活支援に取り組んでまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

わたしノートを配布したり出前講座で終活を考える教材として活用しているとのこと、また、終活情報登録事業には12人の方が登録されているということでありまして、分かりました。ありがとうございます。

私は、この終活情報登録事業は、身寄りのない高齢者にとっては本当にありがたい事業だと思います。私の周りでは、この事業があること自体を知らない方が随分いると思います。知らないと利用されません。

そこで、再質疑いたします。

終活情報登録事業の周知方法についてお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　終活情報登録事業の周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

終活情報登録事業の周知につきましては、広報あおもり及び市ホームページへの掲載のほか、市民向け出前講座や青森市民大学での終活に関する講座におきまして、事業の案内を行っております。

また、市内11か所の地域包括支援センターへ本事業のチラシを設置し、地域の高齢者からの相談に対して案内をお願いしておりますほか、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対しましても、チラシを配付し、周知を行っております。

このほか、令和７年度から青森県立保健大学との共催により、同大学の大学祭と同日の企画として青森市認知症フォーラムを開催しており、若い世代から高齢者まで幅広い世代が来場することから、会場にチラシを設置するなど、様々な機会を捉えて周知に努めているところであります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

広報あおもりやホームページ、それから地域包括支援センターや民生委員・児童委員の皆様を通じて知らせているとのことでありました。

私も高齢者の一人でありますが、広報あおもりやホームページを隅から隅まで見るかと言われると、なかなか正直見ていないところが現状であります。

令和６年第４回定例会の予算特別委員会でも、周知の回数を増やしたり、いろいろな周知の方法を考えていただき、広く高齢者に情報が届くように工夫していただ

きたいと申し上げてきました。やはり、高齢者には人から人へ伝わり、顔の見えるというか、そういった伝え方が一番でないのかなと思います。とりわけ、最近どうしているかという話になったときに、こういうことがあるけれども知っているかとか、そんな形の部分でお願いするというものでありますので、よろしくお願いいたします。

そこで、再質疑いたします。

終活情報登録事業について、今後どのように周知を進めていくのか、考え方を教えてください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　終活情報登録事業の今後の周知についての再度の御質疑にお答えいたします。

終活情報登録事業につきましては、必要とする高齢者本人に情報が直接届くことが重要であり、特に高齢者にとっては、身近な人から直接伝えられることが利用につながるきっかけになるものと認識しております。

このため、広報あおもりや市ホームページへの掲載に加えまして、日頃から高齢者と接する機会の多い地域包括支援センターや民生委員・児童委員を通じて本事業の案内が行き渡るよう、引き続き働きかけてまいります。

また、終活に関する出前講座につきましては、令和７年度は12回開催し、265人の方に参加いただいており、こうした場でも本事業を説明しております。

今後は、老人クラブやまちなかいきいきサロンなど、高齢者が身近に集まる機会を捉えた周知にも努めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、こうした取組により、終活に不安を抱える高齢者に事業の情報が届くよう、引き続き周知に取り組んでまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

これからは、高齢者が多くなり若い人が少なくなっていくと聞きます。これまで家族がやってくれたことを頼める人がいないという方が、これからますます増えるのではないかと心配しております。

そこで、再質疑いたします。

今後の高齢者を取り巻く状況の見通しと終活支援の必要性について認識をお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　今後の見通しと終活支援の必要性についての再度の御質疑にお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本市の総人口は、令和２年の27万5192人から、令和32年――2050年には17万4205人まで減少する見込みとなっております。この間、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、令和２年

の 32.0％から令和 32 年には 47.7％となり、市民のおよそ２人に１人が高齢者となる見込みであります。

また、本市の出生数は、昭和 30 年の 4849 人をピークに減少が続いており、令和６年には過去最少となる 1206 人まで減少し、少子化と高齢化が同時に進行する状況にあります。

特に、支援を必要とすることが多い 75 歳以上の高齢者は、令和２年の４万 3465 人から、令和 32 年には５万 2869 人まで増加する見込みである一方、これを支える 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は、令和２年の 57.5％から令和 32 年には 45.0％まで低下し、高齢者の割合を下回る見込みとなっております。

また、国の将来推計によりますと、全国では、高齢者の単身世帯は今後さらに増加し、令和 32 年頃には５世帯に１世帯が高齢者の単身世帯になると見込まれております。

こうしたことから、本市といたしましては、家族や親族等の支援を得ることが難しい高齢者が今後増加していくものと認識しており、終活支援をはじめとした身寄りのない高齢者等への支援の重要性は、一層高まっていくものと考えております。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

２人に１人が高齢者という時代が来るかもしれない。これは大変なことと思います。国のほうにも、身寄りのない方を支えるための新しい仕組みをつくる動きがあると聞いております。入院するときの手続や亡くなった後のことまで誰かに支えていただけなければならない方が現実におります。

そこで、再質疑いたします。

身寄りのない高齢者等への支援に関する国の動向と本市の対応をお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　身寄りのない高齢者等への支援に関する国の動向と本市の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

国におきましては、頼れる身寄りがいないことにより、これまで主に家族や親族等が担ってきた金銭管理などの日常生活支援、入院・入所の手続支援、死後事務の支援等を受けられないことが、生活上の課題として顕在化しているとされております。

このため、令和８年６月 25 日に公布された社会福祉法等の一部を改正する法律により、これらの支援を行う事業が新たに第二種社会福祉事業に位置づけられ、資力が十分でない方も含め、誰もが安心して利用できる相談支援体制を整備することとされたところであります。

この事業に係る規定は、公布の日から起算して２年以内に施行することとされております。

本市におきましては、これまでも民生委員・児童委員や地域包括支援センターによる戸別訪問、高齢者介護相談協力員による日常的な見守り、成年後見制度利用支援事業、配食サービス事業、高齢者安心確保事業、終活情報登録事業など、身寄りのない高齢者等を支える多角的な支援を行ってきたところであります。

本市といたしましては、国の新たな制度創設の動きを的確に把握し、身寄りのない高齢者等が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる体制の構築に向け、適切に対応してまいります。

○舘山善也委員長　木戸委員。

○木戸喜美男委員　御答弁ありがとうございました。

国の動きを踏まえて、検討していただけるということでありますので、しっかり進めていただきたいと思います。

何度も言いますが、終活情報登録事業は、大変よい事業であると私は思っております。しかし、どんなによい事業でも、知らなければ使えません。私の知人のように、誰にも相談できずに１人で悩んでいる高齢者の方が多くいます。広報あおもりやホームページだけでなく、地域包括支援センターや民生委員・児童委員の皆様、老人クラブなどを通じて、高齢者に直接届く形で繰り返し粘り強くＰＲしていただくことを強く要望して、私の質疑を終わります。

○舘山善也委員長　次に、木下靖委員。

○木下靖委員　市民クラブの木下靖です。

それでは、本定例会に提案されています補正予算について質疑を行います。

まず、青森市移住・定住応援事業について、本定例会に移住支援金に係る補正予算 150 万円が計上されています。この移住支援制度に係る事業内容及びその周知方法についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　木下委員からの移住支援金制度に係る事業内容と周知方法についての御質疑にお答えいたします。

青森市移住・定住応援事業に係る補正予算の内容につきましては、青森市移住支援金の全額返還規定に該当した交付決定者が返還金を納付したことを受けまして、国、県への返還金として、歳出 150 万円を計上しているものであります。

移住支援金制度につきましては、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を主眼といたしまして、本市への移住の促進を図るため、国や県の財源を活用して、県外から移住し一定の要件を満たす方に各種移住支援金を支給しているものであります。

そのうち、青森市移住支援金を例に挙げますと、主な要件といたしましては、１つには、本市への転入前に東京 23 区に５年以上居住または通勤し、転入後に起業、就業、テレワーク、専門人材、関係人口のいずれかの就業要件を満たしていること、２つには、本市に転入後１年以内に申請する必要があること、３つには、申請日から

５年以上継続して本市に居住する意思を有していることなどとなっております。
　このとおり、移住支援金の申請に当たりましては、移住前後の複数の要件を満たす必要がありますことから、移住前の検討段階で早めに御相談いただくよう案内をしております。
　そのため、市では、円滑かつ計画的に申請手続等を進めることができるよう、チラシやホームページ等で周知した上で、メール、電話、窓口、移住相談フォームなどを通じて、移住検討者に個別具体的な制度説明も行っております。
　市では、引き続きホームページやＳＮＳ等で広く情報発信を行いますほか、移住体験者や首都圏などで開催する移住相談会への参加者に情報提供を行うなど、効果的な周知・広報に努めてまいります。
○舘山善也委員長　木下委員。
○木下靖委員　ただいま、青森市移住支援金を例に御答弁をいただきました。
　本市の移住支援制度を見ますと、主に３つあります。
　１つに、青森市移住支援制度。これが単身世帯 60 万円、２人以上世帯 100 万円、子の加算１人につき 100 万円で、上限が２人までで 200 万円と。
　２つ目が、新しい働き方移住支援金。これは単身世帯 15 万円、２人以上世帯 25 万円、子の加算は１人につき 25 万円。
　３つに、青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金。これは１世帯が 100 万円、あと、子の加算が１人につき 100 万円で、上限２人までで 200 万円と。あと、ひとり親の加算が 100 万円というふうになっています。
　それぞれに要件があって、チラシやホームページ等での周知の上、個別の説明も行っているということでした。
　実は、今年の１月、二十数年ぶりに青森県外から青森市へ帰ってこられた方から話を聞きまして、その方の場合は、この制度を知らなかったということでした。それで、Ｕターンなどで本市に戻ってこられる方は、住民票の異動の際には市民課を訪れることになるんだというふうに思うのですが、この制度を知らなかったということがないように、その周知方法について、例えば、市民課に住民票の異動手続に来たときに、いやが応でも目に入るようにとか、支援事業について何か漏れなくチラシを手渡すとかいう工夫が必要なのではないかなというふうに思います。
　移住してきて新しい生活を始めようという際には何かと物入りで、たとえ今回の支援制度の中で一番額の少ない新しい働き方移住支援金であっても 15 万円の支援金が支給されるという制度ですので、物入りのときに 15 万円の支援金でも大変ありがたい制度だなというふうには思います。今後に向けて、その周知方法については一考をお願いして、この項については終わります。
　続きまして、難病患者相談事業に 82 万 6000 円の補正予算が計上されています。この事業概要についてお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　木下委員の難病患者相談事業についての御質疑にお答えいたします。

難病とは、難病の患者に対する医療等に関する法律におきまして、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であり、当該疾病にかかることにより長期の療養を必要とするものと定義されております。

国では、医療費助成制度の対象疾病として、現在348疾病を指定難病としております。

本市の難病患者相談事業につきましては、患者やその御家族等を対象に、療養生活における不安の軽減を図るため、訪問等による相談のほか、医療講演会や医療相談などを行っております。

相談につきましては、市保健所に難病相談窓口を設置しております。来所や電話による相談に対応しておりますほか、保健師や看護師等の相談員が家庭訪問をし、患者やその御家族の抱える日常生活や療養上の問題等について、個別の支援を継続的に行っております。

また、患者団体等の情報提供や、利用できる福祉制度の御案内も行っております。

令和７年度の相談件数は95件でありまして、そのうち、訪問件数は40件となっております。

医療講演会につきましては、疾病について正しい理解を深め在宅療養を継続していけるよう、専門の医師や作業療法士などをお招きし、講演会を開催しておりますほか、個別相談も実施しております。

令和７年度は計２回開催し、延べ33人に御参加いただいたところであり、参加者の方からは、「専門の先生から話を聞くことができてよかった」、「病気の特徴やリハビリの重要性が理解できた」などの声が寄せられております。

難病は、長期の療養が必要であり、患者数が少なく、孤立しやすい傾向にあります。

そのため、本市では関係機関と連携しながら、本事業について、広報あおもりや市ホームページ等で周知を図るとともに、患者やその御家族等に寄り添い、抱える医療や日常生活上の相談に対応し、不安の軽減を図れるよう支援に努めてまいります。

以上です。

○舘山善也委員長　木下委員。

○木下靖委員　市保健所に相談窓口を設置して来所や電話相談に対応しているほか、保健師や看護師等の相談員が家庭訪問をして支援をしているという説明でした。

保健部長の答弁では、その348の疾病が難病指定されているということでありました。改めて、この348の難病を見てみますと、その数自体がこんなにあるのかというのが、まず第一印象だったんですけれども、例えば、筋萎縮性側索硬化症、いわゆるＡＬＳですとか、パーキンソン病、クローン病、筋ジストロフィー等、聞い

たことのある病名もありますけれども、その他ほとんどは見たことも聞いたこともないというような病気であります。これらの疾病に罹患した方は、その原因も治療法も確立されてないという病ですので、精神的な負担も相当なものであるというふうに考えます。先ほどの答弁中、令和７年度の相談件数が 95 件であったということで、結構あるなという印象を受けました。難病に苦しむ患者さんにとっては大変有意義で価値のある事業ではないかなというふうに思いました。難病患者相談事業に関しては、以上で終わります。

続きまして、感染症予防対策事業について補正予算 688 万 3000 円が計上されていますが、その事業概要をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　感染症予防事業についての御質疑にお答えいたします。

本市の感染症予防事業は、感染症の発生及び蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び令和６年３月に策定しました青森市感染症予防計画に基づき、感染症発生動向調査や予防啓発等を実施しております。

このうち、感染症発生動向調査につきましては、感染症の発生情報の正確な把握と分析､その結果の公開などによって､感染症に対する有効かつ的確な予防･診断･治療に係る対策を図り、多様な感染症の蔓延を防止することを目的に、全国で実施されております。

具体的に申し上げますと、国が指定する感染症につきまして、医療機関から患者発生の報告があった際には、県や国等へこれを報告しているものです。一例を挙げますと、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症など主な感染症の流行状況については、県が指定する定点医療機関からの感染者数を県に報告し、県では、県内各保健所からの報告を取りまとめて、週１回公表しております。

さらに、発生した感染症に応じて、患者や医療機関等への聞き取り調査や病原体検査、患者移送を実施するほか、国の指定する感染症に応じて医療に要する費用を負担しております。また、予防啓発としては、青森市民大学や施設等に対し感染症に関する健康教育を実施するほか、適時適切な情報発信をするため、感染症の流行が本格化する前には広報あおもりを活用して、感染症が流行入りしてからは市ホームページや青森市ＬＩＮＥ公式アカウント等を活用するなど、広く周知啓発を図っております。

このほか、新たな感染症による危機に対して、より万全な対応を行うため、保健所内で研修を行うとともに、感染症の蔓延時等の健康危機発生時に保健所業務の支援を行う専門職として登録されておりますＩＨＥＡＴ要員や市職員などを対象とした研修を実施し、人材育成にも努めております。

以上です。

○舘山善也委員長　木下委員。

○木下靖委員　国指定の感染症について、医療機関から患者発生の報告があると、県・国へこれを報告すると。それで、発生した感染症に応じて聞き取り調査、病原体検査のほか、医療費用の負担もしているということでした。加えて、その他予防啓発、人材育成を行っている事業ということで、これについては結構です。

次に、特定感染症予防啓発・検査等事業について 129 万 7000 円の補正予算が計上されています。この事業概要についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　特定感染症検査等事業についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を行う必要がある感染症について、当該感染症に関する正確な知識の普及を図ることにより、社会全体として感染症に対する防御力を高めることを目的とした特定感染症予防指針を定めております。

本市では、当該指針に基づき特定感染症検査等事業として、エイズ、性感染症、ウイルス性肝炎、風疹の早期発見及び蔓延防止を目的に、検査や予防啓発を行っております。

エイズ等検査につきましては、エイズや性感染症に関する正しい知識の習得や早期診断及び早期治療につなげるため、毎月２回、定員 10 人の予約制で、保健所においてエイズ即日検査や性感染症である性器クラミジア、梅毒に加え、Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎の検査を無料・匿名で実施しております。検査数につきましては、令和５年度は 161 人、令和６年度は 128 人、令和７年度は 136 人であります。

肝炎ウイルス検査につきましては、肝炎ウイルスは感染しても自覚症状が乏しいため、感染に気づきにくく、放置すると慢性化し、重篤な病態に進行するおそれがありますことから、検査を受けることが重要であるとされております。そのため本市では指定医療機関において、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎ウイルス検査を無料で実施しております。検査数は、令和５年度は 1431 人、令和６年度は 1386 人、令和７年度は 1251 人となっております。

風疹抗体検査につきましては、妊婦等の風疹の感染による先天性風疹症候群発生の未然防止を図るため、指定医療機関において、妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者、風疹の抗体価が低い妊婦の配偶者などを対象に風疹抗体検査を無料で実施しております。検査数は、令和５年度は 213 人、令和６年度は 164 人、令和７年度は 162 人となっております。

以上です。

○舘山善也委員長　木下委員。

○木下靖委員　ありがとうございます。

国の指針に基づいて、エイズ、性感染症、ウイルス性肝炎、風疹の検査や予防啓

発を行っているとの答弁でした。これについては終わります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策事業に2174万9000円の補正予算が計上されています。この事業概要についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種につきましては、国において、令和６年度から個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、予防接種法のＢ類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として 65 歳以上の高齢者などを対象に実施しております。

接種費用につきましては、令和６年度は、国から示されたワクチンの標準的な接種費用であります１万5300円から国の助成金8300円を除いた7000円に対しまして、さらに当該助成金の半分程度である4000円を本市独自の軽減策として講じ、自己負担金3000円で接種できるものといたしました。

昨年度につきましては、国の助成金が終了したことを踏まえまして、自己負担金の急激な増加を緩和するため、高齢者帯状疱疹予防接種事業における自己負担金の考え方と同様に、国から示された標準的な接種費用１万 5600 円の半額を本市独自の軽減策として講じ、自己負担金7800円で接種できるものといたしました。

今年度につきましても、引き続き国から示された標準的な接種費用１万 5600 円の半額を本市独自の軽減策として講じ、自己負担金 7800 円で接種できるものといたしました。

また、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は自己負担金を無料とすることとしております。

なお、対象者のうち接種を希望される方は、直接、実施医療機関で接種を受けていただくこととなりますため、今後は、10月１日からの接種開始に向け、広報あおもりや市ホームページへの掲載、また、実施医療機関等へのポスターの配布などにより周知することとしております。

以上です。

○舘山善也委員長　木下委員。

○木下靖委員　令和６年度で国からの助成金制度が終了したということを受けて、本市独自の軽減策として標準的な接種費用１万 5600 円の半額を助成しているということでした。

厚生労働省のホームページを見ますと、この新型コロナウイルス感染症、乳幼児、高齢者、一定の基礎疾患を有する方等が感染すると重症化のリスクもあるということで、今日たまたま、うちの会派の工藤健議員に聞きましたら、原別小学校では１年生にこれが広まっていて学年閉鎖になっているということでしたので、５類に移行したとはいうものの、まだまだ油断はできないのだなという感じを受けました。

以上で、私の質疑を終了いたします。

○舘山善也委員長　次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員　公明党、工藤夕介であります。

６款農林水産業費３項水産業費３目水産振興センター費に関連いたしまして、水産振興センター運営管理事務につきましてお伺いをいたします。

水産振興センターの運営管理は、本市の水産業の持続的な発展を支える上で、極めて重要であります。水産業は、地域経済や雇用を支える基幹産業の一つでありまして、資源の減少や担い手不足、漁業経営の不安定化など、様々な課題への対応が求められているところであります。その中で、同センターは、養殖や種苗生産、技術支援、人材育成などを通じて、水産振興の拠点として大きな役割を果たすことが期待をされているところであります。

本市は、水産振興に関する施策を進めており、こうした取組を現場で具体化をし、安定的に推進をするためにも、同センターの適切な運営管理は欠かせないところであります。

そこで、質疑をいたします。

水産振興センター運営管理事務につきまして、本定例会における補正予算の提案内容についてお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　水産振興センター運営管理事務の補正予算の内容についての御質疑にお答えいたします。

水産振興センターにつきましては、昭和 40 年に青森市海藻類採苗場として発足しております。本市水産業の振興を図ることを目的に、水産資源の保全等のための種苗生産及び種苗生産に係る技術開発、ホタテガイの安定生産のための各種調査、漁場の環境整備、漁業後継者育成等を推進していくための拠点施設として運営しているところであります。

水産振興センター運営管理事務は、センターの機能を維持し、適正かつ効果的な事務を執行するものとし、令和８年度当初予算額は、需用費、役務費、委託料等 1668 万 4000 円となっております。

本定例会におきましては、施設の老朽化が進む中におきまして、機能が低下・喪失した設備及び機器の改修を行うため、沖合から海水を取水するための給水管の洗浄工事に要する経費、海水をくみ上げるためのポンプ交換工事に要する経費、停電時の電力供給を行うための自家発電機交換工事に要する経費といたしまして、需用費 325 万 6000 円、工事請負費 480 万 5000 円、合計 806 万 1000 円を補正予算案として計上したところであります。

○舘山善也委員長　工藤委員。

○工藤夕介委員　御答弁ありがとうございます。

水産業の持続的な振興を図るためには、本市水産振興センターの機能低下や機能

を喪失した設備及び機器の改修を早期に進めること、これは必要な点であります。

試験研究や種苗生産、技術指導を担う拠点の機能が十分に発揮をされなければ、漁業者支援や地域水産業の発展に大きな影響を及ぼすところであります。とりわけ、老朽化した設備の更新は、安定した研究環境の確保と安全な施設運営の面からも欠かせないところであります。

あわせまして、将来を見据え、新しい漁業形態の研究・検討も進めることも重要であります。当会派で本年５月に視察してまいりました好適環境水を用いた陸上養殖などが該当してくるものと思います。海面漁業を取り巻く環境も変化をしてまいりまして、新たな養殖技術や陸上養殖の可能性を探ることは、地域漁業の多様化と経営安定につながると確信するところであります。同センターの機能強化を一体的に進め、本市の水産業の未来を支える体制の構築を今後しっかりと進めていただきますことを御要望申し上げ、この項の質疑は以上といたします。ありがとうございました。

続きまして、３款民生費２項児童福祉費３目母子福祉費に関連いたしまして、ひとり親家庭等就業自立支援事業について質疑いたします。

ひとり親家庭等就業自立支援事業は、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支える上で重要な事業であります。厚生労働省は、ひとり親世帯につきまして、非正規雇用の割合が高く経済的基盤が弱いため、安定就労を通じた中長期的な自立支援が必要だと位置づけをしているところであります。就業相談や職業紹介、資格取得支援、自立支援プログラムの活用を進めることで、保護者の方が継続して働ける環境づくりにつながってまいります。

また、就労支援は単に収入を確保するだけでなく、将来への見通しを持って子育てと仕事を両立しながら自立した生活を築く力を支えるものでもあります。自治体が関係機関と連携し利用しやすい支援体制を整えることが、貧困の連鎖を防ぎ、地域全体の安心にもつながるところであります。

そしてまた、ひとり親家庭におかれましては、子育てと生計維持を１人で担うため、資格取得や就業に必要な学び直しに踏み出したくても、受講期間中の生活費や時間の確保が大きな壁となってまいります。その中でも、職場でのスキルアップや業務範囲の拡大などに必要な資格取得におきましては、費用・時間の確保は非常に重要な課題であります。

国は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、自立に向けた支援として、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を位置づけております。

そこで質疑いたしますが、就業相談につきまして、令和７年度の相談件数と主な相談内容、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の概要についてお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　工藤委員からのひとり親家庭等就業自立支援事業

についての２点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、就業相談の件数と主な内容についてお答えいたします。

本市では、母子世帯、父子世帯及び寡婦の自立支援を目的として、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子父子自立支援員２名体制で、市役所開庁日の午前８時 30 分から午後６時まで、生活全般の悩みも含めた就業相談に対応しております。

相談の受付に当たりましては、来所による対面での相談に加え、電話や電子メールでの相談も受け付けており、多様な手段を通じて、より利用しやすい相談体制を整えております。

委員お尋ねの令和７年度の就業相談の件数は 199 件であり、主な相談内容といたしましては、現在の職業では収入が少ないためほかの仕事に就きたいなど、求職・転職に関する相談、新たな資格を取得して収入の増加につなげたいなど、資格取得・職業訓練に関する相談、子どもの看護等の理由により休暇を取得すると給料が減少する月があるため今後の働き方について悩んでいるなど、職場の悩みに関する相談などとなっております。

次に、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の概要についてお答えいたします。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業につきましては、母子家庭の母または父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練を受講する期間中の生活の不安を解消し、安定した受講環境を提供することを目的に、就業等との両立が困難と認められる期間について、市民税課税世帯には月額７万 500 円、市民税非課税世帯には月額 10 万円を支給するものであり、令和７年度は 10 名の方に支給しております。

○舘山善也委員長　工藤委員。

○工藤夕介委員　御答弁ありがとうございます。

就業相談の現場では、ひとり親家庭の方から、休職や転職への不安、資格取得や職業訓練に踏み出したいと思っても時間や費用の負担が大きいこと、さらには、子どもの看護のために休暇を取ると収入が減ってしまうことへの切実な悩みが多く寄せられていることが分かりました。

厚生労働省は、ひとり親家庭の自立に向けて、就業支援や能力開発を進めることの重要性を示しておりまして、安定した仕事につながる支援の充実が求められているところであります。あわせまして、子どもの看護休暇は、仕事と子育ての両立を支える制度として位置づけられておりますが、実際には、休暇取得による減収が――収入が減る減収が家計に重くのしかかる場合があります。

こうした現状を踏まえまして、相談支援の充実に加えまして、資格取得や職業訓練を受けやすくする支援、安心して看護休暇を取得できる環境づくりなど、ひとり親家庭にしっかり力を差し伸べる取組の強化を強く求めるところであります。

また、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業は、今後ますます重要性が高まる施策であり、着実に推進していく必要があります。ひとり親家庭におきましては、保護者が子育てと生計維持を１人で担っておられるため、安定した就労につながる資格取得を目指したくても、修学期間中の生活費や時間の確保が大きな負担となってまいります。ひとり親の方が取得したい資格には、医療あるいは福祉、保育、事務系の国家資格、実務系資格が多いようでありますが、こうした資格は現場での実習なども含まれますため、結構な日数もしくは年数または費用がかかってしまう、そうした現状もあります。

こども家庭庁は、この給付金を就職に有利な資格取得を目指すひとり親の修業期間中の生活費支援制度と案内をしておりまして、自治体でも、修業中の負担軽減と自立促進を目的に実施をされているところであります。対象は、６か月以上の養成機関での修業が基本で、修業期間中の給付により学び直しを支える仕組みであります。

こうした支援を充実させることは、就労機会の拡大、所得向上だけではなく、子どもの生活環境の安定、貧困の連鎖の防止、地域全体の福祉向上にもつながるところであります。必要な人が確実に活用できますよう、周知と相談体制の充実も含めまして、本事業をしっかりと進めていただきますことを御祈念申し上げまして、私の質疑を以上といたします。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員　日本共産党の赤平勇人です。昨日の決算特別委員会での質疑に続いて、よろしくお願いいたします。

私からは、議案第135号「令和８年度青森市一般会計補正予算（第５号）」に係る新たな除排雪体制の構築について、質疑をしていきたいと思います。

まず、除排雪対策事業についてですが、工区の除雪作業の契約の見直しについて、時間単価契約ではなく距離単価契約にすることについての理由をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　赤平委員の距離単価契約を導入した理由についての御質疑にお答えをいたします。

工区の除雪作業につきましては、昨冬までシーズンを通じた総価契約としておりましたが、作業量が道路延長におおむね比例することから、今冬からは、実際に除雪を行った距離に応じて委託料を算定する距離単価方式を導入することとしております。

契約方式の見直しに当たりましては、幹線及び補助幹線で採用している作業時間に応じた時間単価方式についても検討しましたものの、実際に除雪を行った距離を作業実績として支払い額に反映することで、より迅速かつ効率的な作業につながると考え、出来高に応じた契約として距離単価方式を採用したものであります。

以上であります。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　迅速化につながるので、時間ではなく距離にしたということでしたけれども、時間にしても距離にしても、両方ともメリットやデメリットもあると思うんです。

例えば、今冬はとにかく雪が柔らかいうちに、どんどんどんどん入っていくんだということなんですけれども、どっと降って、それがなかなか昨冬みたいに作業が思うようにはかどらなければ、それはやはり距離として稼ぐよりも時間がかかってしまうということにもなってしまう。そういうこととかも起きてしまうと思うんですけれども、そういうことも考慮した上での契約方式の見直しだとは思います。

今年行った事業者ヒアリングの結果の中では、契約方式について、シーズン契約よりも単価契約にしてほしいという声はやはり多数ありました。そして、この単価契約の中身については、事業者の多数は、市の今回の見直しとは逆で、距離ではなく時間のほうが多数だったわけです。

市としては、ただ一定の根拠があって距離単価にしたということなんですけれども、現状では、先ほど答弁ありましたように、幹線の除雪の単価契約は時間単価となっています。

逆に、この将来的な幹線道路の契約についての考えについてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　幹線及び補助幹線の契約方式についての再度の御質疑にお答えをいたします。

幹線及び補助幹線の除雪作業につきましては､降雪状況や路面状況などに応じて、タイヤショベル、タイヤドーザー、グレーダー、ロータリ除雪車など使用する重機の種類や組合せが変わりますことから、一律の距離単価を設定することにはなじまないものと考えております。

本市としましては、今後、ＧＰＳによるデータの蓄積などにより、それぞれの作業特性に応じた契約方式を採用してまいりたいと考えております。

以上であります。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　特性に合わせていくということでした。それは了解です。

このほかにも、最低保障額の設定についても意見が寄せられています。実際に、ヒアリング結果を見ても、最低保障額の引上げを希望する業者も多数いることが分かります。今、燃料費とか、それから人件費なども高騰する中で、この最低保障額の設定についても、やはり今後は検討していく余地あるのではないかなというふうに思います。

次に、直営班についてですけれども、直営班の対応の拡充について、この直営班が行う具体的な作業内容についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　直営班の作業内容についての再度の御質疑にお答えをいたします。
　除排雪作業につきましては、原則として受託事業者が契約に基づき対応をすることとしておりますが、緊急に対応が必要な箇所につきましては、これまでも直営班を活用し機動的な対応を行ってきたところであります。
　昨冬までは、直営班は主に除雪作業に対応してきましたが、今冬につきましては、新たに４トンダンプトラック３台を確保し、タイヤショベルとダンプトラックを組み合わせることで、雪盛り処理など排雪を伴う作業にも対応できるよう、体制を拡充することとしております。
　以上であります。
○舘山善也委員長　赤平委員。
○赤平勇人委員　今まで除雪作業にも対応してきたけれども、今冬は雪盛り対応もしていくという答弁でした。
　この除雪作業に直営班が当たっていたというのが、なかなか私ちょっと見えなかったんですけれども、今までも。それを雪盛り処理にも対応するということなんですが、直営班の実効性を高めていくためには、やはりダンプトラックを今回増やすということなんですけれども、例えば、タイヤショベルとかそういった機械とかの保有も今後は必要になってくるというふうに思うんです。やはり実効性をどうやって高めていくかということは今後追求していただきたいと思うんです。
　そして、やはりそういうふうになったときに大事になってくるのは人の問題です。やはり計画的に重機の――今までの答弁だと、資格者がいないから直営班の拡充はしませんというような答弁がずっと繰り返されていたと思うんですけれども、それをやはり計画的にこの重機の運転の有資格者を増員するべきだというふうに思いますけれども、市の考えをお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　有資格者の増員についての再度の御質疑にお答えをいたします。
　除排雪をはじめとする道路維持作業におきまして、緊急時等に対応できる体制を確保することは重要であると認識をしております。
　重機運転の資格を有する職員の採用につきましては、本市全体の職員配置や定員管理に関する事項でありますことから、今後の行政需要や職員の退職状況などを踏まえ、全庁的に判断するものと認識をしております。
　以上であります。
○舘山善也委員長　赤平委員。
○赤平勇人委員　新たに増やすということもそうですけれども、今いる職員にも取ってもらって、不測の事態にはやれる人を増やしていくということなんかも考え

方としては必要だと思うんです。なので、例えば熊対策なんかではガバメントハンターというのが今言われていますけれども、雪に特化した職員を増やしていくということも、やはり世界一の豪雪都市と言われるのであれば必要なことだというふうに思います。

次は、ＧＰＳについてです。

端末の設置に当たり、事業者からは、例えば保有している機械にはシガーソケットがないため設置できないという声があります。そうした場合の対応についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　ＧＰＳ端末の設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

ＧＰＳ端末はＵＳＢによる電源供給が可能でありますことから、シガーソケットの有無にかかわらずＵＳＢ給電が可能な電源を確保することにより設置できるものとなっております。

また、ＧＰＳ端末の設置に必要となる電源の確保につきましては、原則として受託事業者の負担により対応していただくこととしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　そうすると、今、現状では電源が――例えばＵＳＢであれシガーソケットであれ機械についていないものについては、ＧＰＳはつけることはできないということになっていくのかな。事業者がそれをつけなければ――事業者の負担ということになるのかなというふうに思いますけれども、今回の導入は主体が――スマートシティ青森推進協議会が実施するということなんですけれども、そこがＧＰＳを市のほうに貸与といいますか、そこから調達するということだと思うんですけれども、今後は、市としてＧＰＳを所持して事業者に対して貸与していくということも考えるべきだと思いますけれども、来年度以降の対応についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　ＧＰＳの来年度以降の対応についての再度の御質疑にお答えをいたします。

ＧＰＳにつきましては、今年度、スマートシティ青森推進協議会のプロジェクト創出推進事業の採択を受けまして、除排雪作業を行う重機に導入し、車両の位置情報や車両軌跡、作業時間等を把握することで、作業の進捗管理や履行確認などへの活用について実証をすることとしております。

来年度以降につきましては、ＧＰＳの運用を継続することを前提に、今冬の運用を通じて導入効果や運用上の課題などを検証し、より効果的な活用方法について検討をしていくこととしております。

以上です。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　今年どれだけ雪が降るか分かりませんけれども、継続を前提ということはすごく大事なことだと思いますので、それは一つ大事なことだというふうに思います。

次、地域除雪活動支援事業についてです。

今回提案されているのが、１団体当たり２万円を上限にしておりますけれども、その２万円の根拠についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　補助の上限額についての再度の御質疑にお答えをいたします。

地域除雪活動支援事業の補助上限額２万円につきましては、本市がこれまで町会をはじめとする地域団体にハンドガイド式除雪機を貸与し、通学路をはじめとする歩道の除雪に御協力をいただいている冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業における令和７年度の１団体当たりの燃料費の平均実績を踏まえて設定をしたものであります。

以上であります。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　貸出しの実績の燃料費を踏まえてということなんですけれども、１団体当たり１台とかですよね、あれは。なので、町会で――町会というか、例えばそういう地域の中で、ボランティアでそうやって除雪やっているというのは、１台だけじゃなくて何人もやっている場合とかもあったりするわけですので、その地域によっては、この２万円ではちょっと足りないなというところもあるかもしれませんし、そういうのは今回まず初めてなので、やってみた上でそういった声とかをぜひ吸い上げて改善もしていただきたいなというふうに思うんです。

それから、もう１つ踏み込んでほしいのは、何かあった場合の保険についてです。町会への貸出しは、場合によっては保険が適用となるという場合もありますけれども、ただ、この地域除雪活動支援事業従事者に対するこの保険の考え方についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　活動従事者の保険についての再度の御質疑にお答えをいたします。

本事業は、町会・町内会等が自主的に行う道路や歩道の除雪作業に要する燃料費を支援するものであるため、現時点では、本市が活動従事者に対して一律に保険をかけることや、各団体に加入を求めることは考えていないところであります。

以上であります。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　ここで言いたいのは、やはり、以前も私は取り上げましたけれども、市民活動保険のような――これ、所管は市民部ですけれども、市民全体に、そういう様々な町会活動なりに対して市民活動保険というのを掛けている自治体ありますけれども、そういう制度があれば一々個別に対応する必要もないので、いよいよこういう制度も大変大事になってくると思いますので、それは全体としてやはり検討していただきたいというふうに思います。

次に、パトロールについてですけれども、４班増設――パトロールをするというふうになっております。どのように現場を回るのかお示しください

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　増設したパトロール班の巡回についての再度の御質疑にお答えをいたします。

今冬は、これまでの地区パトロール８班に加え、新たに４班を増設し、12 班体制でパトロールを行うこととしております。各パトロール車両には、クラウドカメラを搭載し、各パトロール班が確認した道路状況や除排雪作業の仕上がり状況を映像や画像で記録・共有することとしております。

従来の８班につきましては、除排雪作業の仕上がり確認や市民からの要望への対応を中心に行い、新たな４班につきましては、市内の工区を終日巡回し、道路状況等を継続的に確認することで、除排雪対応が必要な箇所を早期に判断し、速やかな対応につなげる役割を担うこととしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　市民から相談でよくあるのが、パトロール班はどこを見たんだというような話が結構寄せられるんです。やはり、この声にある程度応えるために、例えばクラウドカメラでこういうところを見ましたよとか、ここを見れていなかったですということなんかも、実際にそうやって物を見て検証できるようなことなんかも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それから、これまでも様々対策本部が立ち上がったときに、パトロール隊を増やしましたということになっているんですけれども、やはり市民からすると、その効果が、なかなか見えてこなかったということもあると思うんです。なので、やはりパトロール隊が本当にどこをどうやって見ているのか、どのように判断しているのかということも、ちゃんとそこは見える化もすることが必要だし、場合によっては強化も必要だというふうには思います。

それから、弘前市では先般、予防的排雪ということも言われました。心配されるのは、今回除雪と排雪を分けるということなんですけれども、その肝腎の排雪がいつまでも来ないということになれば、これは元も子もない話になってしまうと思うんです。迅速な除雪はもちろんですけれども、排雪のタイミング、それから徹底、これも併せて強く要望したいと思います。

それから、寄せ雪が出てくる中で、やはり心配になってくるのは、自らの力で寄せ雪を片づけられない人への支援の在り方です。もちろんこれは、町会とかで除雪機を使って一生懸命共助でやるという場合もあるとは思うんですけれども、ただ、やはりそこに対する配慮というのも今後もやはり引き続き必要になってくると思いますので､その支援の在り方についてもしっかりと検討していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時からといたします。

午前 11 時 55 分休憩

―――――――――――――――――――

午後１時再開

○舘山善也委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

小熊ひと美委員。

○小熊ひと美委員　立憲民主・社民、小熊ひと美です。

教育委員会、経済部、企画部、総務部の順に質疑を進めます。

まず、10 款教育費２項小学校費１目学校管理費及び 10 款教育費３項中学校費１目学校管理費に関連して、学校管理事務についてお尋ねします。

補正予算で、小・中学校の電話機への通話録音及び通話録音告知装置の導入費用として 1419 万 4000 円が計上されていますが、この機能を導入するに至った経緯など、概要をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　小熊委員からの通話録音・告知機能導入促進事業の概要について御答弁いたします。

近年、学校に対して保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、教職員の就業環境が害されるような、社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。

特に電話応対においては、一対一のやり取りとなり、周囲の目が届きにくく、通話内容も第三者から把握できないため、過剰な要求や苦情が生まれやすい環境にあります。

こうした背景を踏まえ、教育委員会では、これまでも教職員の負担軽減策に積極的に取り組んできたところであり、令和６年度には、電話応対業務における負担軽減を図るため、各学校では、令和７年３月から基本的に勤務時間外は電話に出ない

こととし、併せて、全ての小・中学校に留守番電話機能を導入したところであります。

このような中、県教育委員会では、学校における教職員の働き方改革を進めるため、今年度新たに小・中学校を対象に、各校の外線電話に通話録音機能及び録音告知機能を備えた機器を導入するための費用を補助する学校における通話録音・告知機能導入促進事業費補助金を創設したところであります。

これを受け、市教育委員会では、教職員の働き方改革をより一層加速し、教職員が心と体の健康を維持しながら安心して働ける職場環境を整備するため、当該補助金を活用し、全ての小・中学校に通話録音機能及び録音告知機能を備えた機器を導入することとしたものであり、必要な経費を本定例会に補正予算案として提案し、御審議いただいているところであります。

導入を予定している機器は、通話開始時に通話中の会話のやり取りを録音する旨の告知アナウンスを流す機能に加え、音声データの保存機能を有していることから、過剰なクレーム等に対する抑止効果に加え、万一の事案発生時において客観的な記録の活用が可能となるなど、教職員の安心感の向上と心理的負担の軽減に資するものと認識しております。

教育委員会では、今後におきましても、教職員の働き方改革に取り組み、市内小・中学校の教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございました。

教職員が心と体の健康を維持し安心して働ける職場環境を整備することは、働き方改革を進める上でも重要だと思います。その中で、保護者や地域住民等から寄せられる要求や苦情に対して、過剰なクレームの抑止効果、これを期待して取り組むと、こういうことでした。

教職員を守る取組、もちろん重要ですが、一方で、学校と保護者の皆さんとの信頼関係も大切なものになります。導入に当たっては、この信頼関係を崩さないよう、プライバシーへの配慮などを徹底して、特に、保護者への事前の説明などを十分に行って、丁寧に進めていただきたいと要望いたします。この項は終わります。ありがとうございました。

次に、８款土木費３項港湾費１目港湾費に関連してお尋ねをいたします。

繰越明許費で、港湾文化交流施設整備事業として 2244 万円の繰越額が計上されておりますが、この事業の概要をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　港湾文化交流施設、いわゆる八甲田丸についての質疑にお答えをいたします。

今般の補正予算の内容につきましては、本年３月に実施されました船舶安全法に基づく中間検査におきまして、船底に設置されている消火栓用ポンプの不具合を指

摘されたことを受けまして、その更新に要する費用 2244 万円を計上したものであります。

また、当該ポンプは特注製品であり、納期に約９か月程度を要することが見込まれましたことから、併せて繰越明許費の設定を本定例会に提案しております。

なお、船舶検査官と協議の上、ポンプの機能が回復するまでの間は、消火栓付近に消火器を設置して対応することとしております。

以上です。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございました。

八甲田丸の整備費用ということでした。ポンプが特注品であるということで、時間がかかることから繰越明許費を設定したということでした。了解いたしました。ありがとうございます。

次に行きます。

次に、14 款予備費１項予備費１目予備費に関連して質疑をいたします。

今後の災害等への対応のために 5000 万円の補塡が示されておりますが、この予備費を増額補正する理由と、既に執行した経費の内容をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　小熊委員からの予備費の増額補正についての御質疑にお答えいたします。

予備費につきましては、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、地方自治法の規定により予算への計上が義務づけられているものであり、本市におきましては、慣例的に当初予算において１億円を計上しているところであります。

令和８年度におきましては、ナマコの種苗生産等のために必要な水産振興センターの空冷ヒートポンプチラーユニットの交換工事に要する経費に約 1800 万円、昨冬の豪雪災害により被災した果樹栽培農家に対する支援事業に要する経費に約 1300 万円など、不測の事態に対応するため、現時点で既に約 5000 万円の予備費を執行済みの状況であります。

また、今後におきましても、大雨や豪雪などの災害対応、その他不測の事態に備える必要がありますことから、今回の補正予算において既に執行済みの 5000 万円を増額することとしたものであります。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございました。

ただいまの答弁の中身によりますと、今回の予備費の執行は水産振興センターのポンプの交換及び果樹栽培農家への豪雪被害支援事業に対応したもので、その上で、今後の災害に備えるために予備費の補塡を行ったと理解しました。

昨今、豪雨など多いので、これは十分に理解されることです。了解いたしました。ありがとうございました。

次に、２款総務費１項総務管理費４目企画費、企業版ふるさと納税に関連して質疑をいたします。

企業版ふるさと納税の寄附額の減額に伴う小学校、中学校、子育て支援施設における遊具の購入費が 1500 万円の減額となりましたが、そもそも企業版ふるさと納税の寄附額がなぜ減額となってしまったのか、その理由をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　企業版ふるさと納税についての御質疑にお答えいたします。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度におきましては、地方公共団体が寄附を受け入れるに当たり、寄附の金額の目安の記載を含む地域再生計画を策定し、国の認定を受けることが必要となっております。

また、当該制度におきまして、企業からの寄附を事業費の確定前に受領する場合は、地域再生計画に記載する寄附の金額の目安の額が受領の上限となるものであります。

本市では、令和８年第２回定例会におきまして、当該制度による 3000 万円の寄附金額及びその活用事業費を盛り込んだ補正予算案を提案し、御議決をいただいたところであります。

しかしながら、その過程において、制度上の取扱いについて疑義が生じましたことから、国に確認を行った結果、当初予定していた 3000 万円を受領できないことが判明いたしました。具体的には、本市の地域再生計画では、寄附の金額の目安を令和７年から令和 10 年の計画期間累計で 2000 万円としておりました。

このことから、当該事案が判明した時点で、他の企業から既に受領しておりました寄附金額 232 万円を差し引きますと、寄附受領可能額は 1768 万円となり、当初予定しておりました 3000 万円を受領できない状況でありました。

このことを踏まえ、寄附企業と協議を行った結果、企業版ふるさと納税による当該寄附企業からの寄附金額が 3000 万円から 1500 万円に変更となり、６月 30 日に受領したところであります。

この原因といたしましては、本市において、企業版ふるさと納税制度に関する理解と確認が不十分であったことにより生じたものであり、具体的には、１つに、事業費確定前の寄附受領に係る制限について、地域再生計画に記載の寄附の金額の目安を超えても、最終的な寄附金額が事業費の範囲内であれば受領可能であり、寄附企業からの申出額である 3000 万円の寄附を受領できると誤った解釈をしていたこと、２つに、寄附企業との調整を進める前に、解釈に誤りがないかなど制度上の受領可能額について国等に対して十分に確認すべきところ、その確認が不十分であったことが挙げられるものであります。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございました。

減額となってしまった理由については、納税制度に関する理解と確認が不十分

だったため、勘違い、ミスがあって寄附額が減額になったんだということを理解いたしました。

では、再質疑をいたします。

この寄附額の減額に伴って、実際の各事業において見直しがされたわけですが、その際どのような基準で見直しをしたのか、お示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　各事業における寄附金活用額の考え方についての再度の御質疑にお答えいたします。

寄附金活用額の見直しに当たりましては、寄附金額が２分の１になったことに加えまして、寄附企業から当初予定していたいずれの事業も実施してほしいとの意向が示されたことを踏まえまして、検討を行いました。

具体的には、各事業の寄附金活用額を２分の１に見直すことを基本として、購入品目や個数について関係部局と調整した上で見直しを行ったところであり、その経費を９月補正予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございます。

分かりました。各費目、ほぼ満遍なく半分にしたと、こういうことでした。

遊具などの購入費に充てられる予定だったということで、この減額で、子どもたちにとっては残念なことではありました。

では、今後の再発防止策についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　再発防止策についての再度の御質疑にお答えいたします。

今回の事案が生じた原因につきましては、本市の制度理解と確認が不十分であったことに起因するものでありますため、今後の再発防止策といたしましては、１つに、地域再生計画の内容及び寄附受領可能額に係る管理の厳格化のため、本市運用マニュアルの改訂、複層チェックの徹底などを実施すること、２つに、制度の解釈や運用に疑義がある場合には、事前に国等へ確認を行うとともに、その結果を組織内で共有することとしております。

なお、地域再生計画における寄附の金額の目安につきまして、あらかじめ十分な余裕を持った金額を設定することで今回のような事案の未然防止につながりますことから、国に対して寄附の金額の目安を引き上げる変更申請を行い、令和８年８月 20 日付で認定されたところであります。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございました。

再発防止策については、マニュアルの改定や複数人によるチェック、それから情報の共有など、基本に忠実な見直しを行うということでした。また、寄附金額の設

定についても、余裕を持った運用を目指して目安の引上げに関する変更申請を行い、認定されたという御報告でした。

実務においては、ヒューマンエラーの可能性、これは完全に排除することは困難であるからこそ二度と発生させないための徹底した対策と確実な運用を求めたいと思います。

その上で、１点、大変遺憾に思う点があります。今回、寄附の受領が困難となる可能性が生じていたにもかかわらず、事前に議会に対して丁寧な説明や情報共有がなされなかったという点です。

私たちが信頼関係の下で審議を行うためには、懸念が生じた段階でいち早く情報を共有していただきたかったというのが、私をはじめとする全議員の率直な思いではないかと思います。既に議会として本件に関する申入れを行いましたが、市はこの申入れに込めた重みを厳粛に受け止めていただきたいと思います。

今後の事業推進に当たり、二度とこのような事態を招かないよう、今回の経緯や議会への適切な情報共有の在り方について、部内にとどまらず全庁でしっかりと認識を共有し徹底されることを強く要望いたします。

その上で、令和８年７月 28 日に市議会から市長に対し、議会への情報提供及び説明責任の徹底並びに再発防止に向けた実効的な仕組みの構築についての申入れを行いましたが、この申入れを受けて、市としてどのような対応を行ったのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　議会からの申入れに対する市側の対応についての再質疑にお答えいたします。

７月 28 日に市議会からいただきました申入れでは、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策及び事業等について、事態の変更その他情報共有を要する事象が生じた場合には、議会に対し適時かつ十分な説明及び資料提供を行うこと、特に、議会会期中に審議・議決に影響を及ぼす重大な事由が生じた際には、速やかに報告すること、また、再発防止に向け、議会に対する適時適切な情報提供及び説明責任の履行を担保する実効的な仕組みを早急に構築することについて求められたところであります。

市では、この申入れを重く受け止めまして、市政運営上、議会への報告を要する事案について、庁内における判断基準並びに報告の時期及び方法を明確にするため、議会への報告を要する事案に関する取扱要領を策定いたしました。

本要領では、議会への報告を要する事案を、通常の報告を要する事案と早期の報告を要する事案に区分し、特に、議会に提出した議案や予算案、資料等の前提となる事実や金額、関係者の意向等に変更が生じた場合または変更が生じる可能性がある場合などについては、早期の報告を要する事案として整理しております。

また、早期に情報共有する必要がある場合には、全容が確定していない段階であっ

ても、その時点で判明している内容を第一報として議会に報告し、その後、必要に応じて続報を行うこととしております。

さらに、こうした事案を把握した場合には、速やかに市長へ報告した後、総務部総務課と協議の上、議会への報告の時期、方法及び内容を整理する庁内手続についても定めたところであります。

本要領につきましては、８月 24 日に開催いたしました庁議におきまして説明した上で、全庁に周知したところであります。

今後は、本要領に基づき、議会への適時かつ適切な情報提供に努め、議会との情報共有を図りますとともに説明責任を果たしてまいります。

なお、このことにつきましては、８月 26 日開催の各派代表者会議におきましても御説明させていただいたところであります。

以上です。

○舘山善也委員長　小熊委員。

○小熊ひと美委員　ありがとうございました。速やかな対応をお願いします。

以上、今後の引き続きの取組と改善を期待いたしまして、私の質疑はこれで終わります。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員　創青会、木村淳司です。よろしくお願いいたします。

まず、学校部活動について質疑したいと思います。10 款教育費６項保健体育費１目保健体育総務費に関連して、お伺いいたします。

まず、中学校の部活動について、先日こんなお話をお聞きしました。小学校の頃から続けてきたスポーツを中学校でも続けたいと考えていた生徒です。学校の外には地域クラブでこの同じ競技を続けるという選択肢もありました。しかし、その地域クラブで活動するためには、練習場所まで放課後、移動が必要になります。家庭の事情から、その送迎が御家庭ではちょっと難しくて、最終的には学校の部活動で競技を続けることを選びました。ところが、その学校の部活動は部員数が少なく、今後も活動を続けられるかどうか分からない状況だということです。

では、この生徒はこれからどこで自分のやりたいスポーツを続ければいいのでしょうか。これは１人の生徒さんだけの問題ではありません。少子化が進む中で、今、青森市の中学生の皆さんが直面している問題です。その前提で順にお伺いしてまいります。

令和７年度と令和８年度の東青中学校体育大会夏季大会における､野球､サッカー、ソフトボール、男女バレーボール、男女バスケットボール競技の参加状況の変化についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　木村委員からの大会への参加状況の変化につい

ての質疑にお答えいたします。

学校部活動につきましては、近年の全国的な少子化の進展に伴い、本市の各中学校における部活動加入者数も減少傾向となっており、中体連主催大会等への参加者、参加チームも減少しております。

委員お尋ねの令和７年度から令和８年度の東青中学校体育大会夏季大会への団体競技の参加状況の変化につきましては、軟式野球競技においては、単独校によるチーム数は１チーム減の６、合同チーム数は３チーム減の３、クラブチーム数は３チーム増の６。サッカー競技においては、単独校によるチーム数は２チーム減の８、合同チーム数は増減なしの１、クラブチーム数は増減なしの２。ソフトボール競技においては、単独校によるチーム数は１チーム減の１、合同チーム数は増減なしの１、クラブチームの出場はなし。バレーボール競技の男子においては、単独校によるチーム数は増減なしの 11、合同チームの出場はなし、クラブチーム数は１チーム増の３。バレーボール競技女子においては、単独校によるチーム数は増減なしの 17、合同チームの出場はなし、クラブチーム数は２チーム増の３。バスケットボール競技の男子においては、単独校によるチーム数は３チーム増の 14、合同チーム数は２チーム減のゼロ、クラブチーム数は増減なしの１。バスケットボール競技女子においては、単独校によるチーム数は１チーム減の８、合同チーム数は増減なしの４、クラブチーム数の出場はなしとなっています。

５つの競技をまとめると、単独校によるチーム数は２チーム減の 65、合同チーム数は単独で参加可能になった学校が増加したことや、３校以上で編成するチームが増加したことに伴い５チーム減の９、クラブチーム数は６チーム増の 15 となっています。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　ありがとうございました。

バスケットボール男子を除いた主要な団体球技で単独校での参加が減少しています。

この合同チームの編成というのを見てみます。野球の合同チームの編成を見ると、合同チームが東青地域のほかの町村の中学校も含めて５校で１チーム、それから４校で１チームを組んでいる状況があります。単独校での部活維持がもはや困難となっている現象が、さらに昨年度よりも広がっている現状が分かります。クラブチームへの参加は全体で９チームから 15 チームに６つ増えています。それで、中学生のお子さん自身や保護者の方からいろいろとお話をお伺いすると、現在、クラブチームを選択するお子さんが増えていると、この背景が見えてきます。

例えば、そもそも自分の通っている学校にやりたい部活動がない、あるいは部活動があっても部員数が非常に少なく単独で大会に出られない。練習がふだん、充実した練習が難しい。また、今は何とか試合に出られる、練習ができる人数がそろっていても、来年自分たちの下の学年が入ってこない、そうすると今後は大会に出ら

れないかもしれないということで、確実に活動を続けていきたいということで、クラブチームを最初から選ぶというケースもあります。実際、東青中学校体育大会夏季大会の参加状況を見ると、単独校の出場は軟式野球で６校、サッカーで８校と、いずれも中学校全体の３分の１とか半分以下という状況になっています。

もちろん、学校の部活動そのものがクラブに移行していくという例もあります。いずれにしても、子どもたちや保護者の側が自分たちで活動できる場所を探して、自力で何とか対応しているという状況になっているのではないかと思います。

次に、文化部について、本市中学校における令和８年度の文化部の設置状況について、文化部の設置数ごとの学校数についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　文化部の設置状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和８年度の本市中学校における文化部の設置状況につきましては、１つの部が設置されている学校が３校、２つの部が設置されている学校が４校、３つの部が設置されている学校が３校、４つの部が設置されている学校が６校、５つの部が設置されている学校が２校、６つの部が設置されている学校が１校と、市内 19 校全てに文化部が設置されており、全文化部を合わせますと設置数は 60 となっております。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　おととし――令和６年度にいただいた資料では、市内 19 校で文化部 71 部ありました。２年間で 11 の部、率にして約 15%の減少となっています。また、市内の３分の１以上の学校で文化部の選択肢が２つ以下という状況です。

いただいた資料で設置されている文化部の中身をちょっと確認すると、市内 19 校のうち、吹奏楽部があるのは５校だけ、４分の３以上の学校にはない。それから文化部が１つしかない３校では、それぞれ園芸部だけ、美術部だけ、総合文化部だけという状況です。それから文化部があるという学校、５つの学校では、総合文化、総合活動、文化サークルという名前の部が置かれています。これはちょっと種目ごとの部がなかなか維持できないということで、まとめて１つにしたという対応をしていただいているんだろうと思います。

吹奏楽をやりたいと思っても楽器は学校の備品ですので、習い事という形で楽器に触れる、音楽に触れるとかそういうことはあっても、部活動のように地域になかなか中学生が放課後に通える文化部の文化活動のクラブというものは、なかなかないのではないかと思います。

こうして、学校の中で旧来の部活動という選択肢が減っていく中で、これ少子化なので仕方がない、なかなか維持できないというところがあります。スポーツでも、文化活動、音楽とかそういったものでも、地域に受皿をつくるのであれば、当然まずそこは指導する方が必要になります。

そこでお伺いします。部活動指導員及び外部指導者について、令和８年度におけ

る任用と配置状況についてお示しください。あわせて、来年度に向けた考え方についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　部活動指導員及び外部指導者の令和８年度の任用及び配置の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和８年度に本市で任用した部活動指導員は 19 人であり、市内 19 校中 18 校に配置しています。配置状況としましては、運動部については、バスケットボール部が４人、バレーボール部が４人、ソフトテニス部・バドミントン部が各２人、陸上部・剣道部・野球部・サッカー部・卓球部が各１人となっております。また、文化部については、合唱部、華道部が各１人となっています。

また、令和８年度の市内中学校の運動部における外部指導者数については、卓球部が 18 人、ソフトテニス部が 15 人、バドミントン部が 11 人、バレーボール部が７人、サッカー部が６人、野球部が４人、剣道部が３人、バスケットボール部が２人、陸上部・ソフトボール部・柔道部が各１人、合計で 69 人となっております。また、文化部における外部指導者数は、吹奏楽部が４人、合唱部・華道部が各２人、美術部・家庭部が各１人、合計で 10 人となっております。運動部及び文化部を合計すると 79 人となっており、部活動指導員 19 人と合わせると、約 100 人の地域の方々に御指導をいただいております。

今後、国や県の方針に基づき、学校部活動が地域展開されていく中で、現在、御指導をいただいている部活動の指導員及び外部指導者については、貴重な地域クラブの指導者になり得ると考えております。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　この部活動指導員と外部指導者と２種類、答弁していただきました。

部活動指導員というのは報酬を支払っている外部の指導者、外部指導者というのはボランティアの方ということです。部活動指導員、報酬を支払っているのが 19 人、残りの 79 人の方は外部指導者ということでした。昨年 12 月に議会でお聞きしたときも、この報酬を支払っている部活動指導員は 19 人ということでした。

令和９年度に向けた考え方については、現在御指導いただいている部活動指導員及び外部指導者については、貴重な地域クラブの指導者になり得ると考えているという御答弁で、非常に教育委員会の難しい立場がにじむ答弁だなと思いました。増やすという答弁は非常に難しい。教育委員会は法律上予算を要求する立場であって、予算を決める立場ではないというところでしょう。

これまでのように、各学校にそれぞれ部活動があって、それを教員の方々のボランティア的な支えによって維持していくという形は、今後ずっと続けられるものではないことはもはや明らかです。そこで、学校の先生以外の指導者でも、学校の先生が指導や大会の引率をする場合でも、いずれも報酬を支払って責任を持ってお願

いしようというのが本来の地域展開の姿である。これから、部活動、子どもの活動という、放課後活動というところを目指していくところだと私は考えています。熊本市やむつ市では、学校の先生が指導や引率をする場合にも、当然報酬を出しています。外部の方であれば、当然それも出しているという状況です。

それから、もう１つ大きな課題になっているのが、活動場所への移動です。学校単位では人数が足りない、複数校や地域単位で活動する必要がある。学校の外や別の学校へ移動する必要が出てくると、今度はそこまで子どもがどうやっていくのかという問題が生じると。今、多くの家庭で保護者の方がみんな仕事しているというのは、当然というか結構広く皆さんそういう御家庭が多い。すると放課後、活動場所まで御自身のお子さんは自分で送り迎えをしてくださいというのは、現実的に難しいという家庭も非常に多いと思います。

これまで私はその対策の１つとして、市営バスを中学生が無料で利用できるようにしてはどうかなどと提案してきました。公共交通を使って中学生自身が活動場所に自分で移動できる環境をつくることは、今後も必要だと思っています。それに加えて、今回調べてみるとスクールバス、多くの学校で運行されているということでした。既に学校のために走っている手段があるのであれば、これをクラブの活動場所や合同部活動の移動に活用することができないのかとも考えます。

まずは、本市が運行しているスクールバスの運行の概要をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　スクールバスの運行の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

スクールバスにつきましては、通学区域再編等により遠距離通学することとなった児童・生徒の安全確保のため、学校の授業がある日のほか、夏休みなどの長期休業期間、学校教育活動に合わせて、登下校時に運行しており、学校教育活動に支障がない時間帯で運行便を設定しております。

なお、スクールバス等につきましては、現在、10 の小学校、４つの中学校で運行しており、運行時間及び運行本数等の運行形態につきましては、利用する児童・生徒の利便性や安全性を考慮し、学校と調整の上、決定しております。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　スクールバス、夏休みなどの長期休業期間も学校教育活動に合わせて運行している。つまり通学日以外にも動かしている実績はあるということでした。また、運行は民間の事業者さんに委託をしているので、当然二種免許を持った運転手さんが恐らく運転しているだろうと思います。

スクールバスについて調べていくと、学校統廃合に伴って導入をした直後など、国の補助金や交付金を活用している期間については、通学以外にスクールバスを運行することについて一定の制約が生じる場合がありますが、国の財政支援の関係が既に終了している車両や運行については、当然市の単独で、費用で運行しているわ

けですから、制度上は支障なく、例えばクラブの活動場所であったり、合同部活動のほかの学校へと移動に活用できるんではないかと思います。

もちろん活動場所まで、通学だけでなくて運行するということになれば、現在よりも運行時間、距離が長くなりますので、これ費用が必要になります。市営バスの中学生公費負担、無料というのも、結局は財源の問題であると、ここに突き当たる。

結局、これから子どもたちのやりたいという気持ちをどう守り、活動する機会をどう確保していくのかを考えると、解決すべき大きな課題は既に明らかになっています。１つは指導者、もう１つは移動手段。

決算特別委員会では、浪岡地区でデマンド交通が塾の送迎であるとか、学校からクラブ活動への移動手段として活用されているという委員からの紹介もありました。こうやって解決策がいろいろ出てくる、そうするともう結局必要な財源をどう確保してどこに予算を配分するのか、その問題に尽きると。

これまで中学生の居場所という観点で部活動について質疑してきました。この項の最後に、子どもの居場所ということで、広く、児童館について質疑いたします。

昨年 12 月の民生環境常任委員会では、児童館について、子どもたちが自由に遊び、挑戦し交流できる環境を第一に考えること、また、児童館がこれまで担ってきた機能を損なうことなく、さらに充実させることを求める附帯決議が可決されました。この附帯決議から間もなく１年となります。

市はこの附帯決議をどのように受け止め、その後の児童館の在り方や対応にどのように反映してきたのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　児童館の在り方や対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市総合計画前期基本計画におきまして、子どもの居場所や主体的に活動できる環境の充実を掲げており、その個別計画である青森市子ども計画において、児童館を地域における 18 歳未満の児童の遊びの拠点や、身近な子どもの安心や成長につながる居場所として位置づけております。

本市の児童館につきましては、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて整備され、平成 13 年以降に奥内、安田、後潟、平新田の４つの児童館を、それぞれ近隣の支所や中央市民センター分館の改築に合わせ移転及び合築を行うなど、複合化による整備を進めてきたところであります。

こうした中、令和７年 12 月 11 日開催の民生環境常任委員会におきまして、議案第 154 号「青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に附帯決議が付され、このことを本市では重く受け止め、今後の児童館を含めた子どもの居場所の在り方について検討を進めているところであります。

具体的には、利便性の高い中心市街地における民間施設の活用をはじめ、18 歳未

満の児童が、公共交通の便がよく立ち寄りやすい、青森市役所本庁舎、駅前庁舎、さらには柳川庁舎といった公共的な施設において、既存のスペースを有効活用した居場所づくりの実現可能性について検討を重ねているほか、本年５月 30 日には「中高生の居場所について」をテーマに、あおもり未来ミーティングを開催し、参加した 25 名の中・高校生の意見を直接聞いたところであります。

本市では、全ての児童が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動に接することは、非常に重要であると考えており、今後も引き続き、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　中高生のお話を直接聞いたり、子どもの居場所として民間施設の活用、それから市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎と具体的な施設名も出して検討されているということで、課題感を持って取り組んでいらっしゃるということで受け止めております。

青森市は、この４年間で様々な子育てに関する経済的負担の軽減が進みました。これは大事なことですし、私ももっと進めていくべきと思っています。ただ、お金の負担を軽くすれば、それだけで子どもが育つ環境が整うのか。子どもには、地域の中で遊べる場所、安心して過ごせる場所、放課後に自分で行ける場所、様々な居場所が必要です。少子化の中で子どもが周りに少ないということが、子育てにとって、それから子ども自身が育っていく環境として、これが本当に非常に難しい状況だということは、私自身も強く実感をしているところです。

だからこそ、子どもが集まる場所、活動する場所、やりたいことができる場所というのをどう守っていくのか、これが問われている。ところが少子化になると、こうした子どもが集まる施設というのは利用者が減ってきます。じゃあ利用者が減ったからこの施設はなくしましょう、集約していきましょうと、それで判断してしまっていいのかということです。

当然、少子化が進む中でそういう局面、それが必要な局面も違う形に変えなければならないという面もあると思います。ただ、場所が変われば、当然そこに通えなくなる子どもというのも出てくる可能性があります。そうしたときに、施設が、場所が移りました、集約化しました、じゃあこれまで利用していた子どもたちはどこでどう過ごすのか、新しい場所に行けない子どもはどうするのか、その子どもたちが新しい場所にアクセスできるようにするためにはどうするのか、ということを考えていく必要があると考えます。

場所を変えても、公共交通や移動手段の用意などによって、これまでと同じように利用できるのであれば、そうした方法も考えられると思います。一方で子どもの年齢や地域の状況、施設の性格によっては、移動手段を用意するだけではアクセスを十分に確保ができない、あるいは、子どもが自分で歩いて通うことそのものに意味があるという施設もあると思います。そうであれば、その場所に施設や機能を残

していくという判断も当然あり得ると思います。

これ部活動も同じだと思います。少子化で中学校単独校での部活維持が難しい。これは少子化だから、学校部活動がなくなるのは仕方がないんだと、地域クラブがあるから活動したい子はそっちに行けばいい、というふうに社会的に整理してしまうということは簡単なことです。

ただこれ、それではやはり活動の場所がなくなってしまうということで、どう解決していくのかということは、ほかの自治体の事例であるとか、この青森市議会の中でもこういうふうに解決したらいいんじゃないか、という提案は既に出されているわけです。

ただ、本当に難しくなるのはやはりその先で、実際に動かそうとすればどうしても予算が必要になります。ここから先は担当する部署の工夫だけで解決できる問題ではなく、市全体としてどこにどのように予算を振り向けていくかという判断です。

制度上、児童館だったら放課後児童会があるからとか、集約化した先に同じようなところができるからということは言える。部活動にしてもクラブがあるからと制度上は言えたとしても、子どもが実際にアクセスできなければ、その子にとっては選択肢がなくなったというのと同じことです。

だからこそ、少子化だから仕方ないで終わるのか、それとも、少子化によって今までと同じ形は維持できない、じゃあ子どもたちの活動場所や居場所へのアクセスを守るために新しい仕組みをつくろう、そのための予算もつけようとするのか。そこが、子育て先進都市というのが本当なのかどうかというのが問われる局面だと思います。

令和９年度の予算編成において、部活動指導員の増員、放課後の移動手段の確保、そして、子どもの居場所の確保にはっきりと予算をつけるべきだと思います。

子どもの１年は、大人の１年とは重みが全く違います。検討します、では間に合わない子がいます。来年度予算にきちんと入れていただきたい、強く求めてこの項は終わります。

次に、８款土木費２項道路橋梁費３目道路新設改良費に関連して、流・融雪溝についてお伺いします。

まず、篠田地区の流・融雪溝の進捗状況についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　木村委員の篠田地区流・融雪溝の進捗状況についての御質疑にお答えをいたします。

流・融雪溝につきましては、除雪による寄せ雪処理や道路幅員の確保など、機械除雪を補完する効果的な克雪施設として、行政が整備し、地域の皆様が管理運営する行政と市民が一体で取り組む雪対策施設の１つであります。

本市では、青森市雪対策基本計画において、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取組の１つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。

流・融雪溝の整備に当たりましては、１つには、十分な水源が確保できること、２つには、地表勾配や流末が確保できること、３つには、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は費用負担を含む管理・運営を行うこと、これらを条件としており、青森地区におきましては、これまでに当該基本計画において流・融雪溝整備可能地区として選定した 15 地区のうち、６地区において整備が完了しております。

現在は、平成 26 年度から佃地区、令和３年度から篠田地区の工事に着手をしており、佃地区につきましては、今年度内の事業完了を目指して整備を進めております。

篠田地区の流・融雪溝整備につきましては、水源を二級河川沖館川からの河川水とし、側溝整備計画延長約 13.5 キロメートル、総事業費約 27 億 3000 万円を見込み、平成 30 年度より事業着手、令和３年度より側溝整備工事を進めており、令和７年度末時点における事業費ベースでの進捗率は約 23%、側溝の整備済延長は約 2.6 キロメートルとなっております。

今後は、沖館川から水をくみ上げるための取水施設である樋門施設、送水ポンプ施設及び建屋の整備や側溝整備を計画的に進めた上で、早期の暫定供用開始を目指して事業を進める予定としており、今後も篠田地区の皆様の御協力をいただきながら整備を進めてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　工事開始から篠田地区の流・融雪溝事業費ベースの進捗が５年間で約 23%、側溝の距離ベースにすると約 19%となっています。このペースでいくとあと 20 年ぐらいかかってしまうという状態です。

また、川から取水する施設や送水施設の工事はこれからということで、また、先日の入札が不調になってしまったということで、なかなか非常に難しい状況だなと思っております。送水施設ができれば一部に供用開始ということで、青森駅に近いところから一部供用開始ができるようなんですが、その工事もまだまだちょっと三、四年、もうちょっとかかるのかなという状態です。佃地区は終了したということで、篠田地区ぜひ進めてほしいと思います。狭い道路も多いですし、なかなか除雪車が来ないというところも多いので、ここはぜひ進めてほしいと思います。

一方でこの狭い道路、私道であったり、そういうところもありますので、市道の編入をしないと整備計画に入れられないということで、市道編入の申出があった場合には、ぜひ柔軟に応じて計画編入していただきたいと思います。

一方で流・融雪溝整備、本当に側溝整備も１メートル当たり 20 万円以上かかっているという実績ですし、国補助の確保も非常に難しい状況。また、そもそも土地の勾配から整備が難しい地区も篠田地区の中にはあるということで、地区の中でも全部できるわけではないという状況です。ここでこの流・融雪溝整備区域の生活道路の除排雪委託費を昨年度見ると、大体年間 3000 万円程度になっています。想定事業費が約 27 億円ですから、プラスアルファ物価高騰等で 30 億円ぐらいかかったとし

て、100 年分になると。

市民生活のためにできるところ、やはり流・融雪溝整備をしていくというのはこれは必ず必要だと思います。一方で、全市的な対策で流・融雪溝を整備するというよりは、やはり除排雪委託事業、これをしっかりと進めていく。少しずつ具体的な内容が示されていなかったところも、今議会の間で少しずつ示されていますので、ぜひ議会中にできる限り具体的にお示しいただいて、しっかりと今冬の対策に取り組んでいただきたいと要望して、この項を終わります。

次に、４款衛生費４項霊園費１目霊園費に関連して、合葬墓についてお伺いいたします。

月見野霊園の合葬墓の建設に要した費用についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　木村委員の月見野霊園合葬墓についての御質疑にお答えいたします。

月見野霊園合葬墓の建設に要した費用についてでありますが、平成 28 年度に行った地質調査業務及び平成 30 年度に行った設計業務の委託料として 857 万 8001 円、令和元年度及び令和２年度に行った建設工事と外構工事の工事費として、8807 万 7000 円。合わせて 9665 万 5001 円が主な支出でございました。

以上であります。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　次に、現在の月見野霊園合葬墓の運営の概要をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　月見野霊園合葬墓の運営の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

月見野霊園合葬墓を利用する場合には、まず駅前庁舎４階の窓口におきまして、許可申請の手続を行っていただきます。納骨する日時を月見野霊園管理事務所に連絡し、予約することとしております。

納骨する当日、御遺族の方は、合葬墓使用許可証のほか、遺骨箱等とその遺骨について証明する書類をお持ちいただくこととしており、合葬墓前の参拝所において、供養等がある場合は終わり次第、管理事務所職員に遺骨箱等を引き渡し、引き受けた職員が納骨室の場合は納骨棚に収蔵し、また合葬室の場合は納骨袋に入れ替えて埋蔵することとしております。また、納骨室に収蔵されました遺骨につきましては、使用許可された日から 20 年経過した後は、職員が遺骨を納骨袋に納め、合葬室に埋蔵することとしております。

納骨を受け付けする期間につきましては、霊園管理事務所が開所しております４月から 11 月までの平日、土日、祝日にかかわらず、常時予約を受け付けしているため、複数人による体制で運営に当たっております。

以上であります。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　月見野霊園の合葬墓、立派な建物があって、合葬といっても納骨棚で最初の 20 年は個別に遺骨をお納めすることもできるということで、合葬墓というよりは合葬室を備えた大型納骨堂と言ったほうが実態には合うのかなと思います。

そこでお伺いします。市が保有する霊園の中では、三内霊園のほうが交通のアクセスはよかったと思うんですけれども、月見野霊園にこの合葬墓が整備された理由についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　月見野霊園に合葬墓が整備された理由についての再度の御質疑にお答えいたします。

市による合葬墓の整備につきましては、平成 26 年に策定されました青森市営霊園に係る整備と管理運営に関する方針におきまして、月見野霊園を予定していたところであります。

市営霊園における整備を前提といたしまして、具体的な霊園の選定を検討した場合に、三内霊園につきましては、中心市街地からの距離や道路アクセス、バス交通などにおいて利用者にとって利便性が高いものの、三内霊園の現況といたしまして、一般墓地区画や歴史的建造物も多く、そのほかの広い用地は駐車場などの利用に供しており、予定する合葬墓を整備できる用地はないことから、整備が可能となる用地があり、比較的アクセス条件のよい月見野霊園が選定されたものであります。

以上であります。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　ありがとうございました。

三内霊園を歩いていると、空いている区画というのはたくさんあるんですけれども、月見野霊園のような大きな立派な建物を建ててという、まとまった空間はない。空いている区画といっても御遺骨がある場合もあるので、当然掘り返してそこに建物を建てるというのはちょっと難しいということだと思います。よって、アクセスは三内霊園のほうがいいんだけれども、月見野霊園に整備をしたということでした。

その上でもう１点お伺いいたします。月見野霊園合葬墓よりも小規模でもよいので、三内霊園に合葬墓を整備する考えはないか、市の見解をお伺いします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　三内霊園における合葬墓の整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

三内霊園における合葬墓の整備につきましては、小規模なものを整備した場合、埋蔵できる量が短期間で不足し、追加して整備することも想定されております。

また、月見野霊園合葬墓におきましても、納骨室は 2000 体、合葬室は約 8000 体の収容可能数を備えた施設として整備しており、供用開始してから６年経過いたし

まして、多くの方に御利用いただいておりますが、まだ空き容量があることや、埋葬に係る様々な考え方があり、市以外にも埋葬方法を提供する寺院など、選択肢もある中で、公共的な役割といたしまして、どの程度まで需要に対応するのかにつきましても、この先、お墓に対する考え方の変化等ニーズの多様化、その後の霊園需要などを改めて鑑みた上で検討されることと考えております。

以上であります。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　今の御答弁の中で、お墓に対する考え方の変化とニーズの多様化というお話がありました。まさにその変化が起きているなと思います。

年配の方から、本当にたくさんお墓の話というのはよく御相談を受けます。もう１つ多いのは火葬場の話なんですけれども､火葬場は10月から新しくなって９月25日に落成式ということで、非常に喜んでいらっしゃる方が多いです。新しくなったのでこれで安心して逝けるという方が多くて、亡くなった後の方をやはり心配するというのが、年配の方の非常に心配事になっているんだなというのを改めて思います。

お墓をこれからどうしたらいいんだという話です。例えばある方は、御主人が八甲田がすごく好きで、八甲田の山並みがきれいだという理由で御主人の墓を八甲田霊園に造られたと。ところが、年月がたって御自身――――奥様です、奥様が高齢になって運転免許を返納された。そうすると自分でお墓まで行けない。それで、月見野霊園に合葬墓を造ろうかなと思ったんだけれども、それもなかなか難しい。月見野霊園は、やはりバスは通っているんですけれども、車を運転できない、運転しないという方にとってはなかなか行きづらいという声をたくさん聞いています。墓じまいなどを考えて、月見野霊園の合葬墓の説明を夫婦で聞きに行ったんですけれども、奥様は車の運転をされないので、先に御主人が亡くなるとお墓参りに行けないからどうしよう、私は木の根元とかに散骨してくれればいいんだけれども、という方もいらっしゃいました。

別の方からこんなお話もありました。息子さん娘さんは、東京、仙台市で暮らしています。自分のお墓を新しく造ってそれを子どもたちにずっと維持してもらおうとは全く思っていない、子どもたちには負担を残したくない、だから自分は合葬とか散骨でいいんだと。でも三内霊園であれば新青森駅からも比較的近いので、そこに自分はここに眠っているんだよという思える場所があって、手を合わせることができる場所があればいい。そしたら、もしかすると東京や仙台市に帰っている息子や娘も、たまには新幹線に乗って帰ってきて自分に手を合わせてくれるかもしれない。

もちろん御自身が亡くなった後、本当に息子さんや娘さんがお墓参りに来てくれるかというのはどうか分かりません、それは、亡くなった後のことなんで。ただ、自分の人生が終わりに近づいたときに、亡くなった後のことについても自分なりに

家族のことを考えて、これで大丈夫、自分としてできることはやったんだと思える。それはその方が人生を振り返ったときに、安心や満足にもつながるのではないかと思います。

かつてはお墓を造って子どもが受け継ぎ、さらに孫が受け継いでいくということが当たり前のことだったと思います。もちろんこれからもそういうお墓の在り方がいいという方はいらっしゃいます。一方で、子どもにお墓を維持する負担は残したくない、合葬や散骨のような形で構わないという方もいらっしゃいます。そういった選択肢を求めている市民の方がいらっしゃるということで、三内霊園についても現在の用地や施設の制約があるということは理解いたしました。その制約を前提としながらも、どのような形であれば市民の思いに応えることができるのか、今後様々な可能性を検討していただくことを要望して、この項を終わります。

次に、８款土木費３項港湾費１目港湾費に関連して、クルーズ船の青森港国際クルーズターミナルについてお伺いいたします。

クルーズ船の乗客が船から降りて、最初に降り立つのが新中央埠頭の青森港国際クルーズターミナルです。ここでは現在、民間事業者によって物販が行われています。

そこでお伺いします。青森港国際クルーズターミナルの出店枠における令和７年の応募状況と充足状況についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　青森港国際クルーズターミナルに関する質疑にお答えをいたします。

クルーズ船の寄港時は、青森港国際クルーズターミナルにおきまして、市、県及び民間事業者などで構成する青森港国際化推進協議会が中心となって、歓迎催事や観光案内等で乗船客のおもてなしをしており、その一環で、ウェルカムホールの一角に県産品ＰＲブースを設け、事業者が特産品や工芸品等を販売しております。

県産品ＰＲブースの出店スペースは、県と協議の上、最大３枠としており、令和７年は、クルーズ船の寄港実績 41 回のうち、沖館埠頭に寄港した場合等を除く 37 回について、申出があった８事業者に対し、出店の案内を行っております。

充足状況についてでありますけれども、37 回のうち１回は２事業者の出店となりましたが、それ以外は３事業者以上の申込みがあり、同協議会の事務局であります青森市が、特定の事業者に偏りが生じないよう、出店者の調整を行っております。

以上です。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　青森港国際クルーズターミナルでのこの事業者による物販、市としてもこれまで取組を進めてきて大分定着してきたのではないかと思います。

御答弁では、令和７年、37 回のうち１回を除いて３事業者以上の申込みがあったと、埋まったということでした。

実は、今年度も枠が埋まらなかった日がちょっとだけあったそうで、それは青森ねぶた祭の期間中だとお伺いしています。ふだん出店されている事業者に理由を聞いたところ、単純にねぶたの期間は町なかのほうが人出が多くて商品が売れるので、ターミナルには行かないということでした。やはり人がたくさんいるところで商売をしたいということです。

そうすると、これからのこのクルーズ船の動向を見たときに、出店枠は埋められるのかということはちょっと心配なことがあります。青森港に寄港するクルーズ船１隻当たりの平均乗客定員を見ていくと、令和７年の 1595 人から令和８年は 1354 人へと小さくなっています。船が小型化して単価の高いお客さんが増える傾向に向かっているという状況です。乗客数の少ない船の日にどうすれば事業者に出ていただけるのか、これは呼びかけの強化だけではなかなか解決しない問題だと思っています。

これからさらなるクルーズ船寄港誘致を考えると、乗客がどのようなニーズを持っているのか、船会社のほうが寄港地に何を求めているのか、といったデータや情報の収集がこれまで以上に重要になってくると思います。青森港国際クルーズターミナルで物販を行っている事業者は、実際にクルーズ船の乗客を相手に商売をしています。乗客が何を求め、何にお金を使って、何に反応するのかという点では、精度の高い情報を持っている部分もあるのかと思います。

そこで質疑します。クルーズ船寄港時のターミナル物販において、物販事業者から販売品目の傾向、乗客の要望、決済手段の状況といった情報を収集しているのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　出店事業者からの情報収集についての再質疑にお答えをいたします。

青森市といたしましては、出店事業者に対し、特段のアンケート調査等は実施しておりませんものの、出店の募集や出店の際におきまして、乗船客のニーズや消費傾向についても把握するよう努めてございます。

以上です。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　クルーズ船の寄港があると、市の職員の方が必ず現地に出向いて、船が入る前から出港するときまで、ずっといらっしゃるので、雰囲気というか、乗客の方の感じとか、そういうものはよくつかんでいらっしゃると思います。

これは本当にすごく大変だと思うんですけれども、業務としてずっといなきゃいけないので。以前は観光案内も職員の方がやっていたので、本当に多くの職員の方が１日というか、朝早くから夜遅くまでずっといらっしゃったので、これ非常に大変だったと思いますが、今年度から観光案内は外部委託になったということで、これ職員の負担軽減、多少軽減されたと思います。観光に詳しい方に観光案内してい

ただくという意味でも、これはよかったと思っています。

その上で、実際に乗客を相手に商売している事業者がつかんでいる情報も、もう少し体系的に集めると、よりいい政策というのが出てくるんじゃないかなと思います。何が売れたのか、どういう商品への反応がいいのか、どういう要望があったのか、決済手段はどうか、こうした情報をアンケートなどで継続的に集めて、できるものは定量化して蓄積していくと。そうすることで、市が現場で把握している情報と事業者が持っている情報を組み合わせて、乗客のニーズや消費傾向をより精度高く把握できるようになると思います。

ただ、一方で情報をくださいとお願いするだけでは難しい面もあります。事業者にとってはこうした情報というのは商売上得た秘密であったり、商売上の道具というか武器であったりする場合もあるわけですから、そのまま教えてくださいと言ってもなかなか教えてくれない場合もある。民間事業者から情報や知見を得られる仕組みそのものを考えていく必要があると思います。これは後ほど改めて申し上げたいと思います。

一方、最終的にどの港に寄港するのかというのを選ぶのは船会社です。そうである以上、船会社が寄港地に何を求めているのか把握し、それに応えられるものを提供していくという視点が、これからますます必要になると思います。

クルーズ船の船会社、乗客に対してアンケートを実施しているそうです。その内容を市は把握しているのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　クルーズ船社のアンケートに関する質疑にお答えをいたします。

クルーズ船社の乗船客に対するアンケートにつきましては、一部の船社におきまして、船内での過ごし方やオプショナルツアーでのフィードバックなど、船社が提供するサービスの向上に関する内容について実施していることは承知しておりますが、アンケート結果は非公表とされておりますことから、青森市ではその内容について把握はしておりません。

なお、青森市では、寄港促進に向けて実施しておりますポートセールス等の機会を通じまして、クルーズ船社から青森港の評価や改善点などをヒアリングし、ターミナルにおける観光案内等も含めた受入れ体制の強化に取り組んでおるところであります。

以上です。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　船会社側の意向を自治体が知るというのは非常に難しいようで、ほかの自治体も基本全く教えてくれないという状態のようなのですごい難しいんです。

ただ、何とかこの船会社が求めていること、つまり乗客が何を求めているのかと

いうのを知って対応していきたいところです。

例えば、コスタ・セレーナという船があります。これ令和５年・令和６年と本市に毎年２回寄港していたんですが、令和７年はゼロ、令和８年は当初２回来る予定だったんですがキャンセル。一方、令和８年度函館港には３回寄港しています。もう１個ＭＳＣベリッシマという船があって、これはすごい大きい船なんですが、令和５年８月に青森ねぶた祭の期間中に一晩停泊という形で来ています。一方、その後は本市への寄港がない。ただ、令和８年度函館港には７回寄港している。

これ何で本市に来なくなったのかという理由は、私も分かりませんし、はっきりしないんですが、船会社側の航路の都合かもしれないし、ほかの事情があるかもしれない。ただ日本への配船が続いているのに本市には来ていないという判断が会社側でなされているのも確かです。

平成 29 年に、当時の青森市長はクルーズ船 100 隻 10 万人を目指してやっていくと、そして、令和６年度の県の青森港長期構想でも目標値、寄港の目標値年間 100 回と明記されています。令和８年は 44 回、ここからさらに寄港数を延ばしていくためには、ほかの寄港地との競争がますます激しくなっていくと予想されます。

これは、そういう意味でやはり船会社の持っている情報という乗客ニーズ、ぜひこれは得たいところなんですが、なかなか行政というのは船会社にとっては直接の商売上の取引相手ではないということで、それから行政は公平性や情報公開という性格もあるので、船会社からすると、これを伝えてしまうとどこまで広がるのかというところを懸念しているということもあるようです。

そう考えると、現在のように市が出店事業者を募集し、抽せんなどによって配置を――抽せんというか、いろいろ考えて公平に配置をして、ウェルカムホール全体を行政がオペレーションしていくという形では、船会社が抱えている課題や、実際に乗客が何を求めているのかという情報を共有しながら、一緒にターミナルの在り方をつくっていくというのは、ちょっと限界があるのかなと感じています。

一方で、市が事業者を募集して配置してきた取組を通じて、実際にクルーズ船を相手にしてきた事業者の側には、経験とノウハウも蓄積されていると考えます。

その活用方法として、物販事業者の選定に当たり、競争方式等を導入することが考えられると思いますが、市の見解をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　競争方式の導入についての再質疑にお答えをいたします。

青森港国際クルーズターミナルに設置している県産品ＰＲブースは、管理者であります県との協議によりまして、歓迎催事や観光案内等おもてなしの一環として行っていることを踏まえまして、無償で使用を許可いただいております。

近年におけるウェルカムホールの利用状況を御紹介いたしますと、館内に設置している無料Ｗｉ－Ｆｉを利用して観光情報を調べる乗船客が多いほか、クルーズ船社から、ツアーに参加する乗船客の待合スペースや、ランドオペレーターの案内、

管理スペースを確保してほしいといった要望もあり、これら課題への対応が求められております。

また、クルーズ船に係る需要獲得に向けた青森市の考え方についてでありますけれども、青森市では、クルーズ船客の市内周遊の促進に向け、観光施設、飲食店等を掲載したまち歩きマップの作成や、二次元コード等を活用し外国人観光客が店先で店舗情報等を取得できる環境の整備など、地域全体でインバウンド需要を獲得するための取組を推進しております。

委員お尋ねの出店事業者の選定に競争方式を導入することにつきましては、事業者が固定化する可能性もあり、県産品のＰＲという観点からは困難であると考えますが、ウェルカムホールの限られたスペースの有効活用に当たりましては、今ほど申し上げました本市の考え方と昨今の課題を踏まえまして、受入れ環境の充実に向けて、県産品ＰＲブースの在り方を含め、関係機関と連携を図りながら検討してまいります。

以上です。

○舘山善也委員長　木村委員。

○木村淳司委員　これまで物販事業者の選定については、市が特定の事業者に偏りが生じないよう公平性を重視して選定をしてきました。できるだけ幅広い事業者に参加していただいたことが、そういうことがターミナルでの物販そのものがかなり定着してきたという市の取組の成果だと私も思っています。

今後は幅広く参加していただくということに加えて、もう一段質を高めていくという視点が必要だと思います。競争方式の導入というのは必ずしも特定の事業者に固定することだとは思いません。公平に参加できる機会を設けた上で、どのような商品やサービスを提供するのか、どのような工夫ができるのか提案していただき、その内容を競っていただくという方法もあると思います。

これまで物販を中心に、そのウェルカムホール、民間事業者が活用してもらってきたわけですが、市が、ただいま経済部長が答弁したように、寄港地でのツアーや観光バスなどを手配するランドオペレーターが、乗客への案内やツアーの管理を行うためのスペースが欲しい。それから、ツアーデスクを設けたいとか、こぎん刺しの体験をやりたいとか、ねぶたの絵つけを体験やりたいとか、着物の着つけをやりたい､生け花のワークショップをしたいとかそういうような声も寄せられています。

そうすると、これからこう考えていかなければならないのは、誰が物販をするのかということではなくてもっと広げて、限られたウェルカムホールというターミナルの空間をどう使うのかというところまで広げて考えてもいいのではないでしょうか。商品、ニーズ把握、青森らしい体験、情報を市に還流させる、こうした点を提案してもらってその内容を公平な選定によって選んでいく。こういうプロポーザルのような提案型の仕組みも含めて、民間のアイデア・ノウハウを引き出す仕組みに変えていくことも１つの方法ではないかと思います。

行政は、青森港として何を実現したいのかという目的や条件、民間がウェルカムホールの活用方法を提案する、出店者の募集、選定、企画も含めて民間が運営する、実際の乗客や船会社のニーズを把握する、で、得られた情報を市と共有して次の寄港時のサービス改善につなげるという形がよいのではないかと思います。

そうすると、先ほど申し上げた情報収集の課題というのも一緒に解決できるんではないか。これは民間事業者が当然船会社と事業者としてのパートナーシップ、市と民間事業者のパートナーシップ、そういう中で情報共有、営業上の秘密だから出してもらえないということじゃなくて、経営の課題を一緒に解決していくパートナーとして共有していくという関係になれば、情報共有が今までなかなか進まないという壁も越えやすくなるんじゃないかなと思います。

ターミナルの役割について、ちょっと最後に申し上げたいと思います。市としては、クルーズ船の乗客にはできるだけ町なかに出ていただいて、市内を周遊していただきたいという狙いがあるということでした。御答弁にあったまち歩きマップとか二次元コードというのも、そのための取組だと思います。これは非常に重要です当然。

ただ、クルーズ船にはそもそも寄港地で積極的に観光しようということを、最初から考えていない方も結構いらっしゃる。高齢の乗客も多いですし、船に乗ってのんびり過ごすということ自体を楽しみたいという方が、割合として一定数いらっしゃる。特に、本市に寄港する船はその傾向が強いと思われます。飛鳥Ⅱとか日本丸といった日本船は乗客の大部分が 50 代以上。令和８年に 16 回を超えて全体の約４割を占めている、ラグジュアリー・エクスペディションという高い価格帯の船なんですけれども、これも 50 代以上が中心。飛鳥Ⅱが平成 30 年に実施した世界一周クルーズは、乗客の平均年齢が 73 歳、最高齢が 99 歳でした。

一方で、世界全体を見るとクルーズ船の乗客が若返りしています。国際クルーズ船会社協会の調査によると、令和６年の乗客の平均年齢は 46.5 歳、それから 40 歳未満が全体の 36%、それから１人で乗るという方が令和５年の６%から翌年には 12%に増えている。

つまり船の上でゆっくり過ごしたいという方もいれば、若い世代を中心に体験を求める、寄港地に着いたら外にばんばん出るという方もいる。そうなると、物販だけではなくてワークショップや短時間で楽しめる体験など、ターミナルそのものを楽しめる場所にしていくということも考える必要があると思います。降りない、遠くまでちょっと行くのがしんどいなという方には、船のすぐそばで青森に触れていただく。逆に体験を求めるという方には短い時間でも記憶に残るものを用意する。どちらにも応えられる場所であるということが非常に重要だと。

これは町なかに出ていくということを諦めるということではない。むしろ青森港そのものがいろんな経験ができるなと。なかなかその外へ行くのが難しいという方でも楽しめたということが出ると、船会社や乗客はまた青森にしてほしいなと思う。

そうすると全体の寄港回数が増えて、乗客全体の分母が大きくなる。すると、結局どれぐらいの人が町なかに出ていくかという確率論ですので、町なかに出ていく方の絶対数が増えていく。１隻の乗客をできるだけ町なかに回遊させようという視点だけではなくて、寄港地としての魅力を高めて、船会社から選ばれて寄港回数が増える、青森を訪れる乗客全体が増えて、結果として町なかへ回遊する人も増えるという考え方も必要だと思います。

本年３月に閣議決定された、第５次観光立国推進基本計画では、2030 年までに、クルーズ旅客１人１寄港地当たりの平均消費額を 1.5 倍、２万 2000 円から３万 3000 円に引き上げる目標が掲げられました。

一方で、青森商工会議所が本年４月に発表された調査によると、クルーズ船乗客の県内消費額の９割は１万円未満、5000 円未満が 62.7％、５万円以上というのはゼロでした。寄港回数 100 隻という目標と、１人当たりの消費額という新しい評価軸、この両方を追っていかなければならない。そのどちらにとっても、乗客が最初に目にする青森港国際クルーズターミナルをどう使うかというのは小さくない問題だと思います。

これブースの在り方も検討されるということですので、どうすればもっとお客さんに喜んでいただけるのか、事業者の力を引き出せるのかという観点で、より広く検討していただければと思います。

以上で質疑を終わります。

ありがとうございます。

○舘山善也委員長　次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員　市民クラブ、竹山美虎であります。

早速、質疑に入りたいと思います。

議案別冊「令和８年度青森市一般会計補正予算（令和８年第３回定例会その２）」、８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費に関連をして、除排雪対策事業について伺ってまいりたいと思います。

２年続いた豪雪を受けて、この間、様々な場面で、議会ともいろいろ話をしてまいりまして、方法や契約あるいはこれまでの部分で改善をすべきところを広範にわたって対策を講じるということで、この冬に対して、市で行う除排雪、このやり取りをずっとしてきましたけれども、その中で確認とちょっと不安に思っていること、このことについて質疑したいと思います。

まず最初は、除雪をやって、その後２回ないし３回の除雪実施の後に排雪をする。これは雪の降り方あるいは時間、こういったものに大分左右される。そして、特に生活道路の場合は、その工区によって状況が全部違う。こういうことを考えると、除雪はもちろん市が予想も含めて指令をする、排雪も市が指令するという今の考え、それが果たしてしっかりいくだろうかと、ここを大変心配しているんですよ。

私は、そういう意味では市の判断、出動指令というのは、当然大事な部分なんだ

けれども、やはり現場を知っている業者の判断というのも、一方ではすごい――すぐやるというところでいくと、大切なものではないかというふうに考えるんです。

なので、そのことについて、排雪作業の実施、これは市での判断の出動指令だけではなくて、事業者の判断による出動、こういったものも取り入れるべきではないかと考えるんだけれども、市の考えを示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　竹山委員の排雪作業の出動判断についての御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業につきましては、道路交通の確保を最優先とするため、除雪と排雪の作業指示を区別し、まずは迅速に除雪作業を行うことを基本としております。

一方、排雪作業につきましては、除雪作業二、三回に１回程度を目安としつつ、道路脇に寄せられた雪の堆雪状況や道路状況等を踏まえ、適切な時期に実施することとしております。

こうした排雪作業の実施時期につきましては、本市によるパトロールやクラウドカメラ等を活用した道路状況の把握に加え、日頃から現場で除排雪作業を行っている事業者からの情報も重要であると考えております。

このため、除雪作業のみならず排雪作業につきましても、適正な作業管理の観点から、本市からの指令を基本としつつ、本市と事業者が道路状況や排雪状況等について情報共有を図りながら、排雪作業が必要な箇所や時期を適切に判断し、迅速な対応につなげてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　竹山委員。

○竹山美虎委員　分かりました。

基本は、言ったとおり市の出動指令ということもあるけれども、今の答弁の中で、事業者からの情報も重要だと。それから、その情報を共有しながら考えていく必要もあるというようなことがあったので、そこは日常的に連携をちゃんと取ってほしいなというふうに考えます。

その上で、排雪をしなさいと出動指令が入りますよね。そのときにも、例えば雪が降り続いているという場面も想定されます。きっちり区切れれば一番いいですよ、除雪してください、排雪してください。それで、排雪してくださいというときに、もうそのときも雪が降り続いているという場合は、除雪についての指令も出るのかどうか、そこについてお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　排雪作業の際に、降雪状況にいたときには、除雪の指令も出るのかというところでありますけれども、今冬の除排雪につきましては、生活道路における道路交通の確保を最優先とし、これまで一体的に行ってきた除雪と排雪を分けて、道路状況に応じてそれぞれ必要な作業を、出動指令をすることとし

ております。
　このため、排雪作業を実施している場合でありましても、新たな降雪により道路交通の支障が見込まれるという場合には、道路状況や降雪状況などを踏まえまして、必要に応じて除雪作業の指令もするということとしております。
　以上であります。
○舘山善也委員長　竹山委員。
○竹山美虎委員　分かりました。
　排雪してくださいという指令が出ているときでも、雪の降り方によっては除雪も併せてやってくださいという指令が出されるということは分かりました。
　あと、ここは確認です。国・県との連携の関係で、まず確認の１点目は、浜町埠頭に続く幹線道路、これ除排雪については――県が言うのかな、やるというような話もありますけれども、このことについては県との協議はどのように続いているか。
　それからあわせてもう１点、除排雪アラート、これも今後協議していくというような情報があるけれども、中身がどうなっているのか、併せてお願いします。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　国・県との連携等に関する再度の御質疑に順次お答えいたします。
　まず、国・県との連携による除排雪でありますが、降雪時における道路交通を確保するためには、国・県・市がそれぞれ管理する道路について、道路管理者間で連携して除排雪を行うことが重要であると認識をしております。
　本年８月 26 日に県が公表しました、青森ゆきみちＤＸにおきまして、浜町埠頭の雪捨場につながる幹線道路における国・県による共同除雪などの取組が示されました。
　具体的な対象路線や作業分担につきましては、道路管理者間で相互に連携し、より効率的な除排雪が可能となるよう、国及び県と協議を進めております。
　続きまして、除排雪アラートについての再度の御質疑へのお答えをいたします。
　県が導入を進めております除排雪アラートにつきましては、現状では、詳細な内容が決まっていないとのことであり、今後、具体的な内容が定まってきた段階で、運用方法等について県から情報共有がなされるものと認識をしております。
　以上であります。
○舘山善也委員長　竹山委員。
○竹山美虎委員　了解しました。
　今答弁にあったように、道路管理者間で連携をして進めるというところは重要なところでありますので、ぜひ今後も、国・県と協議を進めていただきたいと。それから、除排雪アラート、詳細がまだ分からないということで、ぜひここも県としっかり連携を取ってほしいと思います。
　最後の質疑であります。今日の赤平委員とのやり取りで、大体イメージは湧いた

んだけれども、今回、地域のいわゆる除雪の関係で、町会・町内会の部分で、燃料代、これを考えたと。じゃあ地域の団体やボランティア、こういったところについてはどうなのと聞くかと思ったら、まず始まったところなので、そこは今後の課題ですというような話がありました。

そこで、地域団体あるいは個人、ボランティアなど様々、近くの除排雪を手弁当でやっている人たちが結構いるわけですよ。それで、そういうところに対するこの除排雪活動について、市はどのように考えるのか、そこを答えてください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　地域における自主的な除雪活動についての再度の御質疑にお答えいたします。

昨冬の豪雪では、町会をはじめとする地域の皆様が、自宅周辺の雪処理や通学路の確保など、それぞれの地域において、自主的な除雪活動に取り組んでいただいたところであり、改めて地域の力や地域との連携の重要性を強く認識をしたところであります。

また、町会等の地域団体や地域住民の皆様が、それぞれの地域において自主的に行っている除雪活動につきましては、地域の生活環境の向上に資する取組であると認識をしております。

本市としましては、市が責任を持って除排雪体制の充実強化に取り組むことはもとより、地域の皆様と力を合わせ、それぞれの役割を生かしながら、雪対策に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、こうした活動につきまして、それぞれの自主性を尊重するとともに、町会等を対象とした小型除雪機の貸出しや、今冬から実施する地域除雪活動支援事業などを通じて、地域による除雪活動を支援してまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　竹山委員。

○竹山美虎委員　ありがとうございました。

分かったような、分かんないような、答弁でありましたけれども、私は全て行政が責任を持ってやれと言っているのではないんです。いつも言っているように、自分のできることは自分でやる。地域でできることは協力してやる。それで、セーフティーネットとして、最後に行政がしっかり支えるという、そういう中での取組というのは大切だと思っているので、何でもかんでも市がやれと言っているわけではないんです。

今回、業者は結構頭を抱えていますよ、どうせすればいいべって。それはさっきも言ったように、まず、やってみなければ分かんないということがあるし、そうは言っても、点数をつけられるし。やったらうまくいかないしとなったらどうしようと。なので、さっき言ったように、業者からの情報あるいは連携、これを今まで以上にちゃんとやってほしいなというふうに思います。

昨日もある１件で、業者と話をしました。ダンプトラック５台、市の外から来てもらうように協定したと、契約結んだと。そういうことで、県南のほうの業者だと思うんだけれども、もう５台確保したから、排雪は十分うまくいくだろうと。ただ、雪の降り方だよと。だからその辺が、準備はしたけれども不安だなと思っている業者もあるので、それ以外にも細かい部分で、もしかすれば悩んでいるところもあると思うので、ぜひ、連携して対応することを要望して終わります。

以上であります。

○舘山善也委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後３時 10 分からといたします。

午後２時 55 分休憩

―――――――――――――――――――

午後３時 10 分再開

○舘山善也委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

山本武朝委員。

○山本武朝委員　公明党の山本武朝です。

早速質疑に入らせていただきます。

最初の質疑は、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費に関連して、質疑いたします。

罹災証明の発行についてお伺いします。今年は、大規模災害が度々発生しております。

７月 28 日に発災の熊本地震では最大震度７、熊本県内各地で住宅、建物、上下水道管などのインフラに甚大な被害をもたらしました。これまで 38 人が亡くなられ、住宅の被害は全壊、半壊、そこに一部損壊の約３万 6000 棟を含めると、何と４万 4252 棟とのことです。千葉県内では、８月 13 日のお盆の夕方から、線状降水帯が相次いで発生し記録的な豪雨となり、これまで 13 人が亡くなられ、住宅の被害は 7000 棟を超えております。

改めまして、このたびの災害により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、御遺族の皆様に衷心より哀悼の意を表します。いまだに避難所生活をするなど、被災者の皆様を思うと、１日も早く復旧復興を願うものです。

こうした中、罹災証明書の申請件数も膨大で、罹災証明書の発行に何日も時間がかかっていると聞いています。罹災証明書は、公的な支援を受けるための先駆けとなる重要なものであります。

そこでお伺いします。罹災証明書の発行手続についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　山本委員の罹災証明書の発行手続についての御質疑にお答えいたします。

罹災証明書は、災害対策基本法に基づき、地震等の災害により住家に生じた被害の程度を証明する書面で、被災者生活再建支援金や義援金等、公的支援制度の申請に必要となるものであります。

申請につきましては、罹災証明申請書に被災住家の所在地、罹災原因、被害の程度等必要事項を記載し、被害状況が確認できる写真を添付の上、青森地区は税務部資産税課、浪岡地区は浪岡振興部納税支援課の窓口に提出いただくこととしているほか、令和７年 12 月 12 日からは、マイナポータルを通じたオンラインでの申請も可能となっております。

申請受付後は、職員が現地調査を行い、被害の程度を判定した上で、罹災証明書の交付となります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　答弁ありがとうございます。

災害に遭ったときの最初の証明書は罹災証明書であります。この段階は―――先ほど様々支援金もいただく手続となるということでしたけれども―――調べたら、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の６段階があるそうです。一番上の全壊では、被災者生活再建支援金が最大 300 万円まで出るというものです。

あと、民間の保険を申請する際も、こういったものも参考になるはずですので、そして、これをいただきますと、所得税、住民税、固定資産税の減免や猶予もなるということで、最初の手続がまず罹災証明の発行手続をするということになります。

それでは最近、本市における罹災証明書の発行件数を確認したいと思います。令和６年度及び令和７年度の罹災証明書の発行件数をお知らせください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　再度の御質疑にお答えいたします。罹災証明書の発行件数についてです。

発行件数でありますが、令和６年度は１件、令和７年度は 30 件となっております。被害原因は全て雪害――雪によるものとなっております。

以上です。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

令和６年度は１件、昨年度の令和７年度は 30 件、全て雪害によるものだということで、本市にとっては身近な災害、罹災証明書は雪害によるものだということが分かりました。

冒頭熊本地震の被害状況に触れましたけれども、大規模災害が発生した際は、件数が膨大となります。それに対応するためには、人海戦術でやるにしても限界があ

りますので、デジタル技術を活用した様々な罹災証明発行のシステムなどが現在はありますので、それらの導入を考えてはどうかと提案するものであります。

そこで再度お尋ねします。罹災証明書の発行について、デジタル技術を活用したシステム等を導入してはどうかと考えますが、市の考えを示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　罹災証明の発行に係るシステム等の導入についての再質疑にお答えいたします。

罹災証明書の発行に関わりますシステムにつきましては、地震や台風などの災害発生時におけます、地方公共団体の様々な業務を総合的に支援するシステム、いわゆる被災者支援システムにおいて運用されることが効率的であると考えております。

被災者支援システムについて、国では、平成７年１月に発生いたしました、阪神・淡路大震災での被災経験を踏まえまして、兵庫県西宮市が開発いたしましたシステムの拡充、リニューアルを図っております。また、民間事業者におきましても、被災者支援業務に関わる様々なシステムが開発・提供されているところであります。

被災者支援システムの主な機能といたしましては、１つに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新、２つに、マイナンバーカードやアプリ等を活用いたしました、避難所における避難者の入退出管理、３つに、建物被害認定調査に関わる管理、４つに、罹災証明書の発行、５つに、被災者台帳の管理及び被災者支援に関する情報の照会などがございます。

被災者支援システムにつきましては、青森県が県内全域での導入に向けて検討を進めておりまして、現在、県及び県内他市町村と連携を図りながら、システムに実装すべき機能等について協議しているところであります。

以上です。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

被災者支援システム、この中の一つの機能でこの罹災証明書の発行があるということでございました。

答弁にありましたとおり、今まさに県でそちらの導入を県内全域で、広域で進めているということでありますので、そちらのほうをぜひ迅速に。また、効率化、県とも広域でも連携できますので、このシステムの導入について、検討を進めていただければと思っております。

実は、私ども公明党みんなで勉強会をやりまして、なかなかこの罹災証明書のシステムが優れ物でして、タブレットで建物に写真で当てると、どれぐらいの状態とか写真を撮るだけで情報が来るという、それを罹災証明の申請にも使えるという、なかなか優れ物のシステムがありまして、これらを活用して今、県が主導となって導入を検討していると。また、まさに機能も含めて検討していると言ったので、かなりもう導入が前提で進んでいるんだなと今お聞きしました。当該システムは必須

だと思っておりますので、導入を検討していただくよう要望して、この項は終わります。

次に、８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費に関連して、除排雪対策事業についてお伺いします。

大変多くの議員から一般質問、また、決算・予算特別委員会でも確認の質疑があるわけです。私も、やはり確認したい点がありまして、ほぼ各委員とかぶっておりますが、確認させていただきます。

今定例会の答弁から、一般委託工区の除排雪については、道路交通の確保を最優先とするため、原則として、除雪と排雪の作業指示を区別して発令することとしていると、大きな見直しがありました。除雪のみの作業を行うことで、迅速な作業を行う、これまで以上に除雪回数を増やし、道路に圧雪をつくらないことを基本とするとありました。私はこの見直しは、除雪による寄せ雪などで家の前、間口には多少なりとも雪が置かれていくことになると思います。このようなことから、市民による雪片づけの協力は必須となります。

そこでお尋ねします。今冬の迅速性を重視した除排雪方法について、市民への周知と理解・協力をどのように進めていくのか示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　山本委員の除排雪方法の市民への周知等についての御質疑にお答えをいたします。

今冬の除排雪につきましては、昨冬の豪雪を踏まえ、まずは道路交通を迅速に確保することを重視した除排雪方法へ見直すこととしております。

この見直しにより、除雪作業の際には、道路沿線や各家庭の間口に一定量の寄せ雪が生じることも想定されますことから、新たな除排雪方法や作業の考え方につきまして、広報あおもりにおける特集や毎戸配布チラシ、ＳＮＳ等による情報発信のほか、除排雪調整会議における町会等との意見交換や市長記者会見など、様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。

また、迅速な除排雪を実現するためには、行政や除排雪事業者の取組だけではなく、市民の皆様の御理解と御協力も重要であると認識しており、除雪作業に伴い間口に寄せられた人力で処理できる程度の雪につきましては、可能な範囲で処理していただくよう御協力をお願いしながら、市民、除排雪事業者、行政が一体となって、今冬の除排雪に取り組んでまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　まさに答弁にありましたとおり、市民の玄関前間口の寄せ雪等の除雪は、市民の皆さんの協力をいただくということでした。

当然、中にはそれもままならない高齢者１人の方もいらっしゃいますので、それは現在でもたしか福祉的な除雪のシステムがありますので、うちの家内も民生委員

で、近くの１人の方をワンシーズン、間口の除雪をお手伝いしにいくというのもありますし、また、これを機に、何とかできればまさに地域で共助、隣近所でやはり足腰が悪かったりしていれば､なかなか余裕はないかもしれませんけれども､気遣ってちょっと寄せをお手伝いしますかとか、そういった共助の役割も求められるのかなと思っているので、当然、お願いする市の姿勢は大事ですけれども、市民にとってもそこは何とか協力できればなと。

ただ、断続的に連続して多量に降ってしまうと、それはそう簡単でないということは事実だと思いますので、そこに対しての対策が、今求められているわけです。

様々な聞き取りの中、私やはり、除排雪事業者もオペレーターも高齢化になったり様々な状況がある中で、これまで定例会の一般質問で、やはり常に新規事業者を参入していかなければ、この除排雪事業は成り立たないということを、ずっとこれまでも言い続けておりました。

今回、実は受託事業者の方から、残念ながら事業の撤退の意向を表明しているという方もいるとお聞きしました。

そこでお尋ねします。今年度の除排雪業務における受託事業者の募集の状況についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　除排雪事業者の募集状況についての再度の御質疑にお答えをいたします。

今年度の除排雪業務につきましては、担い手不足やオペレーターの高齢化などを背景として、既存の受託事業者から撤退の意向が示されるなど、受託事業者の確保がこれまでで最も厳しい状況となっております。

このため本市では、昨年度の除排雪業務の履行状況や、事業者から提出された業務改善計画書の内容なども踏まえながら、工区の再編や受託事業者の確保に向けた調整を行い、最終的に 18 工区９路線につきまして、９月１日より募集を開始し、除排雪業務の登録業者 134 者を対象に募集案内を通知いたしました。

現在、応募があった事業者 30 者について、配置予定の除排雪重機やオペレーターの確保状況、作業体制など、業務を確実に履行できる体制が整っているかの確認を進めており、その結果を踏まえ、事業者を決定することとしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　具体的に、受託事業者の手挙げを含め、必要な数字を挙げていただきました。

新たに受託事業者を確保する必要があるのが 18 工区９路線、現在募集をかけていたら、登録事業者は 134 者、その中のうち 115 者は既存事業者で、新規事業者、19 者が手挙げをしていただいていると。そしてその 18 工区９路線に対して、現在、30 者が応募していただいているということで、今後、重機、オペレーター、作業体制

を確認して、その結果、事業者を決定するということであります。

そうすると、都市整備部理事、ちょっと質疑の予定に入れてなかったんですけれども、例えば、この 18 工区９路線から、今後それを埋めていくには、やはり、既存の事業者かまさに新規事業者、このどちらかで全部が埋まらなかった場合、このどちらかで再度声がけして協力を募るという､そういった考えでよろしいでしょうか。ちょっとここは予定してないんですが。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

〔山本委員「数字は聞きませんので」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事　応募事業者によってでも、まだないといいますか、該当するところがないという場合であれば、また再度の募集あるいは応募した事業者とも相談もするなどして、そこは対応をしていくつもりで今現在進めております。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ちょっと急に振ってすいませんでした。

それだけちょっと本当に埋まるのかなという心配があったので、確認させていただきました。

新規事業者からの応募状況を先ほど答弁いただきましたけれども、そしてまた新規参入者を募集、これに応えていただく――これを促進するため、市はどのように取り組んできたのか示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　新規事業者の応募状況及び参入促進策についての再度の御質疑にお答えをいたします。

新規事業者からの応募状況につきましては、今年度新たに除排雪業務の受託を希望した 19 者に対して募集案内を通知したところ、５者から申込みがあり、複数の工区・路線への希望を含め 11 工区５路線への応募がありました。

配置予定の除排雪重機やオペレーターの確保状況、作業体制など、業務を確実に履行できる体制が整っているか確認を進めており、その結果を踏まえ、事業者を決定することとしております。

また、新規参入を促進するための取組としましては、除排雪業務の担い手不足が深刻化する中、本年５月に実施しました、本市の除排雪業務の登録事業者へのヒアリングにおきまして､新規参入について広く働きかけましたほか､ＳＮＳと本市ホームページを活用して事業者の募集を周知いたしました。加えて、工区・路線の分割や工区と隣接する路線を一括で募集するなどにより、新規事業者が参入しやすい環境の整備に取り組んできました。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

そうすると、最初の再質疑で新規で受託事業者を確保する必要あるのは 18 工区９路線ということで、今回、新たに受託希望者の 19 者に声をかけたら、５者から 11 工区５路線ということですから、18 工区９路線から 11 工区５路線を引くと、単純に言うと７工区４路線はまだ埋まっていないのかなということだと思います。まだまだ途中経過でしょうから。

そして、これは既存の事業者、もしくは先ほど聞いたように新規事業者に、再度お声がけしながら、また、分割したり参入していただきやすいように努力していくということですので、この秋の契約までに、何とかここは全ての工区・路線で受託事業者が決まるよう御努力していただきたいと要望するものであります。

再度の確認なんですけれども、事業者の減少やオペレーター不足が続く中、この全ての一般委託工区について、必要な除排雪体制をどう確保する見通しなのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　一般委託工区における除排雪体制の確保についての再度の御質疑にお答えをいたします。

現在、応募のありました事業者につきまして、配置予定の除排雪重機やオペレーターの確保状況、作業体制などを確認するとともに、事業者が未確定の工区につきましては、再度の募集や登録事業者―――既存の事業者への個別の働きかけなどにより、事業者の確保に向けた調整を進めているところであります。

本市としましては、今冬の降雪期を迎えるまでに全ての工区・路線において必要な除排雪体制を確保できるよう、引き続き事業者との調整を進め、今冬の除排雪体制の確実な構築に取り組んでまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　しっかり全ての一般委託工区、また、路線で事業者が決まることを願っております。

やはりその中で多くの議員からも質問・要望があったと思いますけれども、ダンプ不足に関しましては、やはり青森県トラック協会と連携している県とも、しっかり連携していただくことが大事であります。

もしくは、直接事業者さんが、先ほどある委員から質疑ありましたとおり、自前でダンプトラックを確保したり、様々な努力をしているわけでありますが、ここは市外の業者、青森市以外の業者なので、県との連携も大事であるということを要望いたします。

再度確認させてもらいます。あと、私は非常にこのことを懸念していまして、今後さらに受託事業者が減少した場合も見据え、一般委託工区の在り方を含め、今冬だけじゃなくて、中長期的にどのような担い手確保を講じていく考えなのか示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　中長期的な担い手確保策についての再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪業務の担い手確保につきましては、事業者の減少やオペレーターの高齢化が進む中、従来の体制をそのまま維持するだけでは、将来にわたり安定した除排雪体制を確保していくことは難しいものと認識をしております。

このため本市では、今冬の除排雪体制の運用状況や課題を十分に検証した上で、道路の特性や作業量、事業者の配置状況などを踏まえ、工区の規模や区割り、委託方法の在り方を必要に応じて見直しをしていくこととしております。

また、担い手の確保に当たりましては、既存事業者との連携を一層強化するとともに、新規事業者の参入を促進するほか、オペレーターの確保・育成に向けた支援策についても、他都市の取組を調査しながら検討してまいります。

さらに、ＧＰＳやクラウドカメラ、ＡＩをはじめとするデジタル技術を活用し、作業の効率化や職員、事業者双方の負担軽減を図るとともに、豪雪時には国・県との連携により、必要な重機や人員を確保できる体制づくりを進めていきます。

本市としましては、今冬の見直しの効果や課題を検証しながら、工区・路線の在り方も含め、担い手の確保、作業の効率化、国・県との連携、これらを総合的に進め、将来にわたり持続可能で安定した除排雪体制の構築に取り組んでまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

担い手確保のため、オペレーターの育成と今答弁いただいたように様々な支援策を含めて、除排雪事業者への支援、また、連携をしていただきたいと思います。

私は、この事業者の確保の中では、以前、通年契約という話も折々出てきましたけれども、全ての業種の事業者と通年契約というのは現実的には難しいわけで――仕事量もね、夏場あるかということもあるし。例えば、部分的には通年契約もありなのかなと。公平・不公平性があるかもしれないけれども、全てが土木建築事業者ではないので、部分的な通年契約の在り方も検討していただければなというふうに思っております。また、様々な観点で、この中長期的な担い手確保策を検討していただくことを要望します。

最後に、これも除排雪に関する要望なんですけれども、やはり市民の皆様からすると、自分の周り、家の前がいつ除雪が入ってくるのか、これが大変気になるところで、大事なわけですけれども、パトロール体制、豪雪時はたしか８班から 12 班へとパトロール体制増やして除排雪状況の把握に努めているところでありますが、せっかく町会長とも――今はホットラインありますよね。うちの町内になかなか入ってこないとか､恐らくそういう連絡が町会長等から来ると思うんですけれども。

私はこの町会長のホットライン、必ずしもそこの町内は町会長でなくて、ほかの

町会の役員の方でもいいと思うんですけれども、その町会のそこの工区の仕上がり、その方が見て主観的に感じるところもあるかもしれませんけれども、パトロールだけではなくて、まさにその現地に住んでいる町会の方からの、その除排雪状況を聞き取るということも、非常に有効なのではないかと私は思っています。

確かに、電話回線も当然１本や２本じゃ足りないと思います。またそれを聞き取る職員も何人そろえるんだという課題も正直言ってありますが、やはり町会から生の除排雪状況――今こうですと、一番困っている状況は何ですかということをダイレクトに、今 360 弱の町会ですか、それを町会から聞き取って、状況の把握をしてはどうかということを要望・提案させていただきます。

以上、この除排雪の項は終了いたします。

続きまして、２款総務費１項総務管理費７目交通安全対策費に関連して、交通安全についてお尋ねします。

令和８年―――今年９月１日から生活道路の制限速度が引き下げられましたが、その概要と市の周知の取組について示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　山本委員の生活道路の制限速度の引下げの概要と市の周知の取組についての御質疑にお答えいたします。

狭隘な道路につきましては、歩道と車道の区別がないことが多く、また、自動車同士の擦れ違いの際に事故が発生する可能性もあり、自動車を高速度で通行させた場合には、交通の危険が生じるおそれが大きいことを背景に、令和８年９月１日から施行されました道路交通法施行令の一部を改正する政令により、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路、いわゆる生活道路における自動車の法定速度が、時速 60 キロメートルから時速 30 キロメートルに引き下げられております。

本市におきましては、青森警察署をはじめ、青森交通安全協会などの関係機関・団体とともに組織しております青森市交通安全対策協議会における令和８年度の交通安全推進項目の一つといたしまして、生活道路において法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進を掲げており、広報あおもり８月号への掲載や青森市公式Ｘにより、市民の皆様へ広く周知を図っておりますほか、今月 18 日の朝の通勤時間帯に、国道４号の柳町交差点から青森年金事務所前において予定しております交通安全のぼり旗ロード作戦におきまして、青森警察署や青森地区安全運転管理者協会などの関係機関・団体とともに、通勤中の自動車の運転手等に対し直接呼びかけを行うなど、制度の周知啓発に取り組んでまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

９月１日前後から、テレビの報道等でこの生活道路の速度制限 30 キロメートル

毎時ということが一斉に報道されましたが、まだまだこれが本当の意味でのドライバー自身にスピードを出さないように周知――行動がしっかり変容するかというのは、そう簡単ではないと思います。引き続き、周知に努めていただきたいと思います。

警察庁によりますと、昨年１年間に起きた交通事故での死傷者・負傷者数は 34 万 1055 人――死亡者数だけじゃなくてけがを含めて約 34 万 1000 人、このうち幅員 5.5 メートル未満、まさにこの生活道路ですけれども、起きた事故の状況を見ると、歩行中や自転車に乗車している人の割合が 47.4％を占め、幅員 5.5 メートル以上の道路における場合と比べて、何と約 1.9 倍、約２倍近く死傷、けがが起きていると。つまり生活道路での死傷、けが、事故が多いとのことです。だから、このたびの生活道路に着目して、公安当局はここをしっかり明確に時速 30 キロメートル制限としたのではないのかなと私は感じているわけです。

同庁の分析では、車が時速 30 キロメートルを超えると歩行者が死に至る割合が、致死率が急激に高まるとのことです。これ当たり前ですね、スピード出してぶつかったら重大な死亡事故に、大けが、死亡事故になります。昨年幅員 5.5 メートル未満の道路における交通死亡事故は、何と 454 件死亡事故が起きています。これはやはり１件でも減らしたいですよ。交通事故は１件でも減らす、いやできればなくしたいというふうな思いで、今回この質疑をさせていただいています。

私も毎朝、児童の交通安全が大事だと思って、週に何回か横断歩道に黄色い旗を持って、朝の見守りをしておりますけれども、私の学区は、筒井八ツ橋で筒井南小学校なんですけれども、ちょうど目の前に時速 30 キロメートルの速度制限の標識とともに、このエリアはゾーン 30 とこう書いています。こうやって言うと、小学校の場合には、みんなこういうふうにゾーン 30 というのはあるのかなと思ったりもしたんですけれども。

ここでお尋ねします。ゾーン 30 の概要と本市の整備状況を示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　ゾーン 30 の概要と本市の整備状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

ゾーン 30 とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とし、区域、いわゆるゾーンを定めて最高速度 30 キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度規制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る、都道府県警察が実施する生活道路の交通安全対策であります。

青森県警察のホームページによりますと、本市におけるゾーン 30 の整備状況は８か所となっておりまして、具体的には、筒井字八ツ橋の筒井南小学校付近、松原一丁目の堤小学校付近、東大野一丁目の大野小学校付近、浪打一丁目の浪打小学校付近、浜館三丁目・四丁目の北側の浜館小学校付近、浜館三丁目・四丁目の南側の

浜館小学校付近、浪岡字淋代の浪岡北小学校付近、北中野の浪岡南小学校付近に整備されております。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　ありがとうございます。

市内では全部で８つのゾーンが、ゾーン 30 を設定されているという御答弁をいただきました。

市内小・中学校 60 校ありますので、正直言って私は、もっとこのゾーン 30 の設定が多いのかなと思っていたんですけれども、もともとゾーン 30 が設定はされてなくても、周りが生活道路であれば、時速 30 キロメートルの速度規制がかかっているので、あえてゾーン 30 でなくてもそういう状況のところもあるのかなと思った次第であります。

答弁では８か所、何丁目という住所だけだったんですけれども、ちょっとお願いして、どこの学校の周辺ということを答弁に付け加えさせてもらって、何々小学校付近と答弁していただきました。ありがとうございます。

これとともに、数年前でしたか浪岡の浪岡南小学校のすぐ裏手に、私も通ったんですけれども、スピードを抑制するために舗装をちょっと凸状態に盛り上げた舗装があって、これでスピードを制限するんだなということがあって、それはゾーン 30 プラスだよと実験的にやったときにたまたま通ったもので。

そこで確認しますが、ゾーン 30 プラスの取組概要についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　ゾーン 30 プラスの取組概要についての再度の御質疑にお答えをいたします。

ゾーン 30 プラスは生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、警察による最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制であるゾーン 30 と、道路管理者による物理的デバイスなどの交通安全対策を組み合わせて、区域内を走行する車両の速度抑制や通過交通の抑制を図る取組であります。

具体的には、警察が最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等の交通規制を行うとともに、道路管理者が道路舗装などで凸型に盛り上げて車両の速度を抑えるハンプや、車止めのポールなどを設置することで、車道の幅を部分的に狭くする狭窄などを設置するものであり、警察と道路管理者が連携し、学校関係者や町会、町内会とも協力しながら、地域の状況に応じた交通安全対策を進めるものであります。

青森市内では、令和７年３月に国土交通省と警察による面的な交通安全対策を促進する地域として、浪打一丁目地区、浪打小学校周辺が選定されております。

本市としましては、今後物理的デバイスを含めた安全対策について、冬期間の降雪時における影響も踏まえながら検討を進め、歩行者の安全確保に向けた取組に努めてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　山本委員。

○山本武朝委員　答弁ありがとうございます。

ゾーン 30 プラスの取組は今答弁にありましたとおり、物理的デバイスでスピードを制限すると。舗装工、盛り上げてカタンといくか、あとはさっきあったとおり、ポールをわざと狭くしてスピードを出させないようにしてあって、確かに夏場はスピードが落ちるなと思います。

ただ正直な話、これ本市の冬期間にとって、これはどうなのかなというのも正直感じました。やはりそういうデバイスがあると、除排雪でタイヤショベルを持っていくときに、ちょっと正直言って冬期間に関してはそぐわない措置なのかなと。また、ポールがいっぱいあったら、それも除排雪で邪魔になるという表現だといけないんですけれども、危ないのかなと。

やはり本市は、狭い生活道路の中で電柱や道路標識、あれが道路の狭い幅員 5.5 メートルの道路の中にぽつっとあるだけで、擦れ違いができなくて手前で待っていたり、そういった障害物もあるので、なかなか厳しいのかなと思っております。

ただ、先ほど答弁で、浪打一丁目、浪打小学校のところにも、今もう１つこのゾーン 30 の計画があるということですので、地域の方から様々意見を聞いて、この安全対策を進めていただきたいと思います。

最後に要望を述べて終わりたいと思います。実は再質疑を検討していたんですけれども、冬期間、積雪で道路の中央線が見えなくなります。要はこの生活道路の時速 30 キロメートルの速度制限は中央線がないところとうたってはいるけれども、もう冬になると幅広い道路だろうがみんな見えなくなるので、そういった場合どうするんですかと振ろうとしたんですけれども、今、県警察当局でまさにそこを今整理しているというところであるので、なかなかお答えが難しいということだったので、要望とさせていただきます。

今後も速度制限など、歩行者への安全対策を実施していただきたいと先ほども言いましたけれども、交通事故、交通死亡事故、これを何としても１人でも減らしていきたいと。そういう外的な制限だけじゃなくて、やはり最後は最も大事なのは、私たちドライバー自身が身勝手な運転姿勢ではなく、自分で自分の心にブレーキをかけることができるかであります。交通事故で加害者にも被害者にもならないよう願って質疑を終わります。

ありがとうございます。

○舘山善也委員長　次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員　日本共産党の万徳なお子です。

質疑は２点です。最初に、８款土木費１項土木管理費１目土木総務費に関連して、私道の維持管理についてです。

道路の破損について先日相談を受けました。道路の端っこなんですけれども、破

損は幅 75 センチメートル、長さ 250 センチメートル――2.5 メートルです、深さも 15 センチメートルくらいのところもあったと思います。近隣の方から聞きますと、七、八年前から破損があって、徐々に大きくなってきていると。自転車が落ちた、子どもがはまって泥だらけになったと、ハプニングというかトラブルもお聞きしました。

そこで担当課にお伝えしたんですが、私道ということで市が直すわけじゃない、所有者に連絡するというふうに言われました。その後しばらくして、所有者によってだと思うんですが、鉄板が敷かれたりしたんですが、こうした私道でも住民にとっては青森市の市道と同じ――見分けはつかないわけです。

基本こうした私道の破損などの修繕、維持管理はどのように対応するんでしょうか、お示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　万徳委員の私道の補修についての御質疑にお答えをいたします。

本市が管理しています市道の延長は約 1900 キロメートルあり、整備されてから相当の年数が経過している箇所が多く、それに伴い、道路の舗装についても老朽化が進んでおります。

このため、毎年、町会・町内会及び市民の皆様から補修等の要望が寄せられており、当該箇所につきましては、現地を確認した上で、交通量や通行の安全性を勘案し、緊急性・優先度を判断して、道路補修を実施しております。

一方、本市が管理する市道以外の私道につきましては、個人や会社等が所有権を有する財産であるため、基本的にはその所有者により適切な維持管理がなされるべきものでありますことから、本市としましては、これまで市道と同様の対応は行っておりません。

個人の財産である私道につきましては、道路の破損に伴う事故等の危険を回避する観点から、穴埋め等による必要最小限の補修に限定した対応を行っており、今後につきましても同様に対応してまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　万徳委員。

○万徳なお子委員　ただ、危険な道路として認定されると、事故が発生する前に市としても安全対策をすると、過去実績もあると聞いています。

私がさっき言った場所も、危険な道路になってしまっている状態だと思うので、そこは一般論でなく一つ一つのケースで対応していただきたいんですが、もう１つ、ホームページにもありました、市に寄附するということで呼びかけをされているんですけれども、この基準についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　寄附の要件についての再度の御質疑にお答えをいた

します。

個人や会社等が所有権を有する私道を、本市の市道とするためには、まず土地所有者からの寄附の意思表示があり、かつ、一定の寄附要件を満たす必要があります。

寄附の主な要件につきましては、青森市道路の寄附採納に係る事務取扱要綱により、通行または利用により一般公衆が著しく利益を受けるものであること、道路幅員が４メートル以上であること、延長が 30 メートル以上であること、起点または終点のいずれかが国道・県道・市道などの公道に接続していること、排水の経路及び流末が民有地でないことなどとなっており、これらの要件を満たし、協議が整った私道を寄附採納することとしています。

以上であります。

○舘山善也委員長　万徳委員。

○万徳なお子委員　基準は分かったんですが、一般的にホームページで呼びかけているだけでは、なかなかこの修繕が放置されている――私道の寄附につながらないと思いますので、ぜひ修繕の連絡とともに、個別に寄附の呼びかけもしていただくよう要望して、この項は終わります。

次に、７款商工費１項商工費４目観光地整備事業費に関連して、ユーサ浅虫のキッズルームのエアコンについて質疑いたします。

保護者の方から連絡をいただいて、ユーサ浅虫のキッズコーナーが、本年７月 15 日から８月 31 日まで利用休止になったと、それはエアコンが壊れているからと聞きました。ちょっとびっくりしたんですが、どういうことかなということです。冷房としてだけでなく、冬場は暖房としても使っているということでしたが、このキッズコーナー利用休止に至る経過をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　ユーサ浅虫に関する質疑にお答えをいたします。

道の駅ユーサ浅虫に設置しておりますキッズコーナーつきましては、主に小学生以下の子どもを対象に、滑り台やボールプール、大型のソフト積み木など安全に利用できる遊具を備えた屋内の遊び場でございまして、天候に左右されることなく親子が気軽に遊ぶことのできる場として、令和４年７月のリニューアルオープンに合わせて整備したものであります。

キッズコーナーに設置されている天井埋め込み型の空調設備につきましては、昨年７月、経年劣化等により故障したものでありますけれども、修繕に当たっては約 200 万円と多額の経費が見込まれております。

経済部におきましては、所管施設における修繕案件につきまして、緊急度を勘案し、順次対応しているところであり、現時点において当該修繕は実施に至っておりませんものの、空調設備の仕様や施工方法を含め、早期に対応できないか幅広く検討しているところであります。

なお、昨年以降、７月中旬から８月下旬にかけて、高温による利用者への影響を

考慮し、キッズコーナーの利用を休止する措置を講じております。冬期間に関しましては、暖房が冷房とは違う系統ですので、問題なく運用しているところであります。

今後におきましても、利用者の安全性を最優先に、経年劣化の状況などを勘案しながら、限られた予算の中で優先順位を見極め、適切に対応してまいります。

以上です。

○舘山善也委員長　万徳委員。

○万徳なお子委員　昨年の７月に壊れたと、つまり二夏、エアコンなしだったわけですよ。それで、熱中症のおそれがあるからということで、利用を休止にしたんだと思うんですが、今の答弁だと、次の夏までに直していただけるのかどうか具体的にはよく分からなかったです。

今回の補正予算案には入ってないとすれば、今年度中の補正予算か令和９年度当初予算で予算化して修繕、次の夏までに修繕していただけるのかどうか、再度答弁をお願いします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　今ほども申し上げましたように、経済部では観光施設のほかに、老朽化した様々なスポーツ施設も所管しております。毎年度、そうした多数の修繕を見極めた上で要求をして、財政当局と相談しながら検討をし、修繕するという行為に及んでいますので、今後におきましても同様の対応をしてまいります。

以上です。

○舘山善也委員長　万徳委員。

○万徳なお子委員　200 万円、多額といえば多額でしょうけれども、やはりキッズコーナーですよ。それで夏休みの期間の大事な期間に利用ができないというのは大変重大な問題だと思います。ぜひとも、次の夏までには修繕していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

○舘山善也委員長　本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお､各会派の残り時間については､後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時６分散会

２日目　令和８年９月 17 日（木曜日）午前 10 時開議

○舘山善也委員長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、藤田誠委員。

○藤田誠委員　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）立憲民主・社民会派の藤田誠でございます。

もしかすると、最後になるかもしれませんので、心を引き締めていきたいと思います。さて、当初予定の 15 分が 30 分に延びましたので、ちょっとゆっくりと話を進めたいと思います。

まず、円相場が 152 円になったときには、日本政府が介入して、投資家の関係で 150 円になった途端、もう 156 円になりました。間もなくまた 160 円、ますます物価高で大変な状況になってきています。これ以上話すと、長くなるのでやめますけれども。

あと、本来で言うと、予算の関係、決算の関係――予算の関係で言うと、私は沖館市民センターの改修事業について質疑したいんだけれども、利害関係の関係があって質疑できませんので、残念ながら詳しく聞けませんが、後で館長に詳しく聞きたいと思っていました。

さて、まずは特殊勤務手当について質疑したいと思います。

昨日、ちょっとニュースを見ました。福島市で――あの工場を見ると、ビニールシートがあったので、多分衛生管理の行き届いた施設だと思いますけれども、熊が走り回って、多分あれはタウンエースか何かの大きいワゴン車に乗って、中から鉄砲を出して、それで銃で撃つんだと思ったら麻酔銃だそうですが、なかなか当たらない。意外とでかい熊で、ああ、大変だなと。職員の撃っている連中も怖い怖いと。あれは大きい車なのでいいんだけれども、小さい車では大きい熊なら潰されるなと。そういう意味では後で言おうと思っていますが、ちゃんとした体制を取っていかないと大変だなと思っています。

さて、特殊勤務手当。これは著しく不快、不健康な部分に手当てされています。私も年が 57 歳プラス 16 年ですが、議員になる前は、特勤勤務手当が増えるのではなくて廃止の話でよく話合いをしました。当然ながら組合の代表として、時代に合わない特勤勤務手当を廃止してしまうという、私もそういう気持ちはありましたので、整理をしてきています。

熊の手当は多分、犬・猫の死体処理のだろうと思ったら、その処理をしている手当を使っていると聞きました。それで、300 円――昔は 240 円時代に、私も梨の木清掃工場に四、五年勤務していたというのがありましたので、その間、事務処理をするのに２階に行くと、誰もいないときになると、まこ、ほら行くぞと。なんだろうと思ったら、ランドクルーザーに乗せられて、この処理に何回か行ったことがあります。この処理の手当は、実際は――家庭で亡くなられたペットの電話が来るんです。夜中でも電話をしてくる。どうしますかと聞くと、ちゃんと葬式をしたいと。どうぞと言えば、そういう業者に。あと、ごみとして捨てたいと言えば、はい、分かりましたと。それで、家庭にもらいに行くという仕事です。あとは車にひかれた無残なやつです。

そういう意味で、300 円になっているので、これも大分昔から 300 円だと思いますが、仕事内容ははっきり言うと大変です。私の先輩は、それを処理した後、ちょうど昼前で、そのまま、まるかいラーメンの中華そばを食べに行くという。私はちょっと食べにくかったんですが、先輩は平気です。まあ慣れですよね。当時は段ボールを敷いてやっていたので、これは不衛生だと。ちょっと入れ物をやろうというふうにして改善していて、今はどうやっているか分かりませんが。著しく不快、不健康な手当であります。

その 300 円に関連して、今回の予算に提案されている２款総務費１項総務管理費１目一般管理費に関連して提案されていますが、１つ目の猟銃を使用する方以外――これはあと２、３、４ですよね。

危険鳥獣捕獲等手当についてどういう手当なのかお示しいただければと思います。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員の危険鳥獣捕獲等手当についての御質疑にお答えいたします。

危険鳥獣捕獲等手当は、危険鳥獣でありますヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシの緊急銃猟、捕獲等の業務の危険性等を踏まえまして、当該業務に従事した職員を対象に支給する特殊勤務手当の一つといたしまして、今般新設しようとするものであります。

銃によります捕獲等以外の作業で、支給対象となる作業といたしましては、１つに、射手のサポート、住民避難誘導などの作業でありまして、具体的には、盾を使用して銃器使用者を跳弾などから守る作業、危険鳥獣が潜伏している可能性が高い場所での避難誘導・立入り規制・交通規制に伴う作業、出没情報等に基づき実施いたします。わな設置作業及びその補助作業などが該当いたしまして、日額 1100 円、２つに、痕跡の確認等の作業または追い払い作業でありまして、具体的には、危険鳥獣の出没情報等に基づき実施いたします痕跡確認・調査作業、煙火等を使用した追い払い作業などが該当いたしまして、日額 300 円、３つに、銃器以外での殺傷または死体の処理作業でありまして、具体的には、小さい個体に銃器以外、例えば電気

での殺処分を行う作業、死体運搬作業、とどめ刺し後の現場清掃作業または箱わな清掃作業などが該当いたしまして、１件300円とするものであります。

以上です。

○舘山善也委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

いわゆる撃ち手――射手のサポートですね。こういうとき考えるのは、自分がその立場で行ってどうなるかと考えたときに、ほぼほぼ今、総務部長から説明いただいた内容ですね。いわゆる周辺の安全の呼びかけ、それから避難の呼びかけ、それから跳弾を守る作業と、銃器を撃つ人を守る作業と。それで、この内容で本人はどうするんだと言ったら、ちょっと説明がありました、ぺたっとくっついて盾一つで守ると。そうであれば、撃つ人が大変だべなと思いつつ、跳弾はどこへ飛ぶか分からないので、周りにいる人たちは皆、正直に言えば、していなければ駄目なんじゃないかなと思います。

環境部長に振らないような質疑しますので。あと、交通規制、それから箱わな、出没情報です。

私は先般、地域の緑の募金何とか推進協議会の関係で、森の、何だっけな――眺望山に行ってまいりまして、眺望山の管理棟に営林署のＯＢだと思うんだけれども２人ほどいて、熊について聞いたら、毎日、登山道の周りで熊は、昼は人を受け――出てこないんだけれども、見に来ているということで、毎日登山道の周りを全部見ていて登山者に情報を流していると。いわゆる足跡、ふんの跡を含めて、爪跡も含めて、毎日回って見ていると。やはり朝になると、眺望山でも、東側の登山口のほうに、ちょっとでかいヒバのねじりのやつがあるんですが、そこの後に爪跡がありまして、でかいやつが。高いので、多分でかい熊だと思うんですが、聞いたら熊の爪跡だと。これは、大分昔のものだというふうに説明されていて、そういう意味では、普通に歩く分には何も問題ないそうですが、昨日の福島市のように都会に迷ってくると、自分の居場所が分からなくて、山に帰りたくてばたばたするそうです。

この手当は、そういう意味では額が適当かどうか、これは県と同じだと思うんだけれども、適当かどうかは別としても、昨日のテレビを見ていても、やはり怖い動物です。ぜひとも気をつけていただきたいなと思います。

それで、ここで聞いていて、銃器以外での――これは月額1100円と、それから、射手のサポート、誘導か。それから、痕跡の跡ですね。300円、日額300円か、そうですね。

説明がちゃんとしていて、こういうふうに聞こうかなと思ったやつが全部説明されて困っておりますが、ここの中に――要旨を見たときに、いわゆる捕獲した熊を殺す役目もあると思ったら、小さい個体に銃器以外、電気での殺処分。この前どこかで水に埋めて水死させて、非難を浴びておりましたが、殺すことに変わりはない

ので、非難されるのは大変ですが、命を奪うことに変わりないので。私は当初説明を受けたのが、いろいろなところで処分する場所がありますので、そこだと思いましたが、とどめを刺すと。できるだけさせないようにしていただきたいと思います。この作業に対しても出ると。

ちょっと聞きたいのは、動物はいろいろなウイルスを持っています。僕は知らないで、犬・猫のひかれた死体をスコップで持って――ラーメンを食べるに食べられなかったけれども、当時はそういうウイルスとか、あまり考えられてなかったけれども、今回そのいろいろな作業をした後、運搬した後の消毒体制というのは――事前に言っていませんでしたっけ、ごめんなさい。消毒する体制を取ってほしい、終わった後に。車に載せるなりした後に、運んだ後、やはり車の中をちゃんと消毒してほしい。これはいろいろな――どういうウイルスがいるか分からないので、ぜひやってほしいと思います。お願いしたいと思います。

あと、招集に関して。夜中に出ましたという情報が入ったときに、基本的には夜に電話が来て熊が出たとなったら、どこの人が行くのかといえば、やはり担当者が招集されると思うんです。その招集の仕方は、招集なのか召集なのかと。手へんがあれば、おいでおいでなのさ、来てもいいよという招集、手へんがないのは強制召集です。これはしゃべったけれども聞いていなかったようで。

強制的に召集する場合については、ちゃんと役割を決めておかないと。消防長は何かあるたびに召集されるから、多分日にちをずらしたりして、消防次長と一緒に飲まないし、多分、担当課の課長は出れば必ず電話が行くし、出なければならない事態も出てくるという意味では、担当職員を分けて、そういうのに応えられるような体制にしていただきたいと思います。ということで、これについては終わりたいと思いますが――何か言おうとしたんだよな。忘れましたね。忘れましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。特勤勤務手当については終わりたいと思います。

次に、８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費に関連して、直営班の対応についてお伺いします。

これまで、いろいろ直営班の対応の仕方、雪盛りの処理等がありました。私は、今までどうしていたのか、どういう機械があって、どういうことがあるのかという話をこれまでしてきましたけれども、今冬において、直営班の機械、使える重機について中身を教えてください。お願いします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)藤田委員の直営班で使用する重機等についての御質疑にお答えいたします。

今冬、直営班で常時使用する重機等につきましては、既存のタイヤショベル１台及び４トンダンプトラック２台に加え、新たに４トンダンプトラック３台を確保し、計６台とすることとしております。

また、本市が保有する小型ロータリ除雪車９台につきましては、事業者が歩道除雪を行う際に貸し出している車両であり、貸出し状況に応じて直営班でも使用することとしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　タイヤショベル１台と、ダンプトラック２台と３台で６台ですか。

これで、起点は多分矢田地区の道路補修事務所だと思うんだけれども、遠いです。いつも言っているけれども、せめて東西に拠点を設けて、要望があってやらなきゃならないとなったら、多分新城に行くとなれば行くだけで１時間ぐらい、混んでいれば１時間以上かかるので、行って作業して――例えば、基本的には 12 時に矢田に入るとすれば、９時に出て、10 時に着いて、もう 11 時には帰らなくてはいけないとなれば、１時間しか作業できなくなる。

これまではそういう形で、とにかく御飯を食べに帰るという――であるけれども、やはり現場でも帰ってこないで終わるまでやらせるという、やってもらうということが大事なので、ぜひともその点は、東西にね。私は３か所と言っていますけれども、東西、南にやはり拠点を――高田があるし、道路補修事務所があるし――西はないですね。西は思いつかない。市役所も思いつかない、昔の失業対策事業の場所は富田地区にあるけれども。ついでにしゃべっておくけれども、小学校の源内幼稚園の前は失業対策事業があったときは、毎日リアカーで歩道を片づけてくれておりました――それは余計だな。あと、ロータリ車９台、これをやる使用率について前聞いたことがあります。意外と遊んでいるんです。

業者でもって、業者が取りに行かないといけないという、これまた使っているところに取りに行って、また返さなければいかないという。去年、歩道のお願いをしたら、道路は駄目だったけれども、歩道は意外とやられておりましたので、急激に降ったときは国道も真ん中が高くて、横に倒れるかと思ったけれども、あの後はきれいになっておりましたので、効率よく使うために、ぜひとも検討してください。

どうやって効率よくいくか、できれば今年の９台の分の使用率について、残っていれば聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと２つ目、直営班については、今冬は雪盛り作業など排雪を伴う作業に対応するのか。あと、排雪を伴う作業、いわゆる雪盛りだけをやると言うけれども、議員から多分あちらこちらでいろいろ要望があったときに排雪――言わば緊急的に排雪しなければならない、業者は対応できないそういう場合に備えて、排雪を伴う作業に対応するのか。

これまでは直営班は排雪しないとしゃべってきましたけれども、対応するのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　直営班による排雪についての再度の御質疑にお答え

をいたします。
　除排雪作業につきましては、原則として受託事業者が契約に基づき対応することとしておりますが、緊急に対応が必要な箇所につきましては、これまでも直営班を活用し、機動的な対応を行ってきたところであります。
　昨冬までは、直営班は主に除雪作業に対応してきましたが、今冬につきましては、新たに４トンダンプトラック３台を確保し、タイヤショベルとダンプトラックを組み合わせることで雪盛り処理など排雪を伴う作業にも対応できるよう体制を拡充することとしております。
　以上であります。
○舘山善也委員長　藤田委員。
○藤田誠委員　これまでは排雪はしないと。直営班がどうのこうのという話がありましたが、必要に応じて角に雪盛り、去年みたいに降れば、交差点の見通しが悪いので、今度は排雪をしていただけるということでありがたいと思っています。
　以前、これは、米塚氏が助役だか、副市長だか、または総務部長だかであった頃、ごみの民営化に関わったときに、実は全面委託をすると。ただ、ごみの車両５台は残すということ。その意図はと聞いたら、アメニティ協同組合、いわゆる民間が、けつをまくってストライキを起こしたときに、この５台で全部市がやってくれという、そういう話が交渉の中でありまして、５台を残す方針を決めたんですが、その後、佐々木誠造が落選しましたので。鹿内市長――私は選挙で鹿内市長を応援していないけれども、私の団体は鹿内市長を応援している。期待はしていたけれども、全部民間委託されてしまったと。残念ながら今、ごみのほうは何にもなく、いいんでしょうけれども。
　この直営班について緊急事態、何かあったときのためにということでは、やはり直営班を常備しておかないと市民の負託に応えられない。全面委託――これも今までも話になったけれども、人材育成ですよね。人をどうやってつくるか育てるかというのは本当に難しいので、お金――免許、昔は、最後の頃は、大型特殊免許を持っていて、作業免許を持っていても人事課へ書かない。お前、去年まで持っていたのにと、やりたくないから書かないという人が出るぐらい、ちょっときついです。そういう意味では育てていかないと、民間業者もかなりオペレーターが年になって人がいなくなって、最終的にはできないということになってきますので、そこを注意してやっていただければと思います。
　直営班についてはいいですね。あと９分。
　次に、これまた赤平委員のかぶるものです。地域除雪活動支援事業について。
　去年もおととしも、町会のほうで高齢者が、真ん中が高くて転んで、そこで腰を折って、そのまま寝込んで亡くなったという話をしましたけれども。それから、歩くところ、近くのスーパーに来る人、柳川庁舎へ行って歩いてくる人の通路やら、それから市道の歩道やら、転びそうなところを、もちろん労務提供ではなくて町会

から油代を出してもらって、私の機械で除雪をしておりました。これからはお金は出してくれると。

町会連合会の集まりがあっても、お金を出せばおらたちはやるんだねという人が結構おりまして、機械を持っている人がトラックを持っておりまして、その声に応えようと思いますけれども、問題はどういう申請方法、どういうやり方をすればいいんだろうかということで、この事業について、町会からの申請方法についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　地域除雪活動支援事業の申請手続についての御質疑にお答えをいたします。

地域除雪活動支援事業につきましては、補助金の交付を受けようとする町会等は、交付申請書に事業計画書、従事者名簿、使用する小型除雪機の写真、除雪実施場所が分かる書類などを添えて提出していただくこととしております。

本市におきまして、申請内容を審査した上で補助金の交付を決定し、これに基づいて町会等において除雪活動を実施していただくこととなります。事業完了後には、燃料費の支払いを確認できる領収書等の写しや除雪活動の実施が確認できる写真などを添えて実績報告をしていただきます。本市がその内容を審査し、補助金の額を確定した後、町会等からの請求に基づき補助金を交付することとしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

普通に市からの補助金の申請内容、事業計画書を出して、やる人の名前を出して、使う機械はこれを使うよと、それからもちろんどこをやるかと。そのとおりだと思います。

私も、町会の会計から草刈り用に油を渡されます。機械も春先に整備をして、油を差して、藤田さん、できましたと、よこされました。前に１万 3000 円の安いやつは音がうるさくて、混合の油がうるさくて、やめてくれと。静かなマキタの機械を使ってくださいと預けられて、油を５リットルのガソリン缶を預けられてやっています。私は 10 リットルを持っているんですが、昨年、大体６缶 60 リットル。普通のときは３缶くらいで間に合ったんだけれども、３缶から４缶目にちょっと残るというぐらいだったんだけれども、さすがに６缶を超えました、今年の冬は。それで、計算すると、10 キロ缶で１リットル当たり 170 円ですので、税込みで多分 1800 円。５回やったので、大した額でもない。なかなか２万円を使うというのは厳しいなと。そういう意味で、ぜひともこの中にトラックの返し賃も入れてほしいなと。町会でトラックを持っています。例えば、１台１日 2000 円払ってもいいよとか、そういうのも今後ちょっと考えていただきたいと思います。

あと２つ目――あと４分。これを町会が使いたいように、なかなかさっきのを見

ると、これは普通の公園のあれとか、町会の申請とか、あれと同じように３枚か４枚書かないといけないと。この面倒さは大変ですので、少し活用してもらうためにも制度をもっと簡略化できないのか、市の考えをお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　申請手続等についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、町会等に積極的に活用していただくため、申請手続等についてできる限り分かりやすく、負担の少ないものとすることが重要であると考えております。

一方で、本市の補助金として交付するものでありますことから、事業の実施内容や補助対象となる燃料費の支出を確認するため、事業計画書や領収書、作業写真等については提出をしていただく必要があります。

本市としましては、補助金の適正な執行に必要な確認を行いつつ、町会等が活用しやすい制度となるよう、申請書類や手続について、できる限り簡素で分かりやすいものとなるように努めてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

できるだけ多くの方で、途中で予算が足りなくなって、３月議会で補正――間に合わないか。満額消費されるようにしていただければと思います。

ちなみに、私は労務提供者です。町会で、ずっとただでやっていたんだけれども、ただなら駄目だと。町会から、お金を強制的に払われております。ただ、申告していないんだけれども、どうすればいいかなと思っておりますので、労務提供は公職選挙法に引っかかると。それで、町会の役員の人から金をもらってくれと、いらないと、もらってくれと言われて、もらっておりましたので、それは付け加えて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　次に、柿崎孝治委員。

○柿崎孝治委員　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブ、柿崎孝治です。

それでは、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、防犯推進事業について、防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。

今年の６月 13 日午前８時 30 分頃、青森市の合浦公園で公衆トイレの窓ガラスなどが壊されているのが見つかりました。被害が確認されたのは、男子トイレの窓ガラス５枚と物置の扉１枚のほか、男女それぞれの洗面台や蛇口です。このトイレは、４月にも被害を受けていました。青森市の都市公園で最も利用者の多い合浦公園に防犯カメラが設置されていなかったことについて、市民から驚きの声が上がってい

ました。
　また、青森駅西口広場の多目的トイレでは、目的外利用によって警察官が繰り返し出動したほか、大麻を摂取していたとして逮捕者が出たことも報じられていました。
　さらに、令和７年度子ども会議では、西口について人通りが少ないため、監視カメラがあると安全性が向上すると調査結果の発表がありました。
　お尋ねいたします。
　地区防犯協会と連携した防犯カメラの設置について、令和８年度の設置場所をお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。
○齋藤賢剛市民部長　柿崎委員の令和８年度の防犯カメラの設置場所についての御質疑にお答えいたします。
　本市では、防犯カメラが犯罪の未然防止や検挙に有効であるという認識の下、安全･安心な市民生活の確保を図るため､令和６年度から地区防犯協会と連携し､小･中学校付近の通学路や公園等の公共空間に順次防犯カメラを設置し、地域の防犯環境の向上を図っております。
　防犯カメラの設置場所につきましては、教育委員会が把握している声かけやつきまとい等の事案の発生状況、警察が把握している街頭犯罪の発生状況等を基に、地区防犯協会、警察、市が協議の上、設置場所の選定を行っております。
　令和８年度の設置場所につきましては、当該協議等により、現在のところ新城中学校、佃中学校、沖館中学校、新城小学校、新城中央小学校、佃小学校、浜館小学校、篠田小学校、沖館小学校及び浪岡南小学校の各学校付近の通学路のほか、合浦公園、奥野中央公園、戸山西公園、青森駅西口周辺及び浪岡駅前周辺の合わせて 15 か所に約 60 台の防犯カメラを設置することとしております。
　現在、地区防犯協会と市の担当者が設計業者とともに防犯カメラの具体的な取付け箇所や取付け方法、設置台数などの確認のため現地調査を行っており、その結果を基に設計図等、仕様書を作成し、順次設置工事等を行い、令和９年１月中には全ての設置場所への設置を終える予定となっております。
　以上でございます。
○舘山善也委員長　柿崎委員。
○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。
　都市公園で最も利用者の多い合浦公園、今年の４月と６月に器物破損を受けた合浦公園ですが、防犯カメラの設置台数と設置場所をお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。
○齋藤賢剛市民部長　合浦公園の防犯カメラ設置台数と設置場所についての再度の御質疑にお答えいたします。
　現在、地区防犯協会と市の担当者が設計業者とともに、現地調査を行っている最

中のため､防犯カメラの具体的な設置台数や設置場所などは決まっておりませんが、施設被害の状況、人流や外灯などの周辺環境を考慮し、防犯効果が期待できるような台数や場所となるように設置してまいります。

以上でございます。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございます。

それでは、昨年、逮捕事案が発生した多目的トイレの利用実態を踏まえ、青森駅西口周辺に設置予定のカメラがトイレの方向を向いているのかをお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　青森駅西口周辺に設置するカメラの方向についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森駅西口周辺に設置する防犯カメラにつきましても、現在、現地調査を行っている最中のため、具体的なカメラの設置場所・撮影方向などは決まっておりませんが、トイレで発生した事案等を考慮し、防犯効果が期待できるように設置してまいります。

以上でございます。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございます。

防犯効果が期待できるように設置する件、承知いたしました。

続いて、八戸市は 298 台の設置、青森県内で最も設置が進んでいる、都市犯罪抑止効果を重視した広域配置。弘前市は約 130 台の設置、県内２番手の設置規模、早期から設置を進め、既に更新期に近い段階に来ていると報道で知りました。

質疑いたします。

今年度 60 台の設置を終えると、青森市内に合計で何台の設置となりますか、お示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　青森市内の防犯カメラの台数についての再度の御質疑にお答えいたします。

地区防犯協会と連携した防犯カメラの設置につきましては、令和６年度に 68 台、令和７年度に 51 台、合わせて 119 台の防犯カメラを設置しております。

これに今年度予定の約 60 台を加えますと、３か年で約 180 台となる見込みであります。

以上でございます。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございます。

文化財の多い弘前市よりも台数が増えたのですね。今後はメンテナンスや補修が必要になることも考えていく必要があると思います。

それでは、要望と意見を申し上げます。

防犯カメラは、不審者の侵入防止や盗難対策に役立つだけでなく、近年増加している熊の出没状況の確認にも活用されていると伺っています。

小・中学校周辺への設置は、地域の安全確保の面からも大変意義のある取組であると考えます。

去る８月 30 日の日曜日ですが、早朝に油川中学校に不審者が侵入しました。警察官が出動する事案ということでした。こうした状況を踏まえ、油川中学校への防犯カメラの早期設置を強く要望いたします。御検討のほどよろしくお願いいたします。

また、町なかに設置する防犯カメラには犯罪の抑止や事件発生後の状況確認に役立つという大きな利点がありますが、一方では、プライバシーへの配慮や、管理費用・運用面での負担といった課題もあります。そのため、警察や行政においても、地域の安全対策として活用を進める一方で、適正な管理と住民の理解を得ることが重要であると考えます。来年度も地域の声を丁寧に聞きながら、安全で安心できる防犯カメラの設置を進めていただきたいと思います。

あわせて、こども未来部の大久保部長にお願いがあります。

昨年度の子ども会議で防犯カメラの設置を要望したメンバーの皆さんにも青森駅西口周辺について、要望どおり防犯カメラを設置することが決まった旨をお伝えだけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

この項はこれで終わります。

続いて、４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費に関連して、旧油川配水所の解体についてお尋ねします。

旧油川配水所は、地域の方々から水道工場と呼ばれていました。油川小学校に隣接していたこともあり、私は小学校中学年の頃に見学へ行った記憶があります。当時は正面玄関に噴水があり、夏にはその噴水で泳いだという同級生もいました。また、裏手の盛土では、冬にスキーで滑ったという同級生もいました。

５年前の４月、周辺の町会に解体をする旨の案内があったようですが、私は町会の区域外にいたため、そのことを知りませんでした。周辺の町会の方々は、解体に賛成されたようですが、毎年満開になるソメイヨシノがなくなることは残念だという声を聞き、私もその解体のことを知りました。

私が所属しているまちづくり協議会――油川コミュニティ協議会を通じて、解体前に旧油川配水所の見学を水道部にお願いし、令和３年――2021 年６月８日に実施していただきました。諸般の事情により、希望していた施設内部の見学はかないませんでしたが、水道部の職員の皆さんが現地で様々な説明をしてくださいました。その際、ソメイヨシノも解体とともになくなることを聞きました。また、解体期間はおおよそ５年ほどかかるとのことでした。

旧油川配水所の周囲は解体のため、白い鉄板で囲まれていたため、すぐにでも工事が始まるように見えましたが、なかなか進みませんでした。しかし、今年度に入

り解体が正式に決まり、周辺の町会の皆さんは喜んでおられました。
お尋ねします。
今年度の旧油川配水所解体工事の概要についてお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。水道部長。
○舘山公水道部長　旧油川配水所解体工事の概要についての御質疑にお答えいたします。
旧油川配水所は油川小学校の南側に隣接しており、地下水を水源とする配水所として、昭和41年に供用開始して以降、北部地区の配水を担ってまいりましたが、近年の人口減少や節水機器の普及等により水需要が減少していたことに加え、施設の老朽化も進んでおりましたことから、令和２年に廃止しております。
当該施設は廃止に伴い、関連施設全てを解体撤去することとし、これまでの間、管理棟の発電機の撤去、配水池の解体、取水井の埋め戻し工事等を実施してきており、今年度は管理棟と着水棟を解体することとしております。
契約金額は１億3717万円で、工事期間は令和８年６月27日から令和９年３月19日までとしております。
以上でございます。
○舘山善也委員長　柿崎委員。
○柿崎孝治委員　御答弁ありがとうございました。
契約金額は約１億4000万円、工事期間は令和８年から始まって、来年度の令和９年３月19日まで。承知いたしました。
来年度以降の工事予定についてお示しください。また、費用はどのぐらいを見込んでいるのかもお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。水道部長。
○舘山公水道部長　来年度以降の工事予定についての再度の御質疑にお答えいたします。
水道部では来年度、旧油川配水所の外構等の解体工事を予定しており、費用は現在積算しているところであります。なお、当該工事をもって解体は終了となります。
以上です。
○舘山善也委員長　柿崎委員。
○柿崎孝治委員　ありがとうございます。
来年度、令和９年で解体は終了ということを承知いたしました。
話は変わりますが、旧油川配水所の雪捨場の利活用についてお尋ねいたします。
私は油川小学校の校庭などを雪寄せ場としてスノーダンプ、そして、そりを用いた人力による搬入については、現在も近隣住民の皆さんに御利用いただいており、小学校に対しては、大変ありがたく思っています。
一方で、ダンプカーなどを用いて校庭を雪捨場として活用することについては、賛成いたしかねます。反対ということです。

今年度及び来年度において、旧油川配水所の敷地を雪捨場として利用することが可能かどうかをお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。水道部長。

○舘山公水道部長　雪捨場としての使用についての再度の御質疑にお答えいたします。

旧油川配水所解体工事は、令和８年度、令和９年度の工事期間中、冬期間も敷地内で解体・撤去作業を実施する予定でありますことから、雪捨場として開放することは困難と考えております。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございます。

雪捨場として開放することは困難ということを承知いたしました。

それでは最後の質疑ですが、地域の皆さんが知りたいことになりますが、解体後の土地の利活用について、現時点でのお考えをお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。水道部長。

○舘山公水道部長　解体後の土地の利活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

跡地の取扱いにつきましては、解体後、行政財産から普通財産へ変更した上で、他の公共機関へ用地取得の希望調査を行い、希望がなければ民間への売却手続を進めることとなります。

以上です。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございました。

それでは、最後の質疑になります。

10 款教育費５項社会教育費２目市民センター費、中央市民センターのプラネタリウムについてお尋ねいたします。

アポロ計画では、1969 年７月 20 日にアポロ 11 号が人類初の月面着陸を達成し、その翌年の 1970 年に開催された大阪万博では、アメリカ館の目玉展示として、アポロ 12 号の宇宙飛行士が月から持ち帰った月の石が展示され、多くの来場者が集まり、関心を集めました。

こうした宇宙への夢や関心が大きく広がっていた時代に、青森文化センター、現在の中央市民センターのプラネタリウムも開設されたものと受け止めています。

当時は、４階に子ども向けの科学紹介の場や体験コーナーもあり、小学校では貸切りバスで見学に訪れるなど、多くの子どもたちが宇宙や星空に親しむ貴重な学びの場となっていました。私自身も子どもたちが夜空を見上げるきっかけとなる大変意義深い施設であったと感じております。また、中央市民センターのプラネタリウムは開設以来、長年にわたり投影が続けられてきたと伺っており、大変感激深いものがあります。

そこでお尋ねします。

中央市民センターのプラネタリウムについて、令和５年度から令和７年度までの各年度における投映回数及び観覧者数をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　柿崎委員からのプラネタリウムについての御質疑にお答えいたします。

中央市民センターのプラネタリウムは、中央市民センターが開設された昭和44年から運営されており、今年で57年目となります。

教育委員会では、当該プラネタリウムの各種番組を通して、市民による星や星座及び天文、宇宙についての関心を促す機会を提供するとともに、幼児団体や小・中学生等による天文分野の学習を補助し、子どもたちの理解促進を図っているところであり、平日には申込みのあった団体向けを、毎週土曜日、日曜日及び祝日には個人向けの観覧番組を投影しております。

令和５年度から令和７年度までの投影回数と観覧者数は、令和５年度は投影回数が321回、観覧者数が5917人、令和６年度は投影回数が309回、観覧者数が5647人、令和７年度は投影回数が293回、観覧者数が5507人となっております。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。

少子・高齢化の影響もあり、投影回数及び観覧者数は微減傾向にあると伺います。

ついては、プラネタリウム観覧料の概要及び令和５年から令和７年度までの各年度における観覧料の収入をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　プラネタリウムの観覧料と収入についての再度の御質疑にお答えいたします。

プラネタリウムの観覧料は、青森市公民館条例第７条第２項で定められており、中学生以下は無料、高校生以上は１人160円、有料観覧者20人以上の団体は１人80円としております。

令和５年度から令和７年度までの年度ごとの収入は、令和５年度は29万2240円、令和６年度は26万6960円、令和７年度は26万6320円となっております。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございます。

プラネタリウムの投影は、一部の市民には認知されていますが、市民全体への周知は十分とは言えません。周知方法についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　プラネタリウムの周知方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

プラネタリウムの周知方法につきましては、個人向けの観覧番組については、広

報あおもり、市のホームページ、ユーチューブの青森市教育委員会公式チャンネルである「あおいもりのまなびちゃんねる」において、各月の番組内容や投影日時を掲載しているほか、各市民センター、幼稚園、保育所、保育園、小学校、中学校等に対し、番組内容や日時を掲載したポスターを配布しております。

さらに、青森ケーブルテレビのまるっとｃｏｍｉｃｏｍｉの番組内で、各月の番組内容や投影日時を放送していただいております。

団体向けの観覧番組につきましては、予約可能日時及び予約方法を市のホームページに掲載しているほか、幼稚園、保育所、保育園を対象とした七夕アワー、お月見アワーにつきましては、チラシを配布し周知しております。

このほか、星フェスといった特別番組につきましては、広報あおもりや市のホームページにおいて、番組内容や日時を掲載しているほか、各市民センター、幼稚園、保育所、保育園、小学校、中学校等に対し、番組内容や日時を掲載したポスターを配布しております。

○舘山善也委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　ありがとうございます。

あとは要望を言って終わりたいと思いますので。

幼稚園、保育園、認定こども園には、園バスを利用する園児も多く、施設単位での周知がしやすいと考えます。また、七夕やお月見などの行事を通して子どもたちは星や月に親しむ機会があります。

そうした関心が親御さんや御家族でプラネタリウムを訪れるきっかけにもつながることが期待されます。このため、各園へのチラシ配布に加え、広報あおもりなどを活用した継続的なＰＲをしていただきたいと思います。

プラネタリウムの老朽化を踏まえ、投影を継続できるよう維持管理とメンテナンスの徹底を要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○舘山善也委員長　次に、工藤健委員。

○工藤健委員　市民クラブ、工藤健です。

どうぞよろしくお願いします。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費に関連しまして、共通基盤システム、今回の補正予算の債務負担行為についてお伺いいたします。

青森市共通基盤システム機器等、令和９年度更新の賃貸借として、令和９年度から令和 14 年度まで限度額 18 億 9013 万 6000 円が設定されております。この共通基盤システムは、どのようなシステムなのか概要をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　工藤委員の共通基盤システムの概要についての御質疑にお答えいたします。

共通基盤システムとは、職員が業務用端末や各業務システムを利用するに当たり

ましての根幹となるシステムでありまして、その機能といたしまして、１つには、行政情報ネットワークに接続された職員の業務用端末を対象といたしまして、プログラムの更新及びＵＳＢメモリの使用を制限するなどの機器制御や、ウイルス対策機能の制御を行う端末管理機能、２つには、職員が業務用端末にログインする際のユーザー名とパスワードの管理や、各業務システムにログインするための中継の制御、いわゆるシングルサインオンを行う認証機能、３つには、業務に使用いたします共有データの保存容量の管理や、職員の所属ごとのアクセス制限を行うファイルサーバー管理機能、４つには、各業務システムで管理上必要となりますログの取得や、システムの監視を行います業務システムサーバーの運用管理機能を有しております。

当該システムに使用しております機器等につきましては、令和 10 年３月に保守期限を迎えますことから、令和９年度中にサーバーネットワーク機器、ソフトウエアライセンスの更新が必要となるものであります。

なお、昨今のＡＩ需要の急増に起因いたしました世界的な半導体不足によりまして、機器の納期が長期化している状況を踏まえまして、確実な更新に向けて、本定例会において債務負担行為を設定し、機器及びソフトウエアライセンスの調達に着手しようとするものであります。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

従来の共通基盤システムの機器賃貸借の限度額、これは２億 8128 万 6000 円でした。今回の設定する限度額は 18 億 9013 万 6000 円でありまして、単純に比較しますと約 6.7 倍となります。

今回、この金額になった主な要因は何でしょうか。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　システム更新に要する費用についての再質疑にお答えいたします。

本システムの更新に当たりましては、ソフトウエアやハードウエアの追加など、新たな機能の追加はありません。現システムと同等の機能での更新を予定しているところであります。

しかしながら、昨今のＡＩ需要の急増に起因いたしました世界的な半導体不足に加えまして、円安の長期化、物価上昇などの複数の要因によりまして、費用が増加したものと認識しております。

なお、実際の契約額につきましては、今後予定しております入札により決定することとなります。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

機器そのものの値上がりというのが主な要因ということでありますけれども、従来約２億 8000 万円だったものが約 18 億 9000 万円ですから、これは非常に大きな上昇であります。答弁によりますと、機器や機能の追加ではなく、全て費用の高騰ということです。

これだけ価格が上がっているのであれば、従来と同じ構成をそのまま更新するのではなくて、やはり仕様、調達方法そのものを見直す必要もあるのではないかと思いますが、今回の更新に当たって、例えば、性能や安全性を確保しながらですけれども、機器の構成を見直す、台数を減らす、あるいは共通化を進めるとか、また、複数メーカーの製品を比較するなど、価格を抑えることも選択肢にあったと思いますけれども、そうした検討は行ったのでしょうか。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　共通基盤システムの費用抑制についての再質疑にお答えいたします。

共通基盤システムの更新に当たりましては、ソフトウエアやハードウエアの追加など、新たな機能の追加はありません。現システムと同等の機能での更新を予定しているところであります。

その上で、システム構成の見直しによります機器の集約や、安価なソフトウエアへの変更、さらには、機器調達契約の集約などによりまして、費用抑制を図ったところであります。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　機器価格が高騰する中で、可能な限り費用を抑える努力はされたということですね。

では次に、グループウエアシステムの機器賃貸借についてお伺いします。

令和８年度当初予算では、令和９年度から令和 13 年度まで限度額 3506 万 6000 円として債務負担行為を設定しております。ところが、今回の補正では、これを１億 388 万 1000 円に変更しています。約３倍であります。

補正予算の概要では調達費用の高騰が理由とされておりますが、当初予算から編成して半年程度の間に増加した原因、こちらをお伺いします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　グループウエアシステム機器賃貸借についての再質疑にお答えいたします。

グループウエアシステムとは、職員が業務を行うに当たってのウェブメールの送受信や庁内におけますメッセージのやり取り、スケジュール管理等の機能を有するシステムでありまして、当該システムで使用しておりますソフトウエアが令和 10 年３月に保守期限を迎えますことから、令和９年度中の更新を予定しているところで

あります。
当該システムの機器賃貸借におけます債務負担行為の限度額につきましては、先ほど委員からもありましたが、当初予算において設定いたしました3506万6000円から6881万5000円増の１億388万1000円となっております。
その要因といたしましては、共通基盤システムと同様になりますが、近年のＡＩ需要の急増に起因いたしました半導体不足、円安の影響等によるものと認識しております。
以上です。
○舘山善也委員長　工藤健委員。
○工藤健委員　共通基盤とグループウエアでも大幅な価格上昇が起きているということです。
そうしますと、これは情報システム機器全般で非常に大きな価格上昇が起きていることになります。市民サービス、そして、行政事務を支える重要な情報基盤でありますから、安定稼働、セキュリティーを確保するためには、やはり必要な更新は行わなければならない。答弁のとおり、主な理由が機器価格そのものの上昇ということであれば、今後の市の情報システムの更新においても、同じような大幅なコスト増が起こる可能性があるわけですけれども、今後予定されております情報システムの機器更新について、総コストを含めて、いわゆる上昇、高騰が市の財政にどの程度影響を与えるのか、全体として把握しているのかお伺いいたします。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。総務部長。
○小野正貴総務部長　今後のシステム更新についての再質疑にお答えいたします。
昨今のＩＴ機器の価格高騰は、世界的な半導体不足や円安などを要因としたものでありまして、その先行きが見通せませんことから、現時点でシステム更新に要する費用について正確に把握することは困難でありますが、いずれのシステム更新に当たりましても、最少の経費で最大の効果が得られるよう適切に対応してまいります。
以上です。
○舘山善也委員長　工藤健委員。
○工藤健委員　最少の経費で最大の効果が得られるようにということですが、価格高騰、今後のシステム更新、市の財政にどのように影響するのか、とても気になるところでありますけれども、今後の情報システムの更新についても、やはり単に市場価格をそのまま受け入れるのではなくて、これまでもしてきたことではあると思いますけれども、価格の検証、仕様の見直し、そして競争性の確保など可能な限り財政負担を抑える取組を進めていただくよう申し上げて、この項は終わります。
ありがとうございます。
それでは次に、7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費に関連しまして、ユーサ浅虫の設備についてお伺いいたします。

ユーサ浅虫では現在、展望浴場が設備の不具合によって休業しているほか、３階キッズコーナーのエアコンの不調、４階会議室のパーティションの故障など、施設内で設備のトラブルが相次いでおります。

それぞれについて、故障の原因、現在の対応状況、復旧の見通しをお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　道の駅ユーサ浅虫に関する質疑にお答えをいたします。

初めに、浴場につきましては本年８月 19 日、中温浴槽のろ過設備が昨年に続き故障したことを受け、同日から営業を休止し修繕を進めており、受注生産の部品の調達に時間を要しておりますことから、来年１月中の営業再開を目指しております。

次に、キッズコーナーに設置されている天井埋め込み型の空調設備につきましては、昨年７月、経年劣化等により故障したものでありますが、修繕に当たっては約 200 万円と多額の経費も見込まれております。

経済部では所管施設における修繕案件につきまして、緊急度等を勘案し、順次対応しているところでありまして、現時点において、当該修繕は実施には至っておりませんが、空調設備の仕様や施工方法を含め、早期に対応できないか幅広く検討しているところであります。

昨年以降、７月中旬から８月下旬にかけて、高温による利用者への影響を考慮して、キッズコーナーの利用は休止をさせていただいております。

最後に、会議室につきましては、昨年９月、パーティションを仕切った状態で操作ハンドルが故障したことから､会議室を広く利用することができなくなっており、修繕に当たっては約 160 万円と多額の経費が見込まれており、これまで経済部では所管施設における修繕案件について、緊急度等を勘案し、順次対応しているところでありますが、現時点において修繕には至っておりません。

今後におきましても、利用者の安全性を最優先に経年劣化の状況などを勘案しながら、限られた予算の中で優先順位を見極め、対応してまいります。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　状況は分かりました。

ただ、展望浴場は来年１月の再開を目指すということですので、長い間の休業になります。また、キッズコーナーの空調は昨年からでありますし、会議室のパーティションも昨年９月から修繕されていないということです。

一つ一つにはそれぞれ事情があると思いますけれども、利用に直接影響する設備の不具合が長期化しているという点では、やはりこれは重く考える必要があると思います。

３階のキッズコーナーですけれども、令和４年のリニューアルで、天候に左右されないで親子が無料で遊べるという約 240 平方メートルのスペースとして整備しま

した。昨年から――昨日も万徳委員から質疑がありましたけれども、昨年は７月にエアコンが故障して 10 月になっても機器点検が行われていたと。そして、今年も利用が期待される７月 15 日から８月 31 日まで熱中症対策として利用中止となっております。

これではキッズコーナーを整備した目的が十分果たせていないのではないかと思いますけれども、市の認識をお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　キッズコーナーの整備目的についての再度の質疑にお答えをいたします。

キッズコーナーについては、今ほど委員から御紹介いただいたとおり、令和４年のリニューアルオープンに合わせまして、天候に左右されることなく、親子が気軽に遊ぶことができる場所を設けるために整備したものでありまして、通年で運用いたしました令和５年度の実績は約 5000 人の方に利用されております。最近は、空調設備の故障によりまして、夏場は利用者に御迷惑をおかけしてるところでありますけれども、昨年度の実績は、子育て世帯を中心に約 4500 人と一定の方に利用されております。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　令和５年度に約 5000 人、令和６年度に約 4500 人、利用しているということで、子育て世帯にはとても利用されているということが分かります。

そうであれば、なおさら子どもたちの利用も期待される夏休みに２年続けて利用できなかったというのは、私は逆に大きな問題だと思っています。一定の方に利用されているということではなくて、やはり必要な時期に利用できる施設であるのかと、そういった視点が大事だと思います。

次に、５階の展望浴場についてお伺いしますけれども、こちらも２年続けての設備故障であります。今年の夏を迎える前に、昨年故障した設備について、抜本的な対応ができなかったのかその理由をお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　温泉設備への対応についての再度の質疑にお答えをいたします。

展望浴場の維持管理に当たりましては、ボイラーをはじめ、ポンプやろ過機など様々な設備等につきまして、法定点検に加え、予防保全の観点から独自に運営上重要な設備等につきまして、専門業者による定期点検を毎年実施しておりますほか、施設の従業員が始業前に毎日点検も行っております。

昨年及び本年に発生した故障は、いずれも中温浴槽用のろ過機に関連する設備ではありますが、これまでの法定点検や定期点検におきまして、大規模修繕や大幅な設備更新の指摘はなく、抜本的な対策を講じる状況ではないというふうに我々とし

ては認識しておりました。
以上でございます。
○舘山善也委員長　工藤健委員。
○工藤健委員　昨年、今年も、ろ過器に関連する設備故障ではあるけれども、定期点検では異常がなかったということです。
ただ、やはり２年続けてということがとても重要でありまして、しっかりした対策をとらなければならない、そうした段階なのかなというふうに思います。
特に、展望浴場は単なる附帯施設というよりも、ユーサ浅虫のいわゆる主要な施設、特徴づける主要な施設だと思います。現在は利用料金制で運営されておりますけれども、指定管理者の選定時にも、利用料金収入の大部分は浴場収入との説明がされています。
今回の展望浴場の休業による利用者数、利用料金収入、物販等への影響を、市はどのように捉えているのかお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。
○横内信満経済部長　展望浴場に係る影響について再度の質疑にお答えをいたします。
令和７年度は、９月４日から 10 月１日までの 28 日間、営業を休止しておりますが、前年同時期の実績、すなわち影響でありますけれども、利用者数は 7437 人、料金収入は約 258 万円、入浴関連の物販収入は約 37 万円となっております。１階の物販コーナーの収入は約 80 万円の増ということでありました。
令和８年度は、８月末時点で８月 19 日から 13 日間、営業を休止しておりますが、前年度同時期の実績として利用者数は 3300 人、料金収入は約 113 万円、入浴関連の物販収入は約 20 万円となっております。１階の物販コーナーの収入は約３万円の増ということでありました。
以上です。
○舘山善也委員長　工藤健委員。
○工藤健委員　数字で見ますと、休業による影響というのがよく分かりますけれども、２年続けて影響が出ているということですが、今年さらに来年１月の再開まで利用料金収入も利用者もないということになります。
また、１階物販コーナーについては、増加しているということですけれども、少なくとも浴場の休止が直接的な収入減につながっていることは確かだと思います。休業で売上げが上がったということはないはずですので。今後修繕の必要性を判断する際には、やはり修繕費だけではなくて、特にこういう施設は失われる収入機会の損失、利用機会の損失をぜひ考慮していただきたいと思います。
現在、展望浴場、空調設備、会議室設備等、異なる設備で不具合が続いているわけですけれども、市は現在の状況について、個別の偶発的な故障が重なったものと認識しているのか、それとも施設全体の老朽化が大きな原因と認識しているのかお

伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　まず、温泉設備の現況についてお答えをいたします。

道の駅ユーサ浅虫は平成 12 年にオープンいたしまして、27 年が経過しており、温泉設備をはじめ各種設備等につきましては一定程度老朽化が進んでいるものというふうに認識をしております。

このような状況の中、昨年は温泉設備でありますけれども、お湯の温度を調整する電動弁、本年はお湯の汚れ等を取り除くろ過槽といった設備が故障しておりまして、いずれも毎年法定点検及び定期点検において、異常や不具合は指摘されておりませんことから、それぞれ個別の偶発的な故障であるというふうに認識しております。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　施設そのものについては一定程度老朽化が進んでいるという認識はあるが、一方では、展望浴場の故障については点検で異常が指摘されなかったことから、それぞれ偶発的な故障であると。

ただ、この２つの故障は同一系統の設備が故障したというふうに聞いておりますので、その辺は、点検の仕方もあるのかなというふうに思いますけれども、浴場について昨年は１か月､今年はもう５か月以上故障が発生するということになります。

設備全体の老朽化が進んでいるという認識でやはりそろそろ重く見て、今後の設備管理も考えていただきたいと思います。

施設管理の考え方については､市のファシリティマネジメント推進基本方針では、定期的な点検を行って、点検結果や修繕履歴を長寿命化対策等に活用する、また、事後保全ではなく、予防保全型維持管理をこれまで以上に計画的・効率的に行うと明記しております。国土交通省も、壊れてから対応する事後保全から損傷が軽微な段階で対応する予防保全への本格転換を求めております。つまり、予防保全は余裕のある自治体が行うのではなくて､将来の財政負担を抑えるための手法であります。

ユーサ浅虫ではもちろんこれまでも予算要求はされてきたんだとは思いますけれども、それが今年度に反映されていないとすれば、やはり市が掲げる予防保全型維持管理がユーサ浅虫について十分に機能していたのか検証する必要があると考えますけれども、市の認識をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　予防保全型維持管理についての再質疑にお答えをいたします。

ユーサ浅虫における設備等の維持管理につきましては、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づきまして、法定点検に加え、予防保全の観点から、独自に運営上重要な設備等につきまして、専門業者による定期点検を毎年実施してお

りますほか、従業員が始業前に毎日点検も行っております。
こういった点検を通じて発見された不具合等につきましては、これまで軽微なものは指定管理者が速やかに修繕しておりますほか、施設運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、故障する前であっても設備等の修繕や交換をするなど、適宜対応してきたところであります。
以上です。
○舘山善也委員長　工藤健委員。
○工藤健委員　市としては法定点検だけではなく、予防保全としての定期点検も行っていると。それで、必要なものについては、故障前に修繕・交換をしてきたということでありますので、その取組自体は評価したいと思います。一方で、今回のようにキッズコーナーの空調設備、会議室のパーティションは、故障後も長期間修繕されていない、展望浴場では２年続けて営業中止に至ってると。
公共施設の修繕、設備更新については、単年度の修繕費やその年度の財政負担だけでやはり判断するのではなくて、休業による損失、将来の修繕、更新費用も含めた、いわゆるライフサイクルコストの視点が必要だと思いますけれども、施設管理や予算編成の判断にどのように取り入れるのか、市の考えをお伺いいたします。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。
○金谷浩光企画部長　ライフサイクルコストの視点についての再度の御質疑にお答えいたします。
委員から言及がありましたライフサイクルコストにつきましては、企画、設計、建設、運用、修繕、解体処分に要する費用など、公共施設等の生涯に必要な費用のことと認識しております。
本市では、長期的な視点を持って、財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の配置の最適化を実現するため、平成 28 年２月に公共施設等全体の統一的なマネジメントの取組方針を定めた青森市ファシリティマネジメント推進基本方針を策定いたしました。
当該方針では、公共施設等の総量抑制、公共施設等の長寿命化の推進、施設の効率的管理と有効活用、民間活力の活用、公共建築物の耐震化の推進といった５つの公共施設等の管理に係る基本的な方針を掲げております。
そのうち公共施設等の長寿命化の推進といたしまして、定期的な点検や計画的な維持管理などによる公共施設等の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減、平準化が可能となることから、公共建築物及びインフラ資産の管理において、アセットマネジメントの手法を取り入れ、予防保全の視点から長寿命化を推進することとしており、施設管理に係るライフサイクルコスト縮減の視点は、この公共施設等の長寿命化の推進に包含されているものであります。
予算編成に当たりましては、公共施設等の管理のみならず、豪雪災害や長期化する物価高騰、増加傾向が続く社会保障関連経費、人件費の上昇基調など様々な財政

需要に対し、限りある財源の中で対応していく必要があるものであります。

したがいまして、市全体の財政需要を俯瞰し、緊急度や重要度など優先度を見極めつつ、市の将来負担の軽減にも資する、予防保全によるライフサイクルコスト縮減の視点も持ちながら、効率的な予算編成に努めてまいります。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

今年幾らかかるかだけではなくて、やはり将来含めて、どの選択が最も合理的なのかを、やはり考えることが必要だと思いますが、特にユーサ浅虫は市民が利用する施設であって、浅虫温泉の言わば玄関口でもあります。道の駅としても多くの観光客を迎える施設です。

また、国スポ・障スポでは、浅虫はビーチバレー、オープンウオータースイミングが行われておりますし、今月の 26 日には浅虫温泉花火大会が行われます。

地域の観光協会も、まちづくり協議会も夏・冬のねぶた祭りやマルシェなど、様々なイベント活動で地域を盛り上げようと必死であります。その中にあって、主要な誘客施設であるユーサ浅虫の各施設の故障が恒常化している状態では、施設そのものへの評価、信頼を損なうのはもちろんですけれども、まちづくりに関わる多くの方々の努力もやはり報われないのではないかなと思います。

今回の一連の故障を契機として、令和９年度以降の予算要求について市の考えをお伺いいたします。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長　来年度の予算要求に当たっての考え方についてお答えをいたします。

経済部では、道の駅ユーサ浅虫やモヤヒルズをはじめとする観光施設のほか、スポーツ広場や市民プールといったスポーツ施設など、多くの市民や観光客が訪れる公共施設を所管しておりまして、これらの修繕案件につきましては、これまでも利用者の安全性を最優先に経年劣化の状況などを勘案しながら、限られた予算の中で優先順位を見極め、順次対応してきたところでありまして、来年度につきましても同様の考え方の下、適切に対応をしてまいります。

以上です。

○舘山善也委員長　工藤健委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

今回の一連の故障を見ますと、その都度修繕するだけではなくて、やはり主要設備の更新時期をあらかじめ見通して、特に展望浴場のように営業や集客への影響が多い施設設備については優先的に予防保全を進める必要があると思います。

市はファシリティマネジメント推進基本方針で、予防保全やトータルコストの縮減、財政負担の平準化を掲げております。そうであれば、その考え方を施設管理だけではなく、予算編成にも具体的に反映させるべきであります。

ぜひ、企画部が示した考えを経済部の具体的な予算要求につなげていただくことを求めて、私の質疑は終わります。

ありがとうございます。

○舘山善也委員長　次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員　日本共産党の天内慎也です。

８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費に関連して、浪岡地区の除排雪事業についての１点だけ、何点か質疑をやっていきたいと思います。

最初に、浪岡地区の流・融雪溝整備事業の進捗状況を示してください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　天内委員からの浪岡地区の流・融雪溝整備についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和６年度に策定しました青森市雪対策基本計画におきまして、冬期積雪期におきましても住みよい都市づくりを推進するための取組の一つとして、流・融雪溝を整備することとしており、浪岡地区では現在、北中野地区で整備を進めております。

当該地区の流・融雪溝につきましては、一級河川岩木川水系正平津川からの河川水を水源とし、計画延長約 2.5 キロメートル、総事業費約５億 2000 万円を見込んでおり、令和７年度末時点での進捗率は事業費ベースで約 49％となっております。

令和８年度は、整備済みの延長約 1.4 キロメートルについて暫定供用を開始する予定としており、今後も国の交付金を活用しながら着実に整備を進めてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　天内委員。

○天内慎也委員　今、浪岡で流・融雪溝の事業は北中野地区で、やられていまして、令和２年から工事が始まって今年で６年目になりました。６年目でもまだ約 49％ということなので、あと残り６年ってすれば令和 13 年、令和 14 年ぐらいまで、まだまだかかるなと思っていました。答弁で今年暫定供用をすると。約 1.4 キロメートルということだから、住民の方々にとっては助かるのではないかなと思っています。

ちょっと簡単に確認させてください。質疑しますけれども、令和２年のあたりにそのときの町内会長に水源をどうするんですかと聞いたら、その会長はボーリングを掘るとしゃべっていたんです。それが、今の答弁では正平津川の河川水を水源とするという――細野地区からくる川ですね。ということは、北中野地区の高いところまで、これポンプでくみ上げるということでよろしいですか。分かりますか、浪岡振興部長。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　再度の御質疑にお答えいたします。

水源についてですが、今ほど御答弁いたしましたとおり正平津川からの河川水を水源としておりまして、現時点では事業費ベースで約 49％ということで、ここの部

分についての暫定供用を今年から始めるものについては、ポンプを使用せずに自然流下での運用を考えております。

ただ、全体的なものの経過としましては、ポンプアップが必要な地域も上流部のほうではありますので、それについてはまた、そのポンプを設置するしないによって管理運営費のほうにも違いが出てきますので、町会のほうとも相談しながら進捗状況と併せて、また検討を進めていきたいと思っております。

以上であります。

○舘山善也委員長　天内委員。

○天内慎也委員　浪岡振興部長が言うとおり、ポンプアップしなくても使えるところもあり、一番高いところがあるわけですけれども、そこのところをちょっと心配して聞きました。

再度、今度お聞きしますけれども、何年か前にも言われましたが今回も住民からちょっと言われまして、浪岡地区の福田町内に流・融雪溝を整備してほしいという声があるんですけれども、市の見解をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　流・融雪溝についての再度の御質疑にお答えいたします。

流・融雪溝の整備に当たりましては、１つには、十分な水源が確保できること、２つには、地表勾配や流末が確保できること、そして３つには、地域が自主的に管理組合を組織し、流・融雪溝の整備後は費用負担を含む管理運営を行うことを条件としております。

現在整備を進めております北中野地区完了後の流・融雪溝の整備箇所につきましては、北中野地区の進捗状況も見極めながら、整備条件の適合状況や地域住民の理解と協力、整備効果等を踏まえ総合的に検討していくこととしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　天内委員。

○天内慎也委員　私は別に、福田地区の町内会長に同意とかを得たりとかはしていませんけれども、この流・融雪溝というのは、かなり町内会と相談したり協議したり、住民の合意を得てやらなければなかなか成功しない事業だと私は思っています。

十分な水源というのは、私から見ればあそこに川が２つあって、赤川という川と大釈迦川というのがある。ちょっと遠いかも分かりませんけれども、一応川はあるということで。あと、住民の方もしゃべっていましたが、勾配がある程度なければ駄目なんだよなということで、そこなんかも心配されるところですけれども、やはり住民にとっては、やはり費用負担と理解と協力。ただ雪を投げていればいいというものでもなくて、やはり住民の協力がなければ駄目だということを、私の町内会にも流・融雪溝があるから、私はよく分かっています。

去年から町内会の役員になりまして、早速、泥上げをするべしということで止水板を外して――止水板を差し込めばそこに水がたまる、そこに雪を投げれば溶ける

ということで、止水板を外して泥上げ、止水板は何日か前に外してあるんですけれども、泥上げをしましたら100袋ぐらいの泥が上がりました。なぜかといえば今まで１回もやったことがないからだということで、ちょっと大変な思いもしましたので、だから、管理もやはり大変なのも私は十分分かっていますので、その辺のところも私も教えていきたいなと、伝えていきたいというふうに思っておりました。

再度お聞きします。２年連続の豪雪を踏まえ、除排雪事業が迅速に実施できるよう雪捨場の増設場所を考えておくべきでないか、見解をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　浪岡地区の雪捨場についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の除排雪は、道路延長約136.2キロメートルを22のブロックに区分し、市職員によるパトロールを実施した上で、市の出動指令に基づき各事業者が行っており、雪捨場につきましては、排雪作業の利便性を図るため８か所に開設し、除排雪事業者のほか、多くの住民の方々にも利用されております。

雪捨場の利用状況につきましては、過去 10 年間で累計降雪量が最大を記録しました令和６年度の豪雪時には、雪捨場の受入れ容量が逼迫しましたことから緊急対策として旧大栄小学校の校庭を試験的に運用したところでありますが、令和７年度におきましては、集中的な降雪はあったものの、シーズンを通して受入れに支障がなかったことから従来の８か所の雪捨場で対応したところであります。

雪捨場につきましては、今後も降雪状況を見極めながら、現在の８か所の雪捨場で運用を行うことを基本としておりますが、災害級の豪雪に備え、新たな雪捨場についても検討していくこととしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　天内委員。

○天内慎也委員　２年前のだから令和６年度のときのような豪雪のときということで聞いていました。

そのときは､私のすぐそばの旧大栄小学校の校庭を緊急的に使ったということで､私の地元は農村部ですので､住宅がそんなに隣接しているということでもないので､そういう面でもよかったのかなと思いますけれども、やはり浪岡地区を見ると、やはり増設場所は学校の校庭しかないのかなというふうに思っています。

そこでお聞きします。雪捨場の増設場所として閉校した学校の校庭を使用する考えはないかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　閉校した学校の校庭の活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、浪岡地区では現在８か所の雪捨場を開設しておりますが、令和６年度の豪雪時には雪捨場の受入れ容量が逼迫しましたことか

ら、緊急的な対策としまして旧大栄小学校の校庭を試験的に運用したところであります。

委員御提案の閉校となった学校につきましては、浪岡地区では旧大栄小学校及び旧本郷小学校となっておりますが、学校の校庭への雪捨てにつきましては、校庭に乗り入れるための構造上の支障の有無や搬入車両の振動・騒音及び通行経路等に係る近隣の住民の方の理解など、様々な事項について関係者との調整が必要であるものと考えております。

以上であります。

○舘山善也委員長　天内委員。

○天内慎也委員　ですから、旧大栄小学校以外だと閉校したところは、旧本郷小学校しかないので、だから、旧本郷小学校がいいのではないかなというふうに思います。

住民の理解も必要ですし、校庭に雪を盛って排雪して溶けたら、草が大きくなったら草刈りもやってくれれば、教育委員会で苦労しなくてもいいのかなとか勝手に思っています。

それで再度お聞きします。浪岡地区の雪捨場の整正作業の運用方法をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　雪捨場の運用についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区の雪捨場の運用につきましては、整正作業委託契約の仕様書に基づきまして、事業者が市の指示に従って作業を行うこととしております。

しかしながら、雪捨場につきましては、除排雪事業者のみならず多くの住民の方も排雪を行っておりますことから、利用者の皆様に御不便をおかけしないよう、事業者自らが状況確認を行った上で、市に判断を仰いだ上で、市が判断した場合には作業を行う場合もあります。

以上であります。

○舘山善也委員長　天内委員。

○天内慎也委員　契約の仕様書に基づいて、市の指示に従って行うと。あとは事業者が自らの判断で行う場合もあるということです。

あと、意見にとどめておきますけれども、ずらずら言いますけれども、今回の住民の方から感じた意見として、あまり雪がないのに雪捨場のブルドーザーが動いてるという声もありましたし、でも、オペレーターにしてみれば雪捨場を、その下をきれいに削っているだけなのかも分かりませんし、ダンプが入りやすいようにしているのかも分かりません。それは分かりませんがそういう声もありました。

それとあと、私から見てありがたいと思ったことは、私どもの家のそばの雪捨場の前は市道になっていて、500 メートルぐらいですかね、左へ行けば国道にぶつかっ

て、右へ行けば県道にぶつかるんですけれども、そこを雪捨場のタイヤショベルが大雪のときなんか下を剝いでくれたりして、脇も広げてくれたりして、そういう点では、地元の住民として大変は助かっているというふうに思っていました。

雪捨場もそうなんですけれども、道路の路線の除雪も当然職員からの指示があって業者が動くということで、職員と業者間で常にやり取りがあると思います。

最後になるんですけれども、最近耳に入ってくるのは、浪岡は22ブロックがあるんですけれども、職員から業者への対応が公平でないというふうな、これ以前の話だそうですけれども、今、私の耳に入ってきています。もしそうなのであれば、当然公平公正に改善を図っていくべきでないかと。そのことがやはり除排雪の業務に支障があれば駄目ですし、ということで、そのことを要望して質疑を終わります。

○舘山善也委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後０時50分からといたします。

午前11時45分休憩

―――――――――――――――――――――

午後０時50分再開

○舘山善也委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員　自民クラブ、澁谷です。よろしくお願いいたします。

初めに、卸売市場について質疑をさせていただきます。

１款卸売市場事業費１項運営費１目事業管理費に関連してお伺いいたします。

過去５年間における施設の改修や修繕について、件数と所要額の実績をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　卸売市場の改修及び修繕の実績についての御質疑にお答えいたします。

青森市中央卸売市場及び青森市公設地方卸売市場の過去５年間の改修及び修繕の件数と所要額の実績につきましては、令和３年度が維持修繕料40件、1327万5757円、工事請負費４件、2807万7830円、合計44件、4135万3587円、令和４年度につきましては、維持修繕料36件、1217万510円、工事請負費３件、7129万2650円、合計39件、8346万3160円、令和５年度におきましては、維持修繕料35件、1251万619円、工事請負費２件、1856万2500円、合計で37件、3107万3119円、令和６年度におきましては、維持修繕料で53件、1476万1824円、工事請負費７件、3792万3208円、合計で60件、5268万5032円、令和７年度におきましては、維持修繕

料 60 件、1544 万 8521 円、工事請負費３件、1360 万 2812 円、合計で 63 件、2905 万 1333 円となっております。

○舘山善也委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございます。

令和３年度からお伺いいたしましたが、大きく修繕をしたり工事請負の経費がかかったりとしている中で、細かい修繕の部分については、件数は多いものの、さほど金額は抑えたような感じでは推移しているように思いますが、やはり合計の件数でいって最後の金額になりますと 4000 万円、3000 万円、5000 万円とかかる修繕費というのは増えているなと。令和７年度に関しては、直さなきゃいけなかった部分もあるんでしょうけれども、なかなかに工事が追いつかなかったり、材料がなかったりなど、様々な要因があったのではないかなというふうに思います。

次に、再質疑をさせていただきます。卸売市場の修繕件数が増加している中で、市場機能を維持していくために、どのような方針で修繕を行っていくのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　卸売市場の修繕等についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市卸売市場につきましては、昭和 47 年 10 月の開設以来 53 年が経過し、施設設備が老朽化しているため、修繕等の要望も増加しております。

卸売市場につきましては、青果や水産物といった生鮮食料品等を安定的に供給する基幹的インフラであります。また、集荷、価格形成、品質保持等、生産者と消費者をつなぐ流通の核拠点として大きな役割を担っております。

引き続き、卸売市場が良好な状態で機能・役割を発揮していくため、施設及び設備の重要度・緊急性等を考慮しながら計画的な修繕に努めてまいります。

○舘山善也委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございました。

この修繕の更新に関しては、青果物・水産物・生鮮食品等を扱うわけですから、なかなかに今の状態では、生鮮保持という部分では、今の機能ではなかなか足りないよというふうな意見がこれまでも多々、事業者の皆さんから出されている意見の一番の大きい問題点になっているところだと思っております。緊急性を考慮しながら計画的な修繕に努めてはいるものの、やはり古いですから、53 年を経過している建物なので、ガスの冷蔵庫一つにしても修繕が追いつかない、また、突発的な修繕が必要な建物だということも認識しながら、管理棟の職員の皆さんは、日々壊れたところがないのかどうか場内を回っている姿はよく拝見しておりました。

今回、令和８年度市場老朽化対策という協議会を初めて市場のほうに設置していただいて、議論をする場を設けていただきました。これは農林水産部長が一生懸命この６年間、ひたすらにこの協議会を立ち上げるためにというふうに動いてくだ

さった結果かなというふうに思っております。

私もですが、舘山委員長も出席して、私たちの市長に対する思いが足りないんだと活を入れられながらも、各事業者さん、皆さんそれぞれが今まで言いたかったけれども言えなかったような部分も意見として出されていて、その一番の大きいところ、やはり今の全国の市場の建て替えの状態を見ても、なかなかに一筋縄ではいかないという建設的な問題であったり、行政の部分との話の折り合いがつかなかったりというような問題も、事業者の皆さんからは伺っておりましたけれども、規模をどうするか、機能をどうするかといった観点も確かに大切ではありますけれども、まずは青森市としてこの中央卸売市場の立ち位置をどのように見ているのか、考えてくれているのかというところが一番の疑問点で、最初に議論のお題に上がったかなというふうに私は感じて、この会議を１回、２回と参加をさせていただきながら皆様の意見を聞いてきたわけですけれども、一番は、農林水産部長が常に情報が足りない、調べてこい、こんな感じで事業者の皆さんからハッパをかけられているわけですけれども、それに対応できるように職員の皆さんがいろいろ洗い出しをしながら議論を円滑に進めるように、いつも補ってくれているなというふうに思っておりますので、引き続きこの協議会には、対策をどのように講じていけばいいのかというお話は、耳を傾けていただきながら議論を活発に進めていただきたいというふうに思います。

次の質疑ですが、青森市中央・公設地方卸売市場経営ビジョン及び青森市ファシリティマネジメント推進基本方針を踏まえて、どのような施設更新や維持管理など老朽化対策をこれから行っていくのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　卸売市場の老朽化対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

卸売市場の老朽化対策につきましては､青森市中央･公設地方卸売市場経営ビジョンにおきまして、老朽化施設等の改善といたしまして、品質管理及び衛生環境面で改善が必要な施設設備につきましては、緊急性や耐用年数等も考慮しながら順次改修・更新を行いますとともに、施設全体の老朽化対策につきましては、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針にのっとり、関係部局と協議しながら環境整備に努めることとしております。

現在、市場関係者と将来必要とされる市場の機能・規模、また老朽化対策の手法等、今後の市場の在り方について協議を行っております。市場関係者の御意見も踏まえながら、今後におきましても、卸売市場が基幹的インフラとして、また流通の核拠点としての機能や役割を発揮していけるよう、青森市中央・公設地方卸売市場経営ビジョン及び青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、施設の老朽化対策を進めてまいります。

○舘山善也委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございました。

そうですね、御答弁の中にもありました品質管理及び衛生環境面、これが第一優先とされる場所であることは確かです。関係部局と協議しながらその整備に努めていただきたいというところも確かに言えると思います。

ですが、更新をするにしても建て替えが必要なのか、大規模改修でいいのか、そういったところの議論も協議会の中ではしておりますが、やはり一番負担に思うところは負担金の割合ですよね。各事業者さん、今の納めている施設管理費でできればそのままで何とか同じように使えるような機能をつくっていただきたい、つくっていったほうがいいんじゃないかというような意見も出されておりました。

私たちの日々の生活で口に入るものですから、確かにここは止まることのない商売の場所である拠点の一つだと思います。それが県内のみならず県外にも流通しているわけで、今はまさにここが産地市場と言われるような位置づけされている場所であることは御存じのとおりだと思います。

その機能を生かしつつ、青森の産地商品を全国の皆さんに届けるためには、今の施設だとなかなかに、ほかの市場または小売業者さんから目を向けられるには少し心もとない建物ではないかな、品質管理がちゃんと徹底されているのかというふうに、お客様たちは夏場に見学に来るんです。そういったところを何とか自分たちの自助努力でもって、この市場から荷物を少しでも多く買ってもらえるような取組を各事業者さんはこれまで行ってきましたけれども、やはりそこには公助という助けが必要だというところが今、目前に迫ってきたように私は感じております。

ぜひ、これから行政と事業者と関係部局と行ったら、周りの卸商業団地なり、いろいろ関係する団体と協議を進めながら、いい形をつくっていただきたいなというふうにお願いをしてこの質疑は終わります。ありがとうございました。

次に、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針についてお伺いいたします。

２款総務費１項総務管理費３目財産管理費に関連して質疑をしたいと思います。

青森市ファシリティマネジメント推進基本方針についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　澁谷委員からの青森市ファシリティマネジメント推進基本方針についての御質疑にお答えいたします。

本市の公共施設等につきましては、その大半が昭和40年代から昭和60年代前半にかけて集中的に整備されたものとなっており、今後、多くの公共建築物が老朽化に伴う大規模改修や更新の時期を迎えますことから、これら全てを維持・更新しようとした場合、多額の財政需要が見込まれる状況にあるものであります。

また、人口減少と少子・高齢化の進展は、税収の減少や社会保障費の増加を招き、財政状況はさらに厳しさを増すことが見込まれるとともに、公共施設等の利用需要が質・量ともに変化していくことが予想されるところであります。

このような状況を踏まえまして、市では平成28年２月に、公共施設等全体の統一

的なマネジメントの取組方針を定めた青森市ファシリティマネジメント推進基本方針を庁議において決定・策定いたしました。

当該方針では、必要な行政サービス水準を確保しつつ、公共施設等の総量抑制を図ることとしており、その取組を進めるに当たりましては、方針策定時点から30年間で見込まれる総人口の減少率を踏まえ、公共建築物の延べ床面積20%縮減を目指すこととしております。

また、施設の更新が必要な場合には、その利用状況や耐用年数等を踏まえ、施設配置のバランスも考慮しながら、周辺既存施設との統合による複合化を原則とすること、定期的な点検や計画的な維持管理などを行うことにより、公共施設等の長寿命化を推進することなどを定めており、当該基本方針に基づき、今後とも長期的な視点を持って、財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の配置の最適化の実現に向けた取組を進めていくこととしております。

○舘山善也委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　御説明いただきありがとうございました。

まず、重要な５つの基本方針というのがありますよね。公共施設等の総量抑制、公共施設等の長寿命化の推進、施設の効率的管理と有効活用、そして、民間活力の活用、そして、公共建築物の耐震化の推進と。これを常に考えながら、庁議でもって現在のファシリティーマネジメントを計画、基本方針として進めてきたということは企画部長の答弁からもよく分かりました。ただ、更新が必要な建物ばかりで、どれから手をつけていいのかが、実際のところ悩ましいのではないかなというふうに私自身は思います。

確かに、財政健全化のためには幾らかでも長くその建物を使っていただきたい。そしてそこで、機能を果たしてもらいたいというふうに今までやってこられたのかなという部分も考えるところはありますけれども、そればかりでは片づかない問題も多々いろいろな公共物の中には問題が山積みになってきたのかなというふうにも考えます。

そこで、次に質疑をさせていただきますが、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に係る具体的な取組実績についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　ファシリティーマネジメントに係る取組実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づく主な具体的取組につきまして、まず、公共施設等の総量抑制に向けた取組といたしましては、更新が必要な施設について周辺施設との複合化等を進めており、具体的には、奥内小学校、西田沢小学校及び後潟小学校を統合し、奥内小学校の校舎を使用することとし、北小学校に名称を変更、ふれあいの館機能を総合福祉センターへ移転、ほろがけ福祉館と浜館分団第１・５班機械器具置場の複合化、野内分団第１班機械器具置場と同分団

第２・３班機械器具置場の集約化などが挙げられるところであります。
次に、公共施設等の長寿命化を推進する取組といたしましては、下水道施設や公園施設、橋梁などの個別施設における長寿命化計画において方向性を定め、浪岡橋橋梁補修工事、浜館跨線橋橋梁補修工事、八重田浄化センター合流消毒設備改築電気工事、八重田浄化センター分流汚水ポンプインバータ盤改築工事など、維持修繕や設備更新を行い施設の長寿命化を図ったところであります。
○舘山善也委員長　澁谷委員。
○澁谷洋子委員　ありがとうございます。
今いろいろおっしゃっておりましたが、どれもこれもやらなきゃいけないことばかりだなというふうにお伺いいたしました。
そこで、青森市内全ての公共施設等において、市はファシリティーマネジメントの視点からどのように検討をしているのかお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。
○金谷浩光企画部長　ファシリティーマネジメントの視点での検討についての再度の御質疑にお答えいたします。
本市が所有する公共施設等につきましては、各所管部局と関係部局が緊密に連携し、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、個々の施設の状況や特性に応じて、また、本市の厳しい財政状況を踏まえ、市全体の財政需要をも俯瞰しながら検討を進めているものであります。
そうした観点から、庁内において調整が必要な案件につきましては、庁内調整組織において施設の複合化の検討や未利用公有財産の利活用の検討などの調整を行っております。
具体的には、これまで学校、福祉館及び消防団機械器具置場の改築計画について、福祉館改築の方向性について、消防団施設整備候補地についてなど、部局横断的な課題に対する調整を行ってきたものであります。
○舘山善也委員長　澁谷委員。
○澁谷洋子委員　ありがとうございました。
財政難、財政難と先ほどから答弁の中に財政難ばっかり出てくるんですが、確かに財政難ではありますよ。ただ、青森市が保有している財産に当たる土地や建物だったりを利活用するような考え方を取り入れて、１つでも多くそれを売却して自分たちの歳入を増やすような取組は必要なことだと思います。
そういうために、市民の皆さんのみならず、青森に自分たちの会社をつくりたいと思う企業がお尋ねに来て、御相談をしているようなことも多々あると思います。そういったところをこのファシリティーマネジメントの中でもう少し検討をして、変えるところは改善していくようにして財産を軽くしたほうがよろしいのではないか、また稼げる方法を見いだしてもいいんではないかなというふうに思います。稼ぐとなれば営利目的になるかもしれませんけれども、やはり税収が、財源が足りな

いんだと企画部長がそこまでおっしゃるんであれば、やはりそれを増やす方法も一緒に考えていくべきじゃないかなというふうに私は思います。

その中で今、答弁でずっと聞いておりましたが、一般の公共物、例えば市場のように公営の公共物、そして広域のものとなれば消防の庁舎のことになってくると思いますけれども、この市場の協議会でも言われたのは、青森市の財布は１つでしょう。そして、開設者は市場であれば市長です。だけれども一般であれば、市長は市長です。広域であれば管理者は市長です。全て市長の判断なのではないんですかというような疑問の声、そしてそこにきちんと答えを求めていきたいというお話もされているわけです。

今言ったように、どれがどこに、各部局で考えてじゃなくて一体のものとして、これから青森市、何が老朽化対策で一番先に行っていかなければならないのかをよく検討していただきたいというふうに思います。これは強く要望していきたいと思います。

最後に、青森市内全ての公共施設等の更新については、今後どのような方針で検討をするのか市の考えをお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　施設の更新に係る市の方針についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、公共施設等の老朽化に加え、豪雪災害や長期化する物価高騰、増加傾向が続く社会保障関連経費、人件費の上昇基調など、財政を取り巻く環境が一層厳しさを増している状況にあります。

こうした中、市といたしましては、公共施設等の更新を含めた総合管理について、30 年間で公共建築物の延べ床面積 20％縮減を目指す総量抑制などの方針の下、これまで以上に踏み込んだ対応が求められているものと認識しております。

このことから、現在、個々の公共施設等の状態を正確に把握した上で、施設の今後の在り方について、全庁統一的な視点で検討し、全体を俯瞰しながら客観的な指標などにより更新の優先度を評価する手法について検討を進めているところであります。

○舘山善也委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございました。

それでももう建築してから 40 年、50 年と。これから洗い出しをするのであれば、さらにあと５年、10 年、15 年と今の建物を維持していかなければならない。私はいつも一般質問でも予算特別委員会でも申し上げてきましたが、代替用地もなければ代替の建物もないんです。今から検討だと間に合わないと思います。なので、やはり早め早めに考えていかなきゃいけないし、検討もしてこなきゃいけなかったかもしれないところを、もう少し前に進むようにスピードアップしていかないと、この老朽化対策、更新・改修全てにおいて遅れを生じてくる。それがどうなるかという

と、私個人的には、事業者がいなくなってしまうんですよね。市民の皆さんも自分たちの活動をする場所が狭まれてきます。スポーツにしてもそうだと思います。

そういったことをきちんともう一度洗い出しをして、このファシリティーマネジメント自体を今の実情に合った考え方でもって改訂を行っていただきたいなというふうに、これから検討していただきたいと強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員　最後の質疑者となりました。自民クラブ、中田靖人です。

質疑に入ります前に、所見を一言述べたいと思います。

先週日曜日、青の煌めきあおもり国スポ、トライアスロン競技が新中央埠頭周辺の特設会場で開催をされました。

私､青森県トライアスロン協会副会長という立場でここ約８年､大会の成功を願って、関係者の皆さんと、それから市の職員の皆さんの中でも、担当の職員の皆さんと一緒に携わってきましたけれども、大会を成功裏に終えることができました。

参加した選手の皆さん、それから公益社団法人トライアスロンジャパンの役員の皆さんから総じて大好評でした。すばらしいコースだということで大変お褒めの言葉をいただきました。やはりベイブリッジを封鎖して、あそこを走れるというのはなかなかない。それから中心市街地からこれだけ近い、それから海が透き通っているということで、日本全国いろんなところで泳いでいる選手の方から、青森のこの中心市街地から近いこの海がきれいだというふうな言葉がありました。大変すばらしいシティプロモーションになったのかなというふうにも思います。

今回で終わることなく来年もぜひ開催したいなと思っておりますが、なかなか規模が大きいですし、市の職員の担当の方がやっと終わったと思って安心しているでしょうから、もう二度と関わりたくないというのが本音かもしれませんけれども、ただ、何か模索して開催できるように考えていきたいなというふうに思っていました。

以上を申し上げて質疑に入りたいと思います。

まず最初に、除排雪事業に関連して質疑してまいります。８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費の除排雪事業に関連して質疑してお伺いしてまいります。

６月議会、西市長のほうから、東北地方整備局、それと県が組織する協議会で、道路啓開ワーキンググループを設置するということが発表されました。このワーキンググループで国・県・市――道路管理者ですね、除雪連携方法について具体的な検討を進めていくというふうにお話をされていました。

その後、このワーキンググループの進捗はあったんでしょうか。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　中田委員の道路啓開ワーキンググループについての御質疑にお答えをいたします。

東北道路啓開協議会におきまして、令和６年１月に発生した能登半島地震を踏まえ、東北地方における道路啓開の実効性を向上させるため、令和７年４月に改正された道路法第 22 条の３に基づく道路啓開計画について、地震・津波編に続き新たに雪害編を策定することとしております。

この雪害編の策定に向け、当該協議会の下に青森道路啓開ワーキンググループが設置され、先日、第１回会議がウェブ形式で開催されたところであります。同ワーキンググループには国・県・市町村の関係する道路管理者が参加しており、本市からも雪対策を担当する道路維持課の職員が参加しております。

以上であります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　第１回目の会議がズーム形式で開催されたということでした。

中身については、まだちょっと明らかにできないということでしたので、今後、国と県と市がしっかりと連携されていくことを期待しております。６月の市長答弁の中でも、個別最適ではなくて全体最適を追求していくということの表明もありましたので、青森市全域が国と県と市、連携する形での除排雪が実行できるように期待をしております。

昨日の予算特別委員会の質疑の中で新規募集のお話がありました。18 工区９路線について 30 者から応募があったという答弁がありましたけれども、今年度の新規募集のうち事業者の応募がなかった工区は何工区あったのかお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　事業者募集の状況についての再度の御質疑にお答えをいたします。

今年度新たに事業者を確保する必要がある工区・路線につきましては、最終的に 18 工区９路線となり、９月１日から 10 日まで募集を行いましたところ、工区・路線においては複数の応募があったものの、３工区については事業者からの応募がありませんでした。

現在、応募があった事業者について配置を予定している除排雪重機やオペレーターの確保状況、作業体制など、業務を確実に履行できる体制が整っているか確認を進めており、その結果を踏まえ、受託事業者を決定することとしております。

また、応募がなかった３工区につきましては、登録事業者との個別の協議や必要に応じて再募集を行うなど、引き続き受託事業者の確保に取り組んでまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　３工区、応募がなかったということでありました。

今後再募集したものの応募がない場合、既に応募している事業者へ協議したとしても、各事業者は応募する路線、それから工区の規模に合わせて人や機材を配置しているというふうに考えます。能力不足のまま受託せざるを得ないという懸念がな

いのかということが不安材料です。

事業者の能力が不足している路線、それから工区においては、災害時だけでなくて通常時においても――災害時は、これまでの答弁の中でも県に対して連携を要請していくというふうなお話でしたけれども、災害時だけではなくて通常時においても、県内の少雪地域、例えば十和田市、八戸市、こういったところから応援を動員できるよう県へ要請してみてはいかがかと考えますけれども、市の見解をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪業務につきまして、本市としましては、それぞれの受託事業者と作業能力を踏まえ契約をしております。

しかしながら、通常時の除排雪体制におきまして、重機の故障や作業員の欠員など不測の事態が生じた場合、本市の除排雪業務を受託している事業者の中で余力のある者による応援除雪などを活用して対応することとしております。

一方、災害時への備えにつきましては、本市だけで必要な重機やオペレーターを確保することには限界がありますことから、県や関係団体と災害時における連携協定を締結しておりますほか、さきの一般質問において市長が答弁申し上げましたとおり、豪雪時に必要となる除排雪重機につきましては、県内外から迅速に応援を受けられるよう、県に対して働きかけをしてまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　災害時は県に要請するけれども通常時では考えていないと、青森市の事業者で何とか回していくというふうなお話でした。

そうすると、まずちょっと確認したいんですけれども、今回再募集するに当たって、不可の評定を受けた事業者がありましたけれども、この不可の評定を受けた業者も今回の新規募集にはエントリーしていますか。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。

昨シーズンの除排雪の評定において不可となった事業者の中でも、今回の募集に対して応募をしている者はおります。

以上であります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　不可の評定を受けた業者もエントリーをしていると。不可の評定を受けた業者は改善計画を市に提出をしているということですよね。ただし、改善計画でどこまで改善されるのかは定かでありませんが、自分の工区もままならない中で、またほかの路線に追加でエントリーしているというところもあるのかなと思うんですけれども。例えば不可になったと、その工区を降りましたと、もう１回別

のとこへ行きますというんだったらまだ分かるんですけれども、こっちのほうの工区を持ったまま、改善計画書は提出しておいて、また新しいところにエントリーするというのはちょっと理解できないんですよ、もし万が一そういうところがあるとすれば。そういうふうなところについてはしっかりと中身――重機、機力、オペレーター、こういったところもしっかりと検証した上でないとまた同じことが起きてしまいますよ。その点はちょっと強く要望しておきたいと思います。

３工区のエントリーがなかったということですけれども、市としてはどのように分析されていますか。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。

今年度、新たに受託事業者を確保する必要がある 18 工区９路線について募集を行いましたところ、３工区については事業者からの応募がなかったところであります。

応募がなかった理由としましては、各事業者における除排雪重機やオペレーターの確保状況のほか、既に配置されている工区・路線との作業体制や配置可能な重機の状況、工区の規模や道路状況など、複数の要因があるものと考えております。

本市としましては、今後、事業者からの聞き取りを通じて応募に至らなかった具体的な事情の把握に努めるとともに、受託の可能性についての協議や必要に応じた再募集を行うなど、今冬の除排雪体制の確保に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　今、３工区でエントリーがなかった市の分析結果がお話しされておりましたけれども、私が聞こえてくる範囲では、やはりその３つの工区がどうしても広過ぎると。自分たちではちょっとやれないというところが業者の皆さん自分たちの判断でエントリーしていないんだと思います。

そして多分人気があるところ、ここは自分たちでできるだろうというところに意外と集中しているのかなというふうに思いますけれども、例えば、広過ぎるのであればそれを分割するとか、今のままだと多分無理強いする形になりますよ。なぜかというと、これ６月とかの話であればまだ準備できるんですけれども、あと２か月もすれば雪が降ります。この段階で業者の皆さんもリスクを取りたくないんだと思います。

そう考えると、やはり分割して、多少除排雪経費が上がったとしても私はその判断は市として必要だと思いますけれども、その点についてはどう考えますか。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。

再募集を行っても応募がなかった場合につきましては、既存事業者や別の工区・路線に応募のあった事業者に対し、除排雪重機やオペレーターの確保状況、配置予定

の工区の作業体制などを確認した上で、受託の可能性について改めて協議をすることとしております。

また、その聞き取りを踏まえながら、必要に応じて周辺工区・路線との統合や委員御提案の工区の分割など、事業者が受託可能となるよう募集条件の見直しを行いながら、早急に受託事業者の確保に取り組んでまいります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　今、土岐理事のほうから分割も視野に入れるということでまず安心しました。やはりその３工区、エントリーされていない状態のまま突入できないですから。だからといって無理強いさせてしまうとまたオーバーフローしてしまって同じことを繰り返してしまうというふうになりますから、先ほど申し上げたとおり再募集して、人気がある工区――人気があるというか何者も入っているところ、そこが１者決まりましたと。そこに例えばほか何者かにあったところと今交渉してるのかなと思いますけれども、分割することで、この広さであれば我々エントリーしてもいいなというふうに判断すると思いますので、そこはしっかりと前向きに検討していただきたいと思います。

市民生活を守ることが我々行政の役割でありまして、この豪雪時、道路交通の確保が最重要ですけれども、県内外から迅速に応援を受けられるようにするということの答弁がありましたが、気候の急変、こういったものによって突発的に対応が必要な場面というのは出てくると思います。

今予算特別委員会でも一般質問でも直営の話があります。私は昔あったから、それで駄目になったんだから今必要ないという意見もありますけれども、私は今この時代の中で、この業者数の中で、人口減少の中で、万が一起きたときにすぐ出動できる直営部隊というのは必要だと私は考えます。

緊急対応のためにも直営部隊の編成を検討すべきと考えますが、市の見解をお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　市の直営班についての再度の御質疑にお答えをいたします。

青森地区の除排雪事業は、昭和 50 年代前半までは本市職員による直営での除排雪作業を実施しており、昭和 50 年代後半から民間事業者への委託事業を推進し、一部の主要な幹線道路や生活道路などの一斉除排雪を実施してまいりました。

その後、人口の大幅な増加により交通状況が大きく変化してきたこと、住宅地が拡大し除排雪延長と頻度が増加してきたことから、本市職員による直営での除排雪では対応が困難になったため民間事業者の協力を得ながらの除排雪体制へ移行し、平成 15 年度には本市の直営による除排雪路線を廃止し、昨年度までは直営班としては歩道の除雪や拡幅作業を行ってきたところであります。

一方で、緊急時における局所的な排雪作業や交差点周辺の安全確保が必要な箇所

への対応としまして、今冬は新たに４トンダンプトラック３台を確保し、機動的な対応が可能となる体制を構築することとしております。

以上であります。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　これまでの答弁でもありました４トンダンプで排雪がメインになると思うんですけれども、やはりホイールローダーとかの大型の重機、こういうふうなものを操縦できる大型特殊という免許、こういったものを持ってある程度直営で、もう専門性の高い仕事になりますので、そういった職員を育てていくのには大変時間がかかろうかと思います。ある程度もうプロ化しないといけないということになろうかと思います。

その中で、私も様々な業界の方とも話している中で先日、自衛隊の方とお話をしました。その中で施設科というところがあって、青森の第９師団のほうにも約 30 名ほどいらっしゃるということでした――40 名でしたか。行ったときは 30 名ぐらいだろうなと言っていましたけれども、そこら辺のセカンドキャリアということで考えたときには、私、自衛隊のほうの方々も早めの退職で、そのあとの民間への就職ということもあっせんしておりますので、その中で、災害復旧ということに特化して活動してこられたそういうスキルも含めて、それから資格を持っているということからすると、私は一つの大きな有効な人材であるというふうに考えますので、今後、仮に直営部隊を編成するという際には、その活用ということも念頭に置いていただければなということを要望して、除排雪については終わりたいと思います。

次に進みます。クラブチームの地域展開について質疑します。10 款教育費６項保健体育費１目保健体育総務費に関連して質疑します。

クラブチームの地域展開における指導者としての兼業兼職の申請をしている教職員の状況、東青中学校体育大会の参加状況、学校施設開放事業の利用状況についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　中田委員からのクラブチームの地域展開の状況についての御質疑にお答えいたします。

教職員の兼業兼職につきましては、地方公務員法等の関係法令に基づき、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合において、教育に関する他の職や事業に従事することができるとされております。

本市におきましては、教職員が所属校長を経て、教育長の承認を得る手続となっており、過去３年間におけるクラブチームなどの指導者としての申請件数は、令和５年度が３件、令和６年度が２件、令和７年度が３件となっています。

次に、東青中学校体育大会におけるクラブチームの参加状況につきましては、令和６年度は 18 団体、令和７年度は 26 団体、令和８年度は 27 団体となっており、令和８年度の 27 団体の内訳は、軟式野球競技が６団体、バレーボール競技が５団体、

陸上競技、ソフトテニス競技、剣道競技、柔道競技、新体操競技、サッカー競技、バドミントン競技が２団体、バスケットボール競技、卓球競技が１団体となっています。

最後に、学校施設開放事業の利用状況についてでありますが、学校施設開放は、子どもの安全な遊び場の確保並びに地域住民の体育・スポーツ活動及び社会教育活動のため、学校教育に支障のない範囲において学校施設を計画的・継続的に開放し、地域住民が気軽に学べる環境づくりと地域に開かれた学校づくりを目的に実施しております。

また、学校施設の開放期間は原則通年としており、開放日・開放時間については、学校の実情に応じて校長が決定しております。

学校施設開放を利用する団体数につきましては、令和６年度が 382 団体、令和７年度が 386 団体、令和８年度が 389 団体となっています。

また、令和７年度に開放した学校施設の状況につきましては、体育館が 60 校、校庭が 30 校、音楽室が３校、武道館が２校、コンピュータ室が１校、視聴覚室が１校、ランチルームが１校となっております。

また、令和８年度に利用している 389 団体の活動種目は、バスケットボール競技が 111 団体、バレーボール競技が 76 団体、サッカー・フットサル競技が 66 団体、卓球競技が 30 団体、野球競技が 27 団体、バドミントン競技が 25 団体、テニス競技が 16 団体、武道競技が 10 団体、ねぶた囃子等の活動が９団体、レクリエーション競技が８団体、陸上競技が５団体、ドッジボール競技が５団体、体操競技が４団体、ハンドボール競技が２団体、音楽活動が２団体、図書室の地域開放が１団体となっております。なお、１つの団体で複数の種目で利用している場合も中にはあります。

教育委員会では、クラブチームの状況や施設の開放状況等も踏まえた上で、現在、部活動の地域展開に向けて、指導者の状況の把握、生徒、保護者のニーズの把握などの実態調査を進めているところであり、今後、市小・中学校長会、市ＰＴＡ連合会、学校運営協議会、庁内関係課、各競技団体等と協議した上で、本市の方針を決定することとしております。

○舘山善也委員長　中田委員。

○中田靖人委員　現在、例えば中学校の部活の顧問をしていながら、クラブチームのほうにも指導に行くというふうな現場の先生というのはいらっしゃるんだということが分かりました。

現在進行形なんですけれども、私のほうにもちょっと相談も来ておりまして、陸上に関わっている先生なんですけれども、青森市内にも何個かクラブチームの陸上競技、例えば短距離専門のチームとかあります。県内で 280 人ぐらい会員がいるということで規模の大きいところがあるんですけれども、こういったところも結局指導者を欲しいとなったときに、現場でスキルが高く優秀な選手を育てている先生の指導力というのが欲しいということなので。クラブチームのいいところは、中学校

の先生の場合３年間しか教えられない、でもクラブチームに入ると、例えば、もう本当に小学校のうちからとか、小・中学校、場合よっては高校も含めて、クラブチームの中で長いことを指導することができるというメリットもあって、スポーツの振興とそれから競技力のアップということで言えば、このクラブチームというのが果たす役割というのは、これからますます大きくなってくるのかなというふうに思います。

そうなったときにもう一つ懸念としてあるのは、学校の開放というところ、先ほどの答弁の中でも大分広く公開しているということが分かりました。ただ、多分使う時間帯がぶつかったりして物すごく競争率がやはり激しいんだと思います。それでなかなか練習場所がないということでの相談も受けておりました。その辺りのやりくりとか、今後、校長先生の判断で開放するかどうかというのは出てくると思いますけれども、そこをうまく臨機応変に対応していただきますように要望して、この件については終わりたいと思います。

最後に、アピアランスケア事業について。４款衛生費１項保健衛生費７目健康増進事業費に関連して質疑します。

がん治療などで生じた外見の変化に対してウイッグなどの補整具、こういったものの購入費の助成を行うことをアピアランスケア支援事業というふうに言うということが、私のほうに相談にきた方がいて逆に今回いろいろと学ばせていただきました。アピアランスケア用品購入費助成事業というのを青森県で昨年からスタートさせているということでした。県内調べてみたら 10 市あるうち青森市とむつ市だけがまだ実施していないということも分かりました。

それを踏まえてちょっと質疑したいと思うんですが、がん治療に伴うアピアランスケア支援として費用助成を行う場合の想定される経費について、市が考える経費についてお示しください。

○舘山善也委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　中田委員のアピアランスケア支援として費用助成を行う場合の想定される経費についての御質疑にお答えいたします。

国の第４期がん対策推進基本計画におきましては、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すとの全体目標を掲げ、がん予防、がん医療及びがんとの共生の各分野で取組を進めることとしております。

このうち、がんとの共生分野におきまして、がん患者等の社会的な問題への対策――サバイバーシップ支援と申しますが――の一つとして、アピアランスケアに取り組むこととされております。

アピアランスケアは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義されておりまして、具体的には、がん治療中に起こる脱毛、肌の変化、手術による傷跡など、外見の変化によって生じる患者の精神的・身体的な苦痛を軽減し、その人らしく社会生活を送れるよう支援

することです。
アピアランスケア用品として、医療用ウイッグや乳房補整具などがありますが、その購入費用は医療費控除や健康保険の対象外であり、患者自身の全額負担となっておりますことから、アピアランスケア用品の一部費用助成を実施する自治体の取組が広がりを見せていることは承知しております。
また、県においても、先ほど委員からも御紹介ありましたが、昨年度から青森県アピアランスケア用品購入助成事業を実施しておりまして、アピアランスケア用品の一部費用助成を行う市町村に対し、補助金を交付しております。
既に事業を行っております他市の状況を参考に、県の補助金交付要綱に当てはめて試算しますと、対象者への補助金及び通信運搬費で年間約350万円程度となりまして、そのうち一般財源は230万円ほどと見込まれております。
以上です。
○舘山善也委員長　中田委員。
○中田靖人委員　ありがとうございます。
市の一般財源の影響額は230万円程度ということが今示されました。例えばこの事業を始めたら、例えば、何千万円とか何億円とかというんであればためらうのも分かるんですけれども、この程度と言えばあれですけれども、数百万円程度ということなんであれば、県の支援制度も活用しながらぜひ実施に向けて前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、市の見解をお示しください。
○舘山善也委員長　答弁を求めます。保健部長。
○佐藤秀彦保健部長　アピアランスケア支援に対する市の方針についての再度の御質疑にお答えいたします。
本市におきましては、これまでがん対策として早期発見・早期治療のがん検診による予防に注力してきたところです。また一方で、がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会の実現を図ることも、また重要であると認識しております。
今後におきましては、アピアランスケアを含めたがん患者等への社会的な問題への対策、先ほど申しましたサバイバーシップ支援、こういったところについて検討してまいりたいと考えております。
以上です。
○舘山善也委員長　中田委員。
○中田靖人委員　検討してまいるということでの前向きな答弁ありがとうございます。
今回質疑に当たって、私のもとに70代の女性の方からお話がありました。乳がんになったと。まだ活動していると、外にも出るということでウイッグだったりとか、それからいろんな補整するためのものを購入しようと思っていろいろ調べていったらアピアランスケアというものがあったと。青森市がやっていないということが分

かったと。私は 70 代だからあと人生の先も短いけれども、やはり若い方のことを考えるとなるべく早めに、仕事をしながらとかそういう方もいらっしゃるから、これは青森市として速やかにやっていただけないでしょうかというふうな相談でした。

今回、私もアピアランスケア支援というのは、正直言うと初めて聞いた事業で、中身を見れば、知れば知るほど、これは男性の場合もあるんでしょうかね、男性の場合はウイッグとか、がん治療をするとやはり毛が抜けていくという中では、特に今回の場合は乳がんの方でしたけれども、治療の過程の中でやはり様々出てくる身体の変化、これを補整するための経費としては、ぜひお願いしたいということでしたので、市が今後前向きに検討するということでありましたので、ありがとうございます。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○舘山善也委員長　以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第 111 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」から議案第 120 号「令和８年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、及び議案第 135 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」の計 11 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○舘山善也委員長　御異議なしと認めます。

よって採決の方法は以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第 111 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」から議案第 120 号「令和８年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、及び議案第 135 号「令和８年度青森市一般会計補正予算」の計 11 件についてお諮りいたします。

議案第 111 号から議案第 120 号まで、及び議案第 135 号の計 11 件については、原案のとおり可決すべきものと決すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○舘山善也委員長　万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員　議案第 112 号に異議があります。

○舘山善也委員長　議案番号を確認いたします。議案第 112 号でよろしいですか。

○万徳なお子委員　はい。

○舘山善也委員長　ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○舘山善也委員長　それでは、議案第 112 号について御異議がありますので、起立

により採決いたします。

議案第 112 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○舘山善也委員長　起立多数であります。

よって、議案第 112 号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま決定されました、議案第 112 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○舘山善也委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、２日間にわたり熱心に審査いただき、誠にありがとうございました。また、理事の皆様におかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後１時 54 分閉会